



あいおい生命の現状

business report 2007

2007

あいおい生命

はじめに

皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の事業概況、財務状況などについてご理解いただくために、お客様の視点で分かりやすいご説明と、見やすい構成を心がけて、ディスクロージャー誌「あいおい生命の現状 ビジネスレポート2007」を作成いたしました。本誌を通じて、当社を一層ご理解いただければ幸いに存じます。

本誌は保険業法第111条に基づいて作成した「業務及び財務の状況に関する説明書類」です。

愛♡追いかけて

守りたい人がいる。守りたいくらしがある。
そこにあるのは人と社会に対する“愛”。
わたしたち「あいおい生命」は、
お客様一人おひとりの
“愛する想い”をサポートし、
安心と感動をお届けしたいと考えています。
これからも、ずっと、まっすぐ、
“愛”を追い続けます。

【会社概要】

- 商号 あいおい生命保険株式会社
Aioi Life Insurance Co., Ltd.
- 設立 平成8年8月8日
平成13年4月1日（社名変更）
- 資本金 250億円
- 株主 あいおい損害保険株式会社
（出資比率100%）
- 代表者 取締役社長 窪田 泰彦
- 従業員数 476名（平成19年4月1日現在）
- 本店 〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5420-0101（大代表）
URL:<http://www.ioi-life.co.jp>

会社のご案内

代表的な経営指標等	代表的な経営指標のご説明と2006年度の当社の現状.....	1
	エンベディッド・バリュー（EV）の開示.....	5
経営に関する情報	トップメッセージ.....	7
	企業理念・めざす企業像.....	9
	中期経営計画「IOI LIFE NEXT10－変革への挑戦－」.....	10
	倫理憲章・行動規範・勧誘方針.....	11
	コンプライアンス（法令遵守）の体制.....	12
	リスク管理の体制.....	13
	監査体制.....	15
	個人情報（データ）保護について.....	16
	生命保険契約者保護機構について.....	20
	会社の沿革.....	22
	経営の組織.....	23
店舗網一覧（営業拠点）.....	24	
事業展開に関する情報	コンサルティング営業体制と教育・研修.....	25
	主な保険商品のご案内.....	28
	お客様への情報提供（ディスクロージャーの取り組み）.....	30
	お客様へのサービス体制.....	34
	お客様満足度向上の取り組み.....	35
	保険金等支払管理態勢とお支払状況.....	39
	社会貢献活動.....	42
	環境保全の取り組み.....	43
	事業の概況.....	44
トピックス 2006年－2007年.....	46	

会社の業績データ

I. 会社の概況及び組織.....	49
II. 保険会社の主要な業務の内容.....	54
III. 直近事業年度における事業の概況.....	55
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	81
V. 財産の状況.....	82
VI. 業務の状況を示す指標等.....	98
VII. 保険会社の運営.....	129
VIII. 特別勘定の状況.....	130
IX. 保険会社及びその子会社等の状況.....	130

代表的な経営指標等

経営に関する情報

事業展開に関する情報

会社の業績データ

代表的な経営指標等

代表的な経営指標のご説明と2006年度の当社の現状

経常利益（損失）

→P. 88をご覧ください。

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。経常収益の主なものは「保険料収入」、「資産運用収益」で、経常費用の主なものは「保険金・年金・給付金などの支払」、「責任準備金繰入額」、「資産運用費用」や会社運営のための費用である「事業費」です。なお、経常費用が経常利益を上回った場合には、その差額が「経常損失」となります。

19億33百万円

基礎利益

→P. 96をご覧ください。

1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやが生じていたとしても、それを上回る利益を確保していることとなります。

26億4百万円

当期純利益（純損失）

→P. 89をご覧ください。

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社の全ての活動によって生じた純利益または損失を意味します。

4百万円

資本金

→P. 49をご覧ください。

一般的には事業運営の基礎となる資金のことで、株主の現物および金銭による拠出額全額をいいます。

250億円

総資産

→P. 82をご覧ください。

総資産は負債と資本の合計からなります。貸借対照表では左側が「資産の部」、右側が「負債の部」「純資産の部」となっており、それぞれの内訳が記載されています。

※当社の資産構成は有価証券（90.9%）、現預金・コールローン金（1.0%）、貸付金（2.5%）、その他（5.6%）となっています。

3,141億16百万円

責任準備金

→P. 109をご覧ください。

責任準備金とは生命保険会社が将来の保険金などの支払を確実にを行うために、保険料や運用収益を財源として積み立てる準備金のことで、保険業法により積み立てが義務づけられています。

2,793億47百万円

格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。

A+(シングルAプラス)
(平成19年7月現在)

格付投資情報センター（R&I）より、保険金支払能力格付け「A+（シングルAプラス）」を取得し、保険会社としての信用度について高い評価を得ています。（格付けは現時点における格付機関の意見であり、今後見直されることがあります。）

○ R&I 社の「A+」の定義

保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。

※プラス（+）表示・・・上位格に近い

標準責任準備金

「積立方式」「積立率」は→P. 110をご覧ください。

保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことで

※保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けて、当期の利益相当額のうち44億30百万円を積増しに充当（前年度末の積増しは20億40百万円）しました。この結果、当期純利益は4百万となりました。

44億30百万円

代表的な経営指標等

代表的な経営指標等

貸付金

→ P. 123をご覧ください。

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。保険約款貸付には2種類あり、1つは契約者が資金を必要とするときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」です。もう1つは保険料が期日までに払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で立替をする「保険料振替貸付」です。一方、一般貸付は企業等に対する貸付や住宅ローン貸付ですが、当社は一般貸付は行っていません。

77億1百万円

有価証券

→ P. 120をご覧ください。

有価証券の主なものは、国債（国が発行する債券）、社債（国内企業が発行する債券）、株式、外国証券（海外の国・企業が発行する債券等）があります。

2,853億92百万円

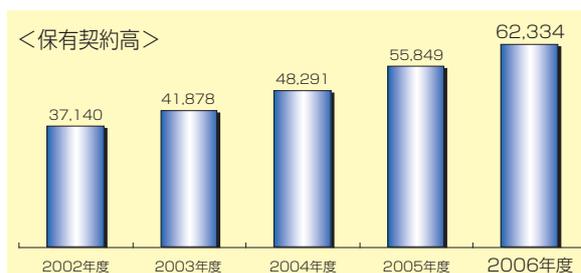
保有契約高

→ P. 99をご覧ください。

生命保険会社が事業年度末にどのくらい生命保険契約を保有しているのかを示す指標であり、ご契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計（保険料収入）とは異なります。

6兆2,334億円

(単位：億円)



※個人保険・個人年金・団体保険の合計額

年換算保険料

→ P. 99をご覧ください。

保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に金額を一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらい保険料収入を得ているかを示しています。

642億54百万円
(保有契約)

(単位：百万円)



ソルベンシー・マージン比率

→ P. 92をご覧ください。

生命保険会社は、将来の保険金などの支払に備えて責任準備金を積み立てているので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の1つがソルベンシー・マージン比率です。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置（早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度）がとられます。

1,734.6%

○ソルベンシー・マージン総額 (A)……48,449百万円
 ○リスクの合計額 (B) ……………5,586百万円
 ソルベンシー・マージン比率 ……………1734.6%
 $(A) \div [(B) \times (1/2)] \times 100$

逆ざやの状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。この割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます。）を運用収益でまかなえない状態を逆ざや状態といいます。ただし、生命保険会社にはこの他に「費差益」や「死差益」があり、この収益により「逆ざや」を埋め合わせることができます。

逆ざやはありません。

<逆ざやの算式>
 (「基礎利益上の運用資産等の利回り」 - 「平均予定利率」) × 「一般勘定責任準備金」

代表的な経営指標等

エンベディッド・バリュー(EV)の開示

1. エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下「EV」といいます) とは、生命保険会社の企業価値・業績を評価する指標の一つで、「純資産価値」と「保有契約価値」を合計したものです。

現行の生命保険会社の法定会計は、契約獲得による利益が会計上に反映するまでに一定の時間を要しますが、エンベディッド・バリューは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価することができるため、法定会計を補完し、企業価値・業績を評価する指標として優れています。

2. 2006年度末EV

2006年度末EVは748億円で、その内訳は、純資産価値が304億円、保有契約価値が444億円となりました。また、前年度末に比較して、92億円増加しました。(単位：億円)

	2004年度末	2005年度末	2006年度末
年度末EV	567	656	748
純資産価値(注1)	285	300	304
保有契約価値(注2)	282	356	444
うち新契約価値(注3)	28	34	29
EV増加額	87	89	92

(注1)「純資産価値」= 貸借対照表の純資産の部(除く公社債に関するその他有価証券評価差額金)

+ 負債中の内部留保(価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額)(税引後)

(注2)「保有契約価値」は、保有契約から生じる将来の税引後利益をリスク割引率で割り引いた現在価値です。

「将来の税引後利益」は、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するための内部留保額を控除した後の、配当可能な株主利益を予測計算したものです。

(注3)「新契約価値」は、EV総額のうち、当年度獲得した新契約の貢献額を表しています。

3. 主要な前提条件

保有契約価値計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	2005年度末	2006年度末
死亡率	開業時からの実績等に基づき設定	同左
入院等発生率	開業時からの実績等に基づき設定	同左
解約・失効率	直近1年間の実績等に基づき設定	同左
経費	直近年度の実績等に基づき設定	同左
資産運用利回り	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.87% (2006年) 1.88% (2007年) 1.88% (2008年) 1.92% (2013年) 1.96% (2018年) 1.99% (2023年)	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.90% (2007年) 1.91% (2008年) 1.94% (2013年) 1.98% (2018年) 2.01% (2023年)
実効税率	直近の実効税率(36.21%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	1000% 将来にわたって維持するソルベンシー・マージン比率を設定	同左
リスク割引率	8% 将来利益を現在価値に割り戻す際の率で、リスクフリーレート(20年国債利回り：約2.05%)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定	8% 将来利益を現在価値に割り戻す際の率で、リスクフリーレート(20年国債利回り：約2.09%)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定

4. 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

保有契約価値は、多くの前提条件を設定して計算しているため、前提条件を変更するとその数値が増減します。主要な前提条件を変更した場合のE Vへの影響額は、次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件の変更	E Vへの影響額	E V額
死亡率・入院等発生率を1.1倍にする	△32	716
解約・失効率を1.1倍にする	△8	739
経費（契約維持に係わる分）を1.1倍にする	△5	742
新規投資の資産運用利回りを0.25%引き下げる	△16	731
全体の資産運用利回りを0.25%引き下げる	△44	703
ソルベンシー・マージン比率を600%にする	55	803
リスク割引率を7%にする（1%引き下げ）	42	791
リスク割引率を9%にする（1%引き上げ）	△37	711

5. 2005年度末から2006年度末への増加要因

2005年度末から2006年度末へのE Vの増加額を要因別に示すと、次のとおりです。

（単位：億円）

I .2005年度末	656
①2005年度末 E Vからの期待収益（注1）	42
②前提と実績の差（注2）	17
③金利変動等の影響（注3）	2
④その他前提の変更（注4）	0
⑤新契約価値（注5）	29
II .2006年度末（I .+①+②+③+④+⑤）	748

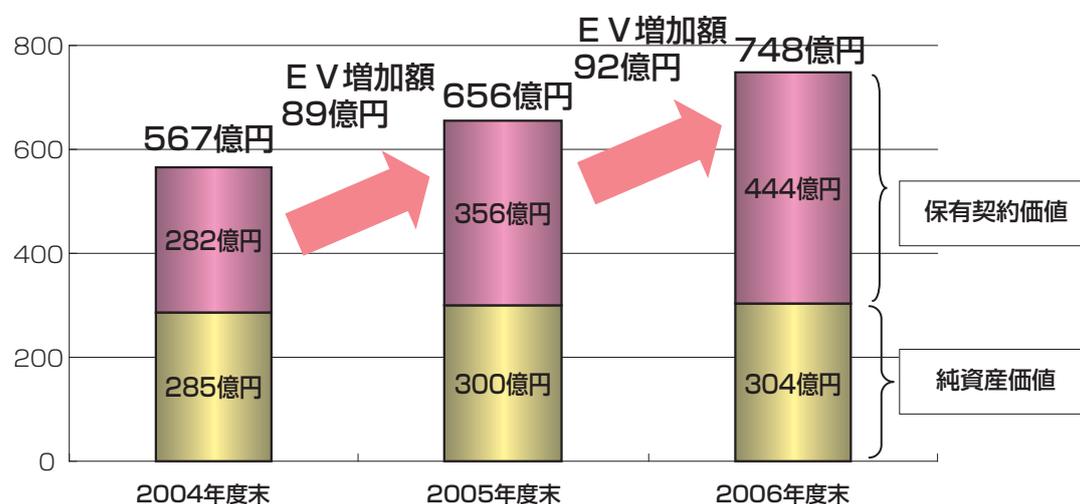
（注1）保有契約価値の計算において割引率を適用しているため、計算時点が1年進むことによって発生するE Vの増加額です。

（注2）2005年度末で設定した前提条件と実績との差によるE Vの増減額です。

（注3）資産運用利回り等投資の前提条件を変更したことによる影響額です。

（注4）死亡率、入院等発生率、解約・失効率、経費の前提条件を変更したことによる影響額です。

（注5）2006年度に獲得した新契約のE Vへの貢献額です。



トップメッセージ

お客様の声を迅速・的確に経営に反映させる仕組みの構築、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度と利便性の向上に取り組み、“お客様に信頼され選ばれ続ける会社”を目指してまいります。



平素は、わたくしどもあいおい生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2006年度の日本経済は海外経済の拡大を背景に輸出や生産が増加を続け、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加し、また、雇用者所得の緩やかな増加を背景に個人消費も底堅く推移するなど、内外需がともに増加を続け、緩やかな拡大傾向が続いております。

生命保険業界を取り巻く環境は、底堅い株式市場や日銀のゼロ金利解除に伴う市場金利の上昇により、保有株式の配当収入や国内債券の利息収入が増加し、本業のもうけを示す基礎利益は前年度を上回りました。

一方、少子高齢化等により主力商品である死亡保障保険離れが進み、生命保険会社の将来利益の源泉となる保有契約高は9年連続で対前年マイナスとなり、また、成長分野とされてきた第3分野商品についても、販売競争の激化や需要の一巡などによって一時期の好調さに陰りが現れ、保険料収入も減少傾向となるなど、依然として厳しい状況が続いております。

また、社会保障制度への不安感から、自助努力の手段として生命保険の役割が益々重要となる中で、お客様の保険会社選別の基準は一段と厳しいものとなってきております。

このような環境の中、当社は、昨年度開業10周年を迎えましたが、開業以来お客様ニーズに対応した商品の提供により、保有契約高純増による収益基盤の拡充に努めてまいりました結果、保有契約高は2桁成長を確保し、6兆円を突破することができました。これもひとえに皆様のご支持・ご支援の賜物と深く感謝する次第でございます。

また、当社は「お客様の視点」を全ての基軸に置いた3ヵ年の中期経営計画を2006年度からスタートさせており、「お客様第一」を行動の原点とする企業理念に基づき、コンプライアンスとリスク管理を徹底しつつ、あいおい保険グループの生命保険会社として「あいおい損保」との連携を強化し、業務品質の向上とお客様のニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供により、お客様満足度と利便性の向上に向けて全力を傾注して取り組んでいるところでございます。

一方、2001年度から2005年度までの5年間に保険金・給付金等をお支払いした全事案について調査を実施しましたところ、誠に遺憾ながら、お支払い金額が不足していた事案、あるいはご請求に関するご案内が十分でなかった事案が判明しました。

改めて、皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。保険金等のお支払業務は保険会社の根幹を成す機能であるとの認識の下、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢の強化、お客様からのお申し出に対する紛争解決・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努め、再発防止に万全を期す所存でございます。

また、苦情・ご要望等のお客様の声を収集し、迅速・的確に業務改善・経営改善に反映させる仕組みの継続強化、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度と利便性向上の取り組みを一段と加速し、“お客様に信頼され選ばれ続ける会社”を目指してまいります。

明るく安心のできる暮らしと安定した豊かな社会づくりに向けてお役に立てるよう、役職員一同一層の努力をしてまいりますので、末長くご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長

滝田泰彦

企業理念・めざす企業像

企業理念

「お客様第一」を常に行動の原点とし、最高の安心と満足の提供により、
お客様から選ばれ続ける企業をめざす。

保険事業の社会・公共的使命を果たし
広く社会から信頼される企業をめざす。

健全かつ透明性の高い経営に務め、代理店とのパートナーシップの発揮により、
力強く発展し続ける企業をめざす。

個人の創造性とチャレンジ精神を最大限に発揮できる風土のもと、
従業員の知力を結集した活気あふれる企業をめざす。

めざす企業像

1. あいおい保険グループの生命保険会社として、お客様第一の身近でお役に立つ保険会社をめざします。
2. 安心と健康、豊かな生活作りをサポートする、お客様・代理店の皆様から信頼され、選ばれ続ける成長力溢れる会社をめざします。
3. 高い効率性による安定した収益と成長力をベースにお客様・代理店の皆様をはじめ、社会から評価いただける会社をめざします。

中期経営計画「IOI LIFE NEXT10 –変革への挑戦–」

当社では、2006年度より2008年度までの3カ年における中期経営計画「IOI LIFE NEXT10 –変革への挑戦–」を策定し、全役職員が全力でその達成に取り組んでいます。

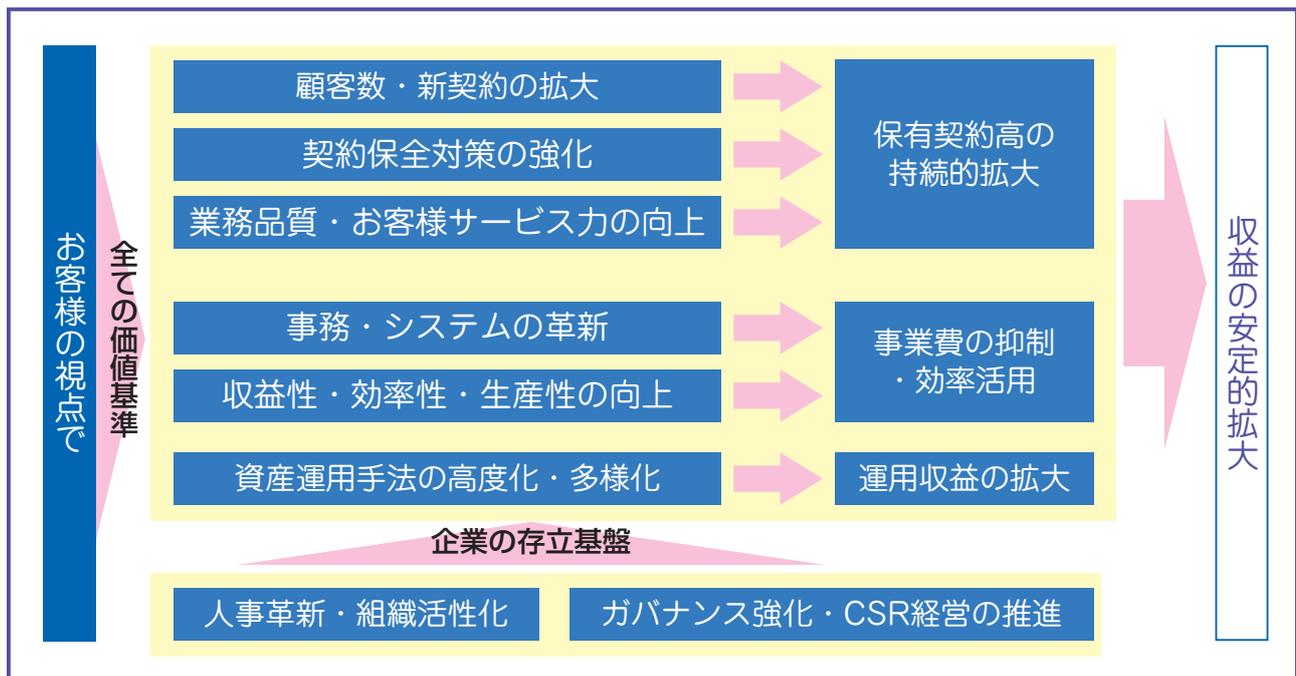
長期ビジョン（2010年代初頭に目指す姿）

□ 保有契約高10兆円 □ 経常利益 100億円

中期基本方針

お客様の視点で、全ての枠組み・仕組みを革新・再構築する

- 1 お客様との価値観の共有化に基づき、顧客数の拡大を基軸にして、健全且つ持続的な成長を実現する。
- 2 成長を支え、お客様満足度・利便性の向上に資する業務基盤・サービス力を確立する。
- 3 お客様に先進的・合理的な商品・サービスを安定的に提供し続けるために、収益性・効率性・生産性の向上を図る。
- 4 活気に溢れ、お客様の視点で学習・改善し続ける人材と企業風土づくりを進める。
- 5 お客様からの信頼性向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化とCSR経営を推進する。



倫理憲章・行動規範・勧誘方針

倫理憲章

- 1. 社会・公共的使命の遂行**
保険業としての社会・公共的使命を果たすべく、自己責任原則に則って、健全かつ適切な経営を行います。
- 2. 法令等の遵守**
法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な経営を行います。
- 3. 人権の尊重**
人権を尊重し、不当な差別のない公平・平等な企業風土を醸成します。
- 4. 社会との調和**
社会的に有用なサービスの提供、社会貢献活動、地球環境問題等に取り組むことにより、社会との調和を図ります。
- 5. 反社会的勢力との対決**
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- 6. 企業情報の開示**
適時適切な企業情報の開示を積極的に行うことにより、経営の透明性を高めます。

行動規範

- 1. 社会的責任と公共的使命を常に認識した企業活動により、社会からの信頼を確立する。**
①法令・社会的規範・社内規程の遵守 ②企業情報の開示 ③反社会的勢力との対決 ④業務の効率化とリスク管理
- 2. 「お客様第一主義」に徹し、お客様の安心と満足を徹底的に追求する。**
①優れた商品・サービスの提供 ②正確・有益な情報の提供 ③お客様の声への真摯な対応
- 3. 役職員一人ひとりが常に人格・識見・能力の向上に努めるとともに、自由闊達な企業風土の醸成と発展し続ける企業の確立を目指す。**
①人格・個性の尊重 ②厳正・適切な情報の管理 ③社会への貢献

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な保険商品の販売活動に努めてまいります。

- 保険商品等の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心がけます。
- お客様の保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品等のご案内に努めてまいります。
- 市場リスクをともなう投資性商品（外貨建個人年金保険等）につきましては、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品やリスクの内容等の適切な説明に努めます。
- ご説明に際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等により、内容を正しくご理解いただけるようわかりやすい説明を心がけます。
- 保険事故が発生した場合の保険金等のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
- お客様のご契約にかかわる情報につきましては、当社「個人情報保護の取扱いに関する方針」に則り、適正に取扱うとともに、個人情報の保護に努めます。
- お客様からのご照会等につきましては真摯に承り、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見等につきましては今後の販売方法等の改善に活かしてまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

法令等を遵守し、健全かつ適切な経営を行い、コンプライアンスの取り組みを強化しています。

基本方針

当社は生命保険会社の社会的・公共的使命を踏まえ、自己責任原則に基づき健全かつ適切な経営を行い社会的信頼に積極的に応えるため、法令等を遵守し誠実に公正な事業活動を展開してまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)推進体制

取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに係る基本方針、重要な規程の制定、実践計画(コンプライアンス・プログラム)の策定、推進状況の点検・管理機能等を担う「コンプライアンス委員会」、その下部組織として推進施策の審議・進捗点検機能を担う「コンプライアンス推進委員会」を設置しています。また、本店各部および営業部・支社には、それぞれコンプライアンス・リーダーを設置して教育・研修を実施しています。

さらに、2007年7月よりコンプライアンス・オフィサー(専任担当者)を全国主要地域に配置し、コンプライアンス推進態勢の強化を図っています。

このように、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付けて、取締役をはじめ役員・代理店のコンプライアンスの取り組みを推進しています。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する事

実についての社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報制度(あいおい生命親展ポスト)を整備、周知徹底を図り、内部通報者の保護を図りながら各種情報収集に努めています。

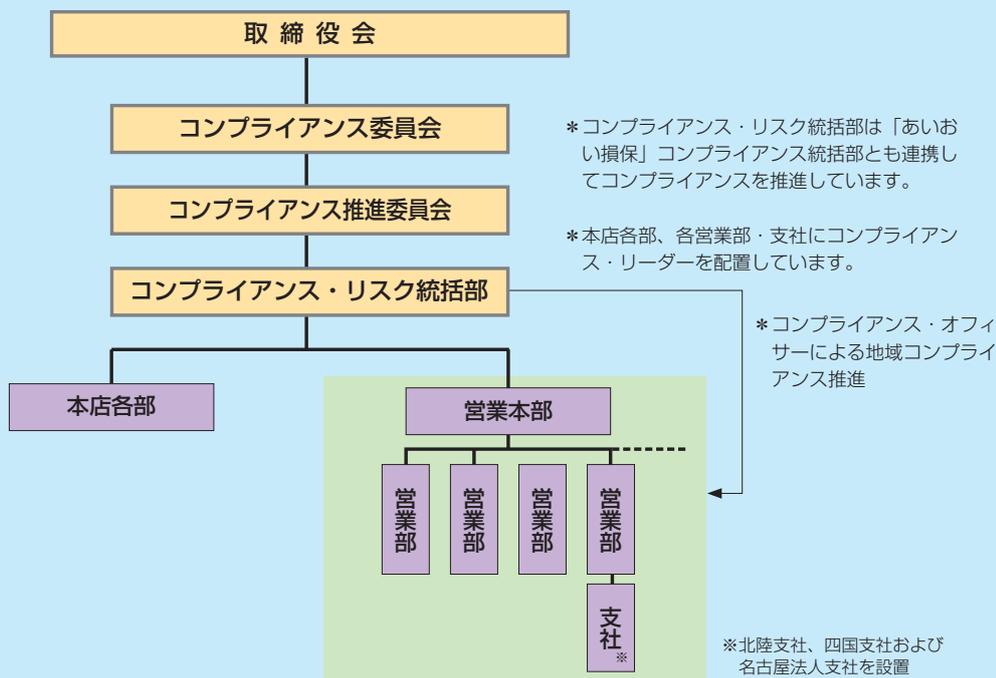
コンプライアンス方針

1. “コンプライアンスは会社の最重要課題のひとつ”であることを社内に徹底し、推進する。
2. “法令・規則・諸規程を知り・守る”ことの重要性を役員・代理店の全員が認識し、実行する。
3. “お客様への適切性、公平性、迅速性”を強く意識し、責任感をもって仕事に取り組む。

コンプライアンス・プログラムと教育・研修等

コンプライアンスは、具体的にはコンプライアンス・プログラムに沿って推進しており、役員に対し入社時研修から始まる階層別研修や部門別研修など体系化した教育・研修等を実施するとともに、コンプライアンスに係る資格取得を奨励しています。また、代理店に対し全ての販売研修カリキュラムにコンプライアンス研修を組み込んで実施しています。

コンプライアンス推進体制



リスク管理の体制

多様なリスクを管理し、経営の安定かつ健全性確保に努めています。

基本方針

規制緩和・自由化が急速に進展する中で、保険事業を取り巻く経営環境は急激に変化しており、保険会社は多様な経営上のリスクを自己責任で管理することが強く求められています。

当社は、生命保険会社として長期間にわたりお客様への保障を維持するため、リスクを適切にコントロールし、経営の安定確保に努めてまいります。

リスク管理体制

- 取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、その下部組織として危機管理委員会を設置しています。
また、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理するリスク統括部門を設置しています。
- リスク管理委員会は、リスク管理に係わる基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理体制の充実を図るとともに、リスク管理重視の

経営体質の強化についての責務を担っています。

また、危機管理委員会は、大災害等の危機発生時の対応機関としての責務を担っています。

- リスク統括部門は会社が抱えているさまざまなリスクを実態に応じて計量化したうえで統合し、そのリスク量に対応する資本との関係を定期的に管理し、経営の健全性確保に努めています。

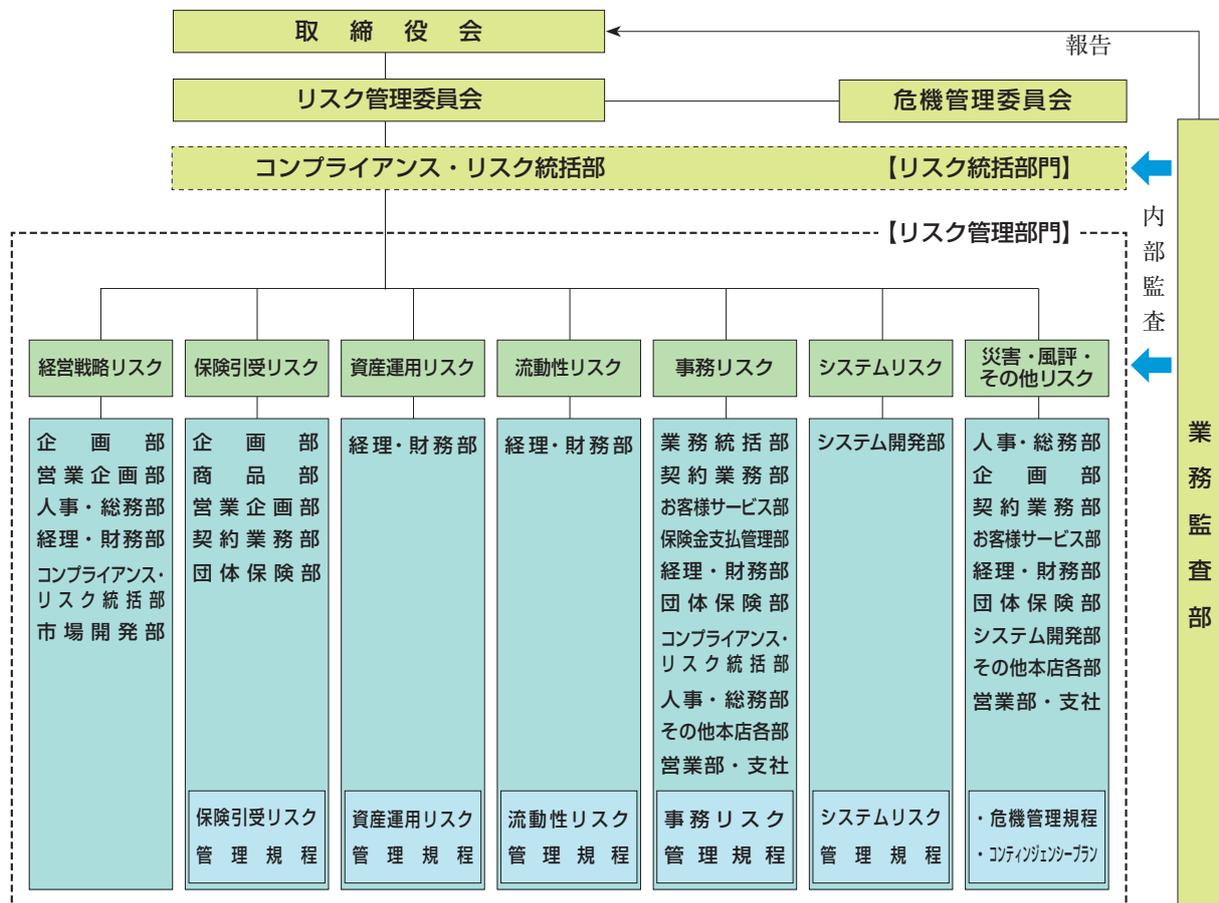
主要なリスクとその管理体制

1. 経営戦略リスク

経営戦略リスクとは、設定した経営戦略や目標が有効でない場合または妥当でない場合に損失を被るリスクをいいます。当社においては、法令等遵守、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営戦略を決定する「経営会議」、「取締役会」に必要な情報が提供され、論議されるとともに代表取締役の独断専行を牽制・抑止する内部管理態勢を構築しています。

2. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生



状況が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。当社においては、保険料の算出に際し、十分性や公平性等を踏まえた適切な保険料を算出するとともに商品別の収支状況を定期的に把握し、異常値を発見した際は要因等の分析を踏まえ、商品の改廃や引受基準・販売方針の見直しを行う等のリスク管理を行っています。

また、保有基準を設定し、再保険等による危険分散を図り、過度のリスク集中を回避する手段も講じています。

<再保険について>

(1) 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁してリスクの平準化と分散化を行っています。これを「再保険」といい保険事業経営の安定と強化を図るうえで重要な手段の一つとなっています。

(2) 出再方針

当社事業収支の長期安定化を図ることを主要方針としています。特に、大規模な地震等の発生による巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、保有するリスクの状況や会社資本・準備金の状況を考慮した上で、再保険カバーの設定を行っています。

なお、再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付をベースに信用度の高い受再者の選定を行っています。

3. 資産運用リスク

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替相場等の変動により保有資産の価値が減少し損失を被るリスクをいいます。当社においては、市場環境の変化に対する感応度の把握、ポジション枠管理、ロスカットルール等の手法により管理を行い、ALM(資産・負債の総合管理)の手法を用いて負債の年限とのバランスを図りながら安定的な収益確保のポートフォリオ構築に努めています。

また、ストレステストとして、国内長期金利の急低下(1%割れ)、バブル崩壊時と同程度の日本株急落等のシナリオを想定し、その影響度を測定するとともに、最も影響の大きい事象にも耐える資本が十分に確保されていることを把握しています。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。当社においては、格付機

関による格付をベースとした与信限度額の設定等の手法により管理を行っています。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、保険料収入の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化することにより損失を被るリスクをいいます。当社においては、流動性リスクの管理方針に基づき資金繰りの逼迫度に応じた管理手法、マニュアル等を整備しており、その確保状況について定期的に確認しています。

5. 事務リスク

事務リスクとは、当社役職員、事務委託先の役職員、代理店が適切な事務の遂行を怠ったり事故・不正を起こすことや、新事務システムの開発に際し十分な検証が行われず導入時に混乱が発生すること等により会社が損失を被るリスクをいいます。当社においては、お客様に均一で質の高いサービスをご提供できるよう、各種事務処理マニュアル・個人情報取扱手順書等を整備するとともに、社員研修、代理店研修を実施しております。

また、本店各部門のリスク管理実態のモニタリング、内部監査等を通じて、事務リスク管理体制の有効性・実効性の検証を行っています。

6. システムリスク

システムリスクとは、主にコンピュータシステムの異常停止・誤作動・誤操作・不正使用あるいは、システム開発業務のミスや遅延等により損失を被るリスクをいいます。当社においては、情報管理の基本方針(セキュリティポリシー)を定め、リリース前に十全なテストの実施を行うとともに、システム運用を安全性・信頼性の高い当社グループ内の専門会社に委託することで、リスク発現防止に努めています。

また、お客様の大切な情報を取扱うことから、個人情報の漏洩防止を重要なリスク管理項目として位置付け、お客様のデータの取扱やネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を施しています。

7. 災害・風評・その他リスク

上記の他に、異常災害リスク、風評リスク等の様々なリスクを認識し、これらのリスク管理に努めています。

火災、大地震等の不測の事故発生により会社の業務が停止した場合に、応急対応から本格復旧に向けた対応までを組織的にすすめ、迅速かつ効率的な危機管理を行うためにコンティンジェンシープランを整備しています。

監査体制

コーポレート・ガバナンスの確立を目的として、法令等遵守、リスク管理、保険募集管理の各態勢を自ら検証するために監査を実施しています。

社内の監査体制

社内の監査としては、監査役が行う商法上の監査と、いずれの執行機関からも独立した業務監査部による業務監査があります。

業務監査の目的は、会社業務全般について適正かつ効果的に遂行されているかを検証し、業務改善に向けた提言を行うことにより、経営の健全なる運営と効率性の向上に資することにあります。

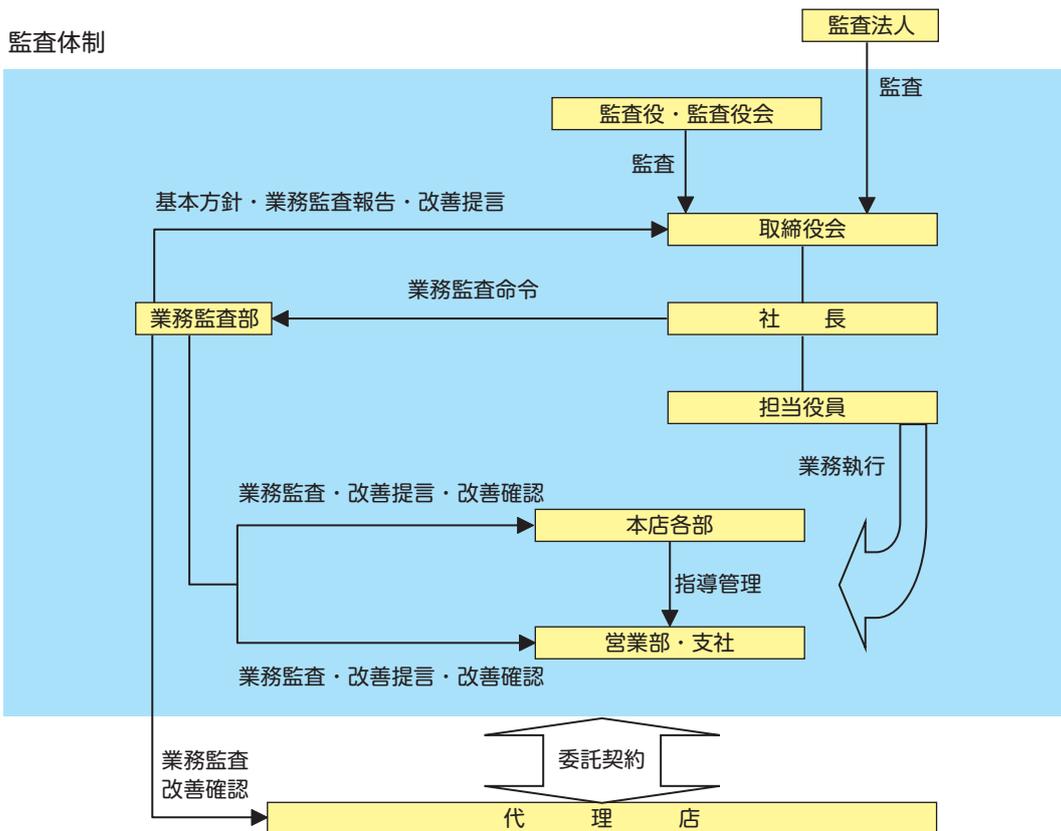
監査の実施にあたっては、個々の問題点の指摘・指導をベースとして発生した事象の背景や原因を追求し改善策につなげるための実効性を重視しており、監査結果については経営陣に定期的に報告するとともに、業務改善の状況についても確認し報告しています。

社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けていることになっています。また、商法特例法に基づく監査法人による会計監査を受けています。

なお、監査法人、監査役、業務監査部は連携して監査内容の向上に努めています。

監査体制



- ・ あいおい損保への委託業務については、あいおい損保自ら監査を実施しています。
- ・ 代理店監査の一部はあいおい損保へ委託して実施しています。

個人情報（データ）保護について

生命保険業界の対応

- 2003年「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が成立し、翌年4月「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されたことを受け、監督官庁である金融庁は2004年12月に「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、さらに2005年1月には「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を定めました。
- 社団法人生命保険協会は個人情報保護法による個人情報保護団体の認定を受け、2005年2月開催の理事会で「生命保険業における個人情報保護のための取扱い指針（生保指針）」、「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）」を決定し発表しました。

当社の対応

- 当社では、事業の性格上ご契約者、被保険者の保険医療情報をはじめとする機微（センシティブ）情報を含む各種の個人情報を大量かつ長期間に亘り保有・利用することがあるため、従来から個人情報については慎重に取り扱い、対応してまいりました。
- 2005年4月の個人情報保護法施行へ向けて、2004年3月から準備をすすめ、2005年3月末日までに法令・ガイドライン・生保協会指針等で生命保険会社に求められている事項については対応を完了しました。
- 個人情報関連規程の基本規程としての、「個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）」「個人情報保護規程」「同細則」「個人情報リスク管理規程」「外部委託管理規程」「個人情報保護法施行に伴う監査要領」をはじめ、基本規程に基づく運営要領・手順書類、部門別の個人情報取扱い手順書、個人情報取扱台帳に至るまで整備を完了し、並行して社員、代理店、事務委託をしているあいおい損保社員に対して研修を実施し、周知を図りました。
- また、個人情報取扱事業者には該当しない代理店に対しても、委託先に対する適切な管理・監督の必要性から「プライバシーポリシーの作成・公表・掲示」、「個人情報取扱規程の備付」、「代理店独自の利用目的の明示」等の個人情報保護法対応の指導を行っています。

- さらに、作成した「個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）」は当社ホームページに掲載するとともに、ポスターとして当社事業所店頭に掲示することに加え、事務委託先であるあいおい損保の各事業所店頭にも掲示しています。
- 当社は今後とも、関係法令等の遵守の徹底・定着に向けた意識付けの強化、実効性ある運営・点検・監査の実施、個人情報流失等に対する安全管理措置等のさらなる徹底、より高度な技術的安全管理措置の実施をすすめ“信頼されるあいおい生命”を目指し全社を挙げて取り組みを進めてまいります。

個人情報（データ）保護について

個人情報の取扱いに関する方針

- あいおい生命保険株式会社は、「お客様第一」を常に行動の原点とし、最高の安心と満足の提供によりお客様から選ばれる企業を目指すとともに、保険事業の社会・公共的使命を果たし、広く社会から信頼される企業を目指しています。
- お預かりした個人情報は、保険制度の健全な運営とともに、当社の商品・サービス・情報をご提供申し上げるためになくてはならないものとして、安全に管理し適正に利用することが当社の重要な社会的責務であると認識しております。
- 当社は個人情報保護の重要性に鑑み、ここに『個人情報の取扱いに関する方針』を定め、生命保険業に対する社会からの信頼をより向上させるべく、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令、ガイドライン、(社)生命保険協会の指針等を遵守いたします。
- また、役員、社員（派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。）、当社業務・事務を代理・代行しているあいおい損害保険株式会社、および、生命保険募集業務を委託している代理店を含め、全社を挙げて個人情報・個人データ（いずれも機微〔センシティブ〕）情報を含みます。以下同じ）を、適正に取扱うとともに、個人情報の保護に万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1. 個人情報の取得・収集について

- (1) 個人情報を業務上必要な範囲で、かつ、適法で公正な手段によって取得・収集します。
- (2) 特に、機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報は、主に保険の契約申込書、保険金・給付金請求書等により取得・収集します。また、アンケートやキャンペーン等の実施によりはがき・電話等でも、さらに、新聞記事等の公示情報も取得・収集させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的とその利用について

- (1) お預かりした個人情報は、利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な場合において利用します。
- (2) また、ご契約者、被保険者、保険金・給付金ご請求者からお預かりした個人情報は保険制度の健全な運営のために、以下の目的等のために利用します。その他の目的に利用することはありません。
 - ①適切な保険のお引受け
 - ②保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金・給付金のお支払い
 - ③保険契約の維持・管理
 - ④当社保険商品・サービスに関する情報のご案内

とご提供

- ⑤市場調査及び金融商品・サービスの開発・研究
 - ⑥当社グループ会社および提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
- なお、当社グループ会社はあいおい損害保険株式会社です。
- (3) さらに、当社社員の採用、代理店等の新設・維持管理に際しお預かりした個人情報についても、業務遂行上必要な範囲で利用します。
 - (4) 利用目的を変更する場合はその内容を、原則として、書面等によりご本人に通知し、または、当社ホームページにより公表します。

3. 個人データの正確性の確保と安全な管理について

- (1) 取扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他の個人データの安全管理のために、安全管理に関する基本方針、個人情報保護に係る規定等の整備、および組織的、人的、技術的安全管理措置に係る整備等を行うとともに、十分なセキュリティ対策を講じ、正確性、最新性を確保するために適切な措置を講じます。
- (2) 個人データ管理責任者を任命し、個人情報の安全・適正な管理を実施します。
- (3) 個人データの持ち出し、または外部へ移送・送信する際には相当の注意を払います。
- (4) 役員、社員（派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。）、及び代理店を含めた委託先に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法等につき継続的に研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。
- (5) また、定期的に監査を実施し本方針を実践・遵守するとともに個人情報保護の継続的改善に取り組んでまいります。
- (6) 外部に個人データの取扱いを委託する場合には、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人データの第三者提供について

- (1) 個人データを第三者に提供する際は、原則として、事前にご本人の同意をいただきます。
- (2) ただし、次の場合にはご本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供する場合があります。
 - ①個人情報に関する法律でご本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することが認められている場合

②再保険の手配等、当社の業務遂行上必要な範囲で提供する場合

③保険金・給付金お支払いの判断、又は保険契約の解除、無効、もしくは継続の判断の参考とすることを目的として、生命保険会社等の間で共同利用を行う場合

④当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

(3) また、個人データを第三者に提供する場合は、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ提供するとともに、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

5. グループ会社との共同利用

当社および当社グループ会社のあいおい損害保険株式会社の取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、両社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目：住所、氏名、性別、生年月日、電話番号・電子メールアドレス、その他申込書等に記載された契約内容

②管理責任者：当社

6. 情報交換制度等について

当社は、以下の制度に基づき(株)生命保険協会、生命保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては(株)生命保険協会のホームページをご覧ください。

(1) 保険契約等に関する情報の共同利用制度

①契約内容登録制度・契約内容照会制度

②医療保障保険契約内容登録制度

③支払査定時照会制度

(2) 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

①募集人登録情報照会制度

②合格情報照会制度

③退社者情報登録制度

④変額保険販売資格者登録制度

7. 個人データの開示・訂正・利用停止・消去について

(1) ご契約者および被保険者等のご本人が自己の個

人データについて、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有しておられることは十分に理解・認識しております。

(2) 法に定めのある場合を除き、正当な要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。

(3) ご請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで手続きを行います。

(4) また、必要な調査を行った結果、ご本人に関するデータが不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(5) なお、開示・訂正・利用停止・消去等の手続きの詳細は当社ホームページをご覧ください。または下記の当社お客様サービスセンターにご照会ください。

8. 個人情報保護に関する法令等の遵守

お預かりした個人情報の取扱いに関して、個人情報保護に関する法律、その他の関連法令・ガイドライン、(株)生命保険協会の指針等を遵守いたします。

9. 個人情報保護規程等の整備・実施・維持・改善

当社は、本方針を実行するため、個人情報保護に係る規定等を定め、これを役員・社員(派遣社員、臨時勤務者、外注常駐者を含みます。)、代理店、その他関係者に対し徹底した教育を行い、周知のうえ実施、維持し、継続的に改善いたします。

10. 個人情報の取扱い、保有個人データに関するご照会・ご相談

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対しては適切・迅速に対応いたします。その窓口は下記の当社お客様サービスセンターです。

(2) 当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関してご意見、ご質問、ご照会がございましたら、下記の当社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。なお、個人データのご照会に関しましてはご本人、または正当な権限を有する代理人からと限らせていただくこととし、併せてご本人であることを確認させていただきます。



個人情報（データ）保護について

情報交換制度等について

(1) 保険契約等に関する共同利用制度

① 契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）、協会加盟の他の生命保険会社および全国共済農業共同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断または保険金もしくは給付金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

② 医療保障保険契約内容登録制度

当社は、各生命保険会社等とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受の判断の参考とすることを目的として、所定の情報を協会に登録しております。また、協会に登録された情報は、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

③ 支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社等、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断の参考とすることを目的として、当社を含む各保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同で利用しています。

(2) 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

① 募集人登録情報照会制度

当社は、生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行うもの（以下②③で「会社」といいます。）が適正な募集人の申請を行うこと、ならびに各生命保険会社および協会が募集人に係る情報を適切に管理することを助け、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベースに登録し、または保管・管理されている募集人の登録申請等に関する情報を共同して利用します。

② 合格情報照会制度

当社は、会社が採用する職員等の適格性および資質

を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報を共同して利用しています。

③ 退社者情報登録制度

当社は、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、各生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的として、生命保険の業務に関して不適当な行為をなして会社を退社した職員等の退社に関する情報として、協会のデータベースに登録され、または同データベース内で保管・管理されている情報を共同して利用しています。

④ 変額保険販売資格者登録制度

当社は、変額保険販売資格者登録および登録抹消を行うために利用することにより変額保険契約者の利益保護および募集秩序の維持を図るとともに、変額保険の募集を行なわせる者に関する情報を共同して利用しています。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。高予定利率契約の補償率＝90%－〔（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2〕

（注1）基準利率は、各生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

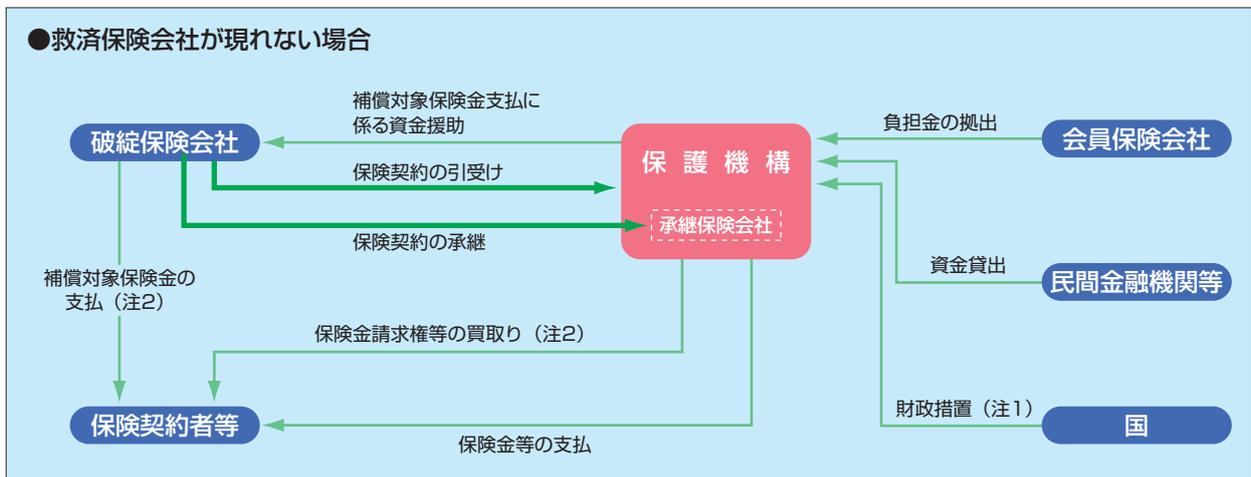
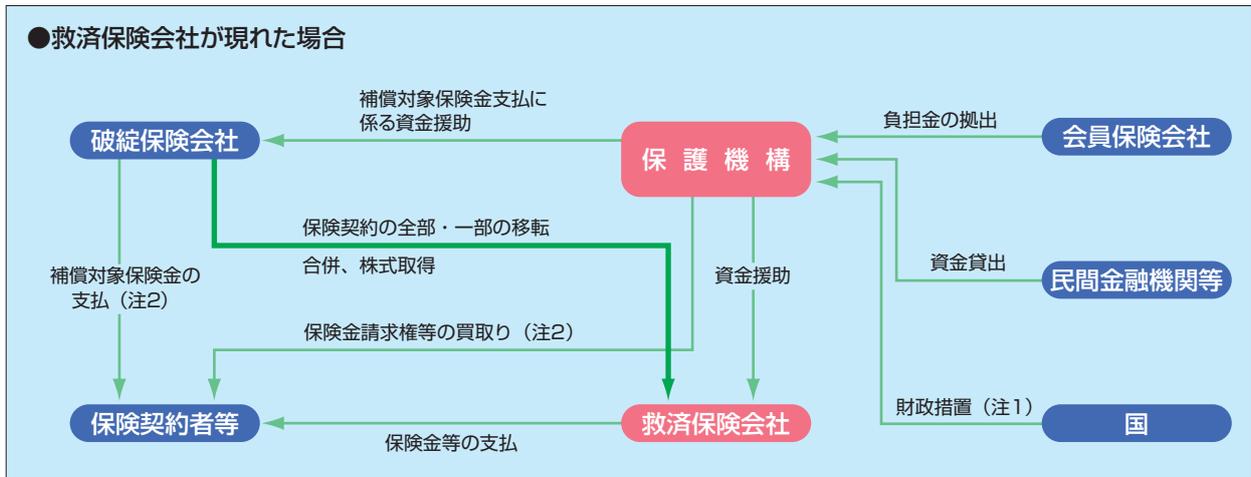
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



保護機構のパンフレットもご用意しています

生命保険契約者保護機構について

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

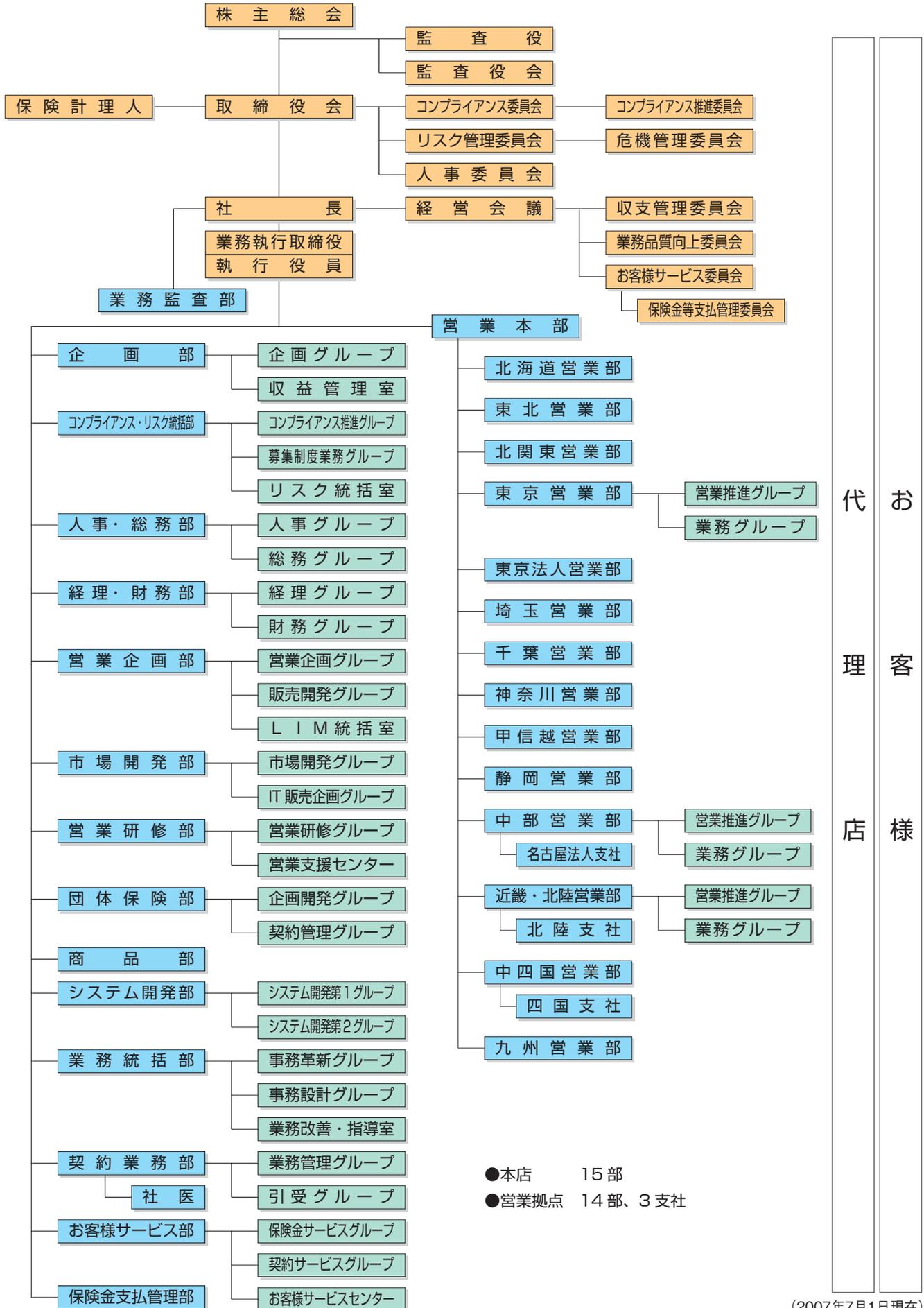
会社の沿革

	■ 大東京しあわせ生命保険株式会社	■ 千代田火災エビス生命保険株式会社
1996年度 (平成8年度)	◇「大東京火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立 (8月) ◇生命保険事業免許を取得 (10月) ◇営業開始 (10月)	◇「千代田火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立 (8月) ◇生命保険事業免許を取得 (10月) ◇営業開始 (10月)
1997年度 (平成9年度)	◇『総合福祉団体定期保険』発売 (4月) ◇『しあわせスーパー定期Ⅱ』、『しあわせニューライフ』発売 (4月)	◇『増定定期保険 (無配当)』発売 (3月)
1998年度 (平成10年度)	◇新コミュニケーションマーク制定(10月) ◇本社・支社間をLANで接続 (1月)	
1999年度 (平成11年度)	◇『優良体定期保険』、『しあわせスーパー定期Ⅱ99 (優良体)』、『しあわせスーパー終身 (優良体)』、『しあわせスーパー年金 (優良体)』発売 (10月)	◇『100歳満了定期保険』発売 (2月)
2000年度 (平成12年度)	◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」の合併発表 (11月) ◇大東京しあわせ生命の増資 (3月)	◇『5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険 “す〜っとまもる君”』発売 (4月) ◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」の合併発表 (11月) ◇千代田火災エビス生命の増資 (3月)

	■ あいおい生命保険株式会社
2001年度 (平成13年度)	◇「大東京しあわせ生命株式会社」と「千代田火災エビス生命株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足 (4月) ◇『新入院関係特約』発売 (2月)
2002年度 (平成14年度)	◇『低解約返戻金型定期保険』、『解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険』および『解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約』発売 (6月)
2003年度 (平成15年度)	◇『5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険 (低解約返戻金割合70%型)』発売 (6月) ◇業界初! 生命保険プレゼンテーションソフト『I-COM』を開発 (7月) ◇本店を移転 (7月) ◇『無選択型終身保険 (無選択型災害割増特約および無選択型生存給付金特約付)』発売 (10月) ◇顧客ダイレクトシステム (コールセンターシステム) 稼動 (10月)
2004年度 (平成16年度)	◇お客様サービスセンターを設置し、「変更手続ダイレクトサービス」開始 (4月) ◇インターネットホームページによる「給付金請求書類ダウンロードサービス」開始 (4月) ◇『新収入保障保険ジャストワン (無配当新収入保障保険)』発売 (6月) ◇エンベディッド・バリューの開示を開始 (5月) ◇新たな生保販売支援システム (Web型代理店システム「ALPS」)の全面稼動 (9月) ◇TS CUBIC CARD 会員向けクレジットカード払専用商品『すっとラック (交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険)』発売 (11月)
2005年度 (平成17年度)	◇米国通貨建個人年金保険『ドル物語』発売 (4月) ◇お客様サービスセンターの営業時間延長 (4月) ◇ホストコンピュータをNRI 横浜センターへ移転 (5月) ◇『スーパー終身プレミアム (低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)』発売 (6月) ◇インターネットホームページでの契約内容変更手続受付サービス (『変更手続ウェブサービス』) 開始 (6月) ◇『環境ISO14001:2004』を本店で認証取得 (9月) ◇『女性のための保険 “カルナ” (低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)』発売 (10月) ◇インターネットホームページでの「資料請求受付サービス」、「よくあるご質問 (FAQ)」コーナーの開設および「インターネットでのお問合せ受付サービス」開始 (11月)
2006年度 (平成18年度)	◇『三大疾病保障付き団体信用生命保険』発売 (4月) ◇新たな企業スローガン「愛追いかけて」発表 (4月) ◇団体保険の事務アウトソーシング (1次) 開始 (5月) ◇『あいおい一時払終身保険 “ドリームワン” (積立利率変動型一時払終身保険)』発売 (6月) ◇本社イメージワークフロー・システム導入 (9月) ◇開業10周年記念新商品『新スーパー終身プレミアム (低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)』『ジャストワンα (無配当新収入保障保険)』発売 (10月)
2007年度 (平成19年度)	◇『若者の保険 “カイロス” (低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)』発売 (4月)

経営の組織

経営の組織



代 客 店 様

- 本店 15部
- 営業拠点 14部、3支社

(2007年7月1日現在)

店舗網一覧（営業拠点）

店舗	住所	電話番号
北海道営業部	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西5-5-3札幌千代田ビル	011-728-1351
東北営業部	〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町12-26あいおい損保仙台ビル	022-227-2220
北関東営業部	〒110-0005 東京都台東区上野6-16-18あいおい損保都信ビル	03-5818-5691
東京営業部	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3あいおい損保新宿ビル	03-5371-4551
東京法人営業部	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3あいおい損保新宿ビル	03-5371-4090
埼玉営業部	〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合1-12-16あいおい損保さいたまビル	048-859-4341
千葉営業部	〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-21-8あいおい損保千葉ビル	043-238-7039
神奈川営業部	〒231-8461 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1関内マークビル	045-662-9701
甲信越営業部	〒110-0005 東京都台東区上野6-16-18あいおい損保都信ビル	03-5818-2921
静岡営業部	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5あいおい損保静岡ビル	054-254-8261
中部営業部 名古屋法人支社	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル	052-252-2452 052-252-2530
近畿・北陸営業部 北陸支社	〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1あいおい損保御堂筋ビル 〒920-0906 石川県金沢市十間町5あいおい損保金沢ビル	06-6206-5145 076-264-1121
中四国営業部 四国支社	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13あいおい損保広島TYビル 〒760-0042 香川県高松市大工町1-1あいおい損保高松ビル	082-243-2141 087-851-8166
九州営業部	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36あいおい損保福岡ビル	092-752-0115

当社の上記14営業部・3支社のほか、業務委託を行っているあいおい損保の全国511ヶ所の営業課・支社・営業所・営業センターで各種お申し出に対応しています。

コンサルティング営業体制と教育・研修

これからの時代を担う新しい生命保険会社として、代理店によるコンサルティングおよび説明責任の履行に向け、教育・研修の更なる強化に取り組んでいます。

コンサルティング営業

当社は代理店によるコンサルティングを中心とした営業活動を行っております。

全国に広がる8,607店（2007年3月末）の代理店はあいおい保険グループの生命保険、損害保険を取り扱うことにより、もしもの時のリスク管理から、資産形成など保険と生活に関するさまざまなご相談を承っています。

お客様を取り巻く様々なリスクに対応するため、お客様のライフスタイルやニーズに合った保険商品、サービスのご提案・ご提供により、きめ細かなコンサルティングによる生命保険の販売を行っています。

商品説明の際には、保険商品の内容をご理解いただくために、パンフレットによる商品説明に加え、契約概要による契約内容の説明および注意喚起情報による契約上の重要事項の説明を徹底しています。

さらに、保険契約のお申込みの際には、意向確認書によるお客様ニーズの最終確認を行い、お客様にご納得いただいた上で、生命保険にご加入いただける態勢作りを行っています。



営業支援体制

全国各地域に14営業部・3支社を配置し、生命保険推進マネジャーおよびライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店の営業活動をサポートしています。

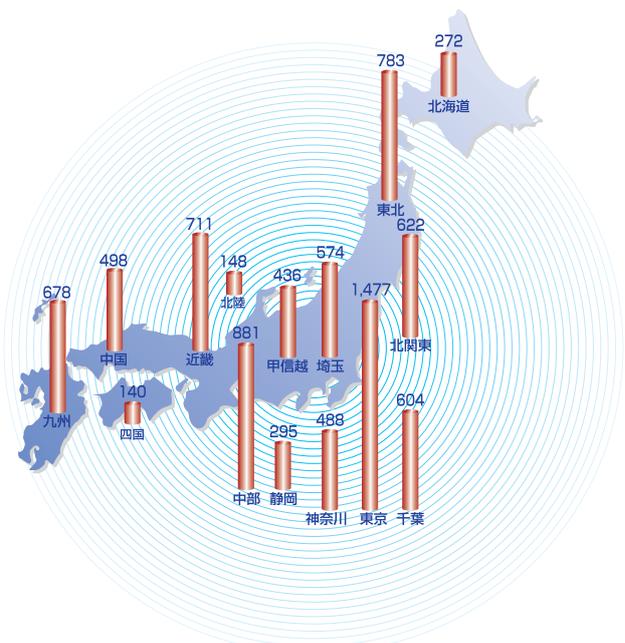
○生命保険推進マネジャー

代理店によるコンサルティング営業の推進のため、全国約90名の生命保険推進マネジャーが各地域において、代理店に対する体系的商品研修、販売研修の実施や実践的で具体的な業務指導を行い、代理店の日常営業活動をサポートしています。

○ライフ・インシュアランス・マネジャー

税務、金融など幅広い専門知識を持った生命保険のプロフェッショナル。

全国約70名のライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店をバックアップし、よりきめ細かなコンサルティング提案をお客様にご提供しています。



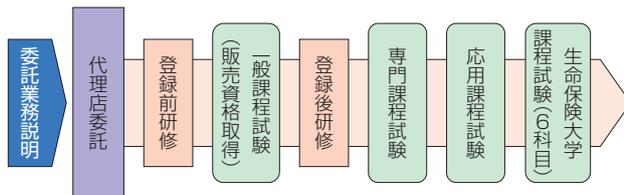
全国に広がる代理店(店数)

代理店に対する教育・研修

お客様に安心と満足を提供するためには、代理店のコンサルティングサービス力の向上が最も重要であるという認識のもと、「生命保険の正しい理解と正しい販売」を基本理念とする代理店教育に取り組んでいます。業界共通教育をベースに、代理店の知識や経験に応じたきめ細かな研修を実施し、着実なステップアップをサポートしています。

(1) 業界共通教育

業界共通資格取得への取り組みを通じて資産運用・企業経営コンサルティング等、幅広いお客様ニーズに対応できるように生命保険知識・周辺知識の充実を図っています。また、業界共通資格の取得状況を代理店の資格ランク要件に組み入れることで、資格取得の勧奨を行なっています。

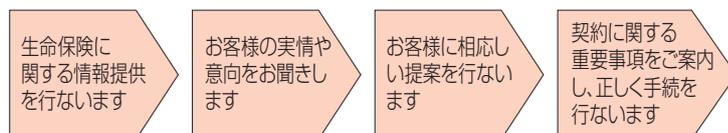


(2) 当社独自研修

当社独自研修では、お客様をリスクから守るという使命感の醸成と「正しい販売プロセスの実践」を基本コンセプトとして取り組んでいます。お客様の実情や意向を確認しながら最適な生命保険を提案するという商談の流れを、「標準販売プロセス」として整理し、定着を図っています。

また、契約にあたってお客様に特にご注意ください事項（「契約概要」「注意喚起情報」）の説明や適合性の原則にもとづくお客様のご意向の確認、お客様に正しく告知をしていただくための丁寧な説明なども、販売プロセスのなかの重要パーツとして研修に組み入れています。

[あいおい生命標準販売プロセス]



①地域研修

地域においては営業社員が講師となり、代理店研修を実施しています。お客様に分かりやすい伝え方を学ぶスキル研修をはじめ、重要事項説明のための知識研修、募集ルール遵守に関するコンプライアンス研修など、日常活動に即したタイムリーな各種研修を展開しています。

②本社研修

本社においては、代理店の経験・レベル別に「合宿方式」の研修を5コース実施しています。

各コースは複数回にわたる「集合研修」とその間の「実践活動」によって構成されており、販売スキルの飛躍的向上を図っています。



本社研修風景

コンサルティング営業体制と教育・研修

営業支援システム

○ALPS/Web型ALPS

(ALPSとはAioi Life Planning Systemの略称です)

お客様のニーズに適した商品設計、商品提案を行うコンサルティングシステムとして活用しています。

インターネット環境に通じた「Web型ALPS」では、商品設計・商品提案に加え、契約事務の品質向上も図り、お客様により満足いただける保険加入への取り組みを行なっています。

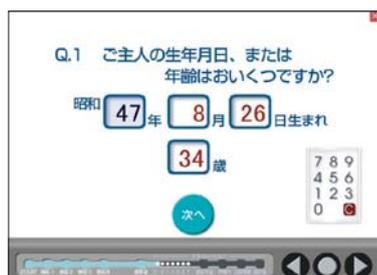
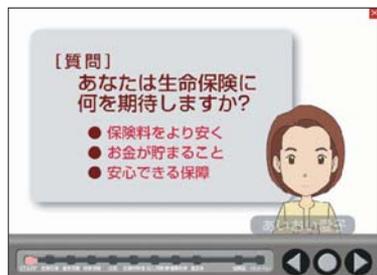


○I-COM

(I-COMとはIOI Communication Systemの略称です)

業界初の「動画と音声を組み合わせた」生命保険プレゼンテーションソフトとして、軽快なレスポンスでお客様に最適な保障額と合理的な保険料シミュレーションを実現しました。

これによりお客様との対話形式で、円滑なコンサルティングを実施しています。



主な保険商品のご案内

■お客様ニーズにお応えする商品ラインナップ

※下記以外の商品も豊富に取り揃えておりますので詳しくは当社取扱代理店までお問い合わせいただくか、または当社ホームページをご覧ください。

● 個人のお客様へ

将来の金利変動にも対応できる「積立利率変動型終身保険」を中心とした多彩な商品ラインナップを取り揃えています。

● 死亡・老後・医療の三大保障をセットで準備

- 新スーパー終身プレミアム** …… 一生涯の保障と万一の保障だけでなく、ご本人様の生存保障や医療保障にも対応可能な商品プランです。主契約は積立利率変動型終身保険なので、金利情勢の変化にも対応します。
- 若者の保険“カイロス”** …… 男性に必要な保障をひとつにまとめた、若年層の男性専用プランです。主契約は積立利率変動型終身保険なので、金利情勢の変化にも対応します。
- 女性のための保険“カルナ”** …… 女性に必要な保障をひとつにまとめた、一生涯保障を準備できる女性専用プランです。主契約は積立利率変動型終身保険なので、金利情勢の変化にも対応します。

● 一生涯保障と老後の備えに

- 低解約返戻金特則付 積立利率変動型終身保険(無配当)** …… 一生涯保障に加え、金利変動にもしっかり対応できる安心のプランです。保険料払込期間中の解約返戻金を抑えることにより割安な保険料を実現しました。
- あいおい一時払終身保険「ドリームワン」** …… 市場金利の変化に対応した一時払専用の終身保険です。無診査・無告知で加入でき、一生涯の保障が準備できるプランです。

● 必要な期間の保障準備に

- ジャストワンα** …… 万一の時に遺されたご家族の生活資金と、ご本人の病気・ケガによる入院に合理的かつ割安に備えることのできるプランです。
- 定期保険(無配当)** …… 割安な保険料で一定期間の「万一の時」に備える保障重視の合理的なプランです。

● 計画的な資金準備に

- 5年ごと利差配当付 個人年金保険** …… セカンドライフの資金づくりをお手伝いするプランです。ご契約に際して健康状態に関する告知を不要とする「無選択型」もあります。
- 子どものための年金保険「ルキナ」** …… ご家族やお子さまの夢を応援する年金保険です。被保険者の告知なしで加入でき、ご予算に応じた積み立てにより、計画的な資金準備が可能です。
- 米国通貨建個人年金保険「ドル物語」** …… USドルで資産を有利に増やすための個人年金保険です。被保険者の診査・告知なしで加入でき、年金はUSドルでも円でも受け取れます。

● 貯蓄と保障を同時に準備

- 5年ごと利差配当付 養老保険** …… 貯蓄の楽しみと保障を確保、ゆとりの暮らしをお手伝いするプランです。無事に満期をむかえられたときには満期保険金を、万一の時には満期保険金と同額の死亡・高度障害保険金をお支払いします。

● お子様の教育資金の準備に

- 5年ごと利差配当付 こども保険** …… お子様の夢・希望がいっぱいのプランです。入学祝金で入学資金準備ができます。また、ご契約者が万一の時には、以降の保険料払込は免除となり、養育年金を毎年お支払いします。

● 病気やケガの備えに

- 医療保険(無配当)** …… 高まりつつある医療保障ニーズにお応えするプランです。病気もしくはケガで、1泊2日以上入院されたときに、1日目から入院給付金をお支払いします。

主な保険商品のご案内

● 法人のお客様へ

法人のお客様のさまざまなニーズに幅広くお応えできる多彩な商品プランを取り揃えています。

● 経営者に万一のことがあったときの事業継続資金準備

経営者向け事業安定化資金対策プラン (新収入保障保険【無配当】) ……経営者の万一のその後に発生する「経営力・信用力の低下に伴う売上げ減」や「後継者が育つまでの資金対策」「会社の抱える債務の返済対策」という会社事業安定化に合理的に備えるためのプランです。

経営者向け保障プラン (解約返戻金なし型定期保険【無配当】) ……保険期間を通じて解約返戻金をなくすことで、経営者の「万一」を合理的にカバーする経営者のためのプランです。

● 経営者・役員に万一のことがあったときの事業継続資金準備と勇退時退職金の準備

経営者向け退職金準備プラン (低解約返戻金型定期保険【無配当】) ……万一に備えつつ、役員退職慰労金を効率的に準備したいとお考えの経営者のためのプランです。

● 従業員の退職金準備

従業員向け退職金準備プラン (養老保険【無配当】) ……保険料の1/2は損金算入しつつ、役員・従業員の遺族保障と退職金財源を同時に準備できるプランです。

● 従業員の死亡退職金・弔慰金準備

総合福祉団体定期保険 (無配当総合福祉団体定期保険) ……従業員の方々の万一の場合に備え、企業が保険契約者となり従業員の方々が被保険者となる保険期間1年の団体生命保険です。死亡退職金、弔慰金、法定外労災補償等の財源を確保できます。
※無配当総合福祉団体定期保険は、無配当化により従来の総合福祉団体定期保険に比べ割安な保険料を可能にしました。

団体定期保険 ……企業や団体に属する方々が万一の場合に備え、任意で加入する保険期間1年の団体生命保険です。万一の場合に遺族の生活保障を目的とした自助努力の補完ができます。個人が負担する保険料は生命保険料控除の対象となります。

医療保障保険 (団体型) ……企業や団体に属する方々が病気やけがで入院した場合に、公的医療保険の自己負担分を補完すること等を目的とした保険期間1年の団体向けの保険です。

お客様への情報提供(ディスクロージャーの取り組み)

当社では、事業概況・財務状況など経営内容についてご理解いただくために、お客様への適時・適切かつ分かりやすい情報提供に取り組んでいます。

ディスクロージャー誌等による情報提供

○あいおい生命の現状(ディスクロージャー誌)

保険業法第111条に基づいて経営内容に関するディスクロージャー誌『あいおい生命の現状』(ご覧いただいている本誌)を年1回作成しています。

ディスクロージャー誌はお客様にご覧いただくことができるように本店、営業部・支社、あいおい損保の各営業拠点ならびに主要な代理店に常時備え置きしており、また関係機関へも配付しています。

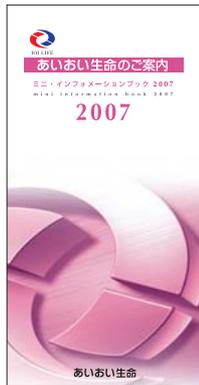
さらに、これらの情報は当社インターネットホームページにも掲載し、ダウンロードしてご利用いただけます。



○あいおい生命のご案内(ミニ・インフォメーションブック)

当社の情報開示のための簡易冊子として、「業績推移・決算概要」「トピックス」「商品ラインナップ」「各種お手続き・お問合せ窓口」等の情報を掲載した『あいおい生命のご案内』を作成しています。

本冊子をご契約いただいているお客様に当社を一層ご理解いただくために、ご契約内容をご案内する『ご契約内容のお知らせ』とともに年1回ご送付しています。また、日常の営業活動の中で、当社の案内としてお客様に配付しています。



インターネットホームページによる情報提供

当社は、夜間・休日でもご利用できるインターネットホームページを通じて、事業概況・財務状況など経営内容に関する情報開示、商品・サービス・各種お手続きに関する情報提供に取り組んでいます。経営全般にわたるトピックスについては「ニュースリリース」「お知らせ」欄に掲載して、タイムリーに発信しています。

また、当社のお客様サービスセンターなどにお問合せが多い項目については、Q & A形式で最新情報を

掲載しています。

なお、商品の「資料請求」「見積・訪問説明」「保険診断・相談」受付、住所変更、保険料控除証明書の再発行などお手続きのほか、お問合せの受付も行っており、お客様の利便性向上に努めています。



* ホームページアドレスは
<http://www.ioi-life.co.jp>

ご契約者への情報提供

当社は、お客様に対し商品のご理解を深めていただくために、ご契約前、ご契約時およびご契約後においてさまざまな情報を分かりやすく提供しています。その主な情報は次のとおりです。

<ご契約前の情報>

○保険種類のご案内

保険商品をお選びいただく際の参考として、保険種類の概略を保障の目的別に分類して特長、しくみ・ご契約例などをご案内しています。



○「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」

商品内容をご理解いただくために、必要な情報を「商品パンフレット」および「契約概要」によりご説明しています。

また、お客様のお申込みのご意思の確認ができましたら、ご契約にあたって特にご注意していただきたいことについて「注意喚起情報」をお渡ししてご説明しています。 P. 25をご覧ください。

お客様への情報提供(ディスクロージャーの取り組み)

○契約のしおり・約款

ご契約にあたって、是非ご理解いただききたい事項をA4版の冊子で見やすく、分りやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめをご説明する「約款」をお渡ししています。



○満期時について

「満期のご案内」、「更新のご案内」をお送りしています。

○個人年金のお支払い時

「年金支払のご案内」、「更新のご案内」をお送りしています。

○保険契約に関するご意向確認書

ご提案した商品がお客様のニーズに沿っているかを書面でご確認するために「保険契約に関するご意向確認書」を作成し、お客様のニーズを最終確認した上で、ご署名いただき「契約者様控」をお渡ししています。

○その他

「生命保険料控除証明書」、「配当金のお知らせ」、「生存給付金のご案内」、「ご契約内容のお知らせ（「あいおい生命のご案内」同封）などをお送りしています。

<ご契約時の情報>

○「保険証券」、「保険証券ご確認のお願い」「保険証券の見方」

保険証券の表示内容を分かりやすくご説明した資料を、保険証券と一緒に送りしています。



「保険証券の見方」

<ご契約後の情報>

○保険料払込みについて

「口座振替開始のご案内」、「生命保険料払込みのご案内」、「保険契約失効のご案内」、「生命保険料再請求のご案内」、「保険料お立替えのご案内」などをお送りしています。

○ご請求などをされた場合

「生命保険承認書」（ご契約内容変更のお知らせ）、「ご解約時など各種ご案内」、「保険金・給付金のご請求について」、「保険金・給付金請求書」、「保険金・給付金支払のご案内」などをお送りしています。



商品に対する情報及びデメリット情報の提供

お客様が、生命保険商品の内容や制度についてご存知ないために、不利益を被るような条項は、不利益条項（デメリット情報）と呼ばれています。お客様がご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などを、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。

不利益条項の主なものは、以下のとおりです。

○クーリングオフ制度（お申し込みの撤回）

ご契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日（ただし起算日は注意喚起情報に定めた日）から、その日を含めて8日以内であれば、申込者または契約者は書面によりご契約のお申込を撤回することができます。この場合には、払込みいただいた金額をお返しいたします。

なお、次の場合には、お申込を撤回することができません。

- ・当社が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための契約であるとき
- ・既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
- ・法人を契約者とする契約であるとき

○告知義務と告知義務違反

生命保険を契約または復活・復旧する場合など、契約者または被保険者は、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などの重要事項について、ありのままをお知らせいただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

その際に事実が告げられなかったときは、「告知義務違反」として契約または特約が解除されることがあります。契約または特約が解除された場合には、たとえ支払事由が発生していても、原則、保険金や給付金をお支払することができません。

告知義務違反の事例は当社インターネットホームページに掲載しております。

○保険金・給付金のお支払免責

保険金・給付金などの支払事由が生じても、保険金・給付金などをお支払できない場合があります。

例えば、死亡保険金の場合は、

- ①契約の責任開始日（または復活日・復旧日）から起算して3年以内（注）の被保険者の自殺による

②契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

③戦争その他の変乱による

上記のいずれかに該当するときは、死亡保険金はお支払できません。

ただし、②については、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じて保険金を削減してお支払いしたり、または全額お支払いすることがあります。災害保険金や諸給付金についても、同様にお支払いできない場合がそれぞれの約款に記載されています。

保険金・給付金をお支払できない代表的な事例は当社インターネットホームページに掲載しております。

（注）契約日が平成19年4月2日以降の契約の場合

※被保険者の自殺により死亡保険金をお支払できない責任開始日（または復活日・復旧日）からの期間は、契約日により異なります。

○契約の失効

保険料の払込みがないまま、払込猶予期間（注）を過ぎ、保険料の自動振替貸付制度（一時的に保険料払込の都合がつかない場合でも、解約返戻金の範囲内であれば、あらかじめ契約者から別段の申し出がない限り、当社が保険料をお立て替えする制度）が適用できない場合には保険の効力がなくなります。

契約が失効した後に支払事由が発生した場合には保険金や給付金をお支払することができません。

（注）「払込猶予期間」

月払の場合…払込期月の翌月末まで

年払・半年払の場合…払込期月の翌々月の月単位の契約応当日まで

※積立利率変動型終身保険は年払・半年払の場合も払込期月の翌月末までとなります。

<保険料の払込みが困難になったとき>

保険料の払込みが困難になったときでも、ご契約を有効に続けられる以下の方法があります。

①ご契約の保険金額を減額して保険料の負担を軽くします。

②「延長定期保険」への変更

以後の保険料の払込を中止して、定期保険に変更し、保険金額は変更せずに、保険期間を短縮することができます。

③「払済保険」への変更

以後の保険料の払込を中止して、保険期間は変更せずに、保険金額を減額して保障を継続することができます。

お客様への情報提供（ディスクロージャーの取り組み）

④「自動振替貸付制度」のご利用

保険料の払込を中断して、解約返戻金を担保とする当社からの立て替えを受けることができます。

*保険種類によってはお取扱いできないものもあります。

<契約の復活>

万一、保険料の払込みがなく、契約の効力がなくなってしまった（失効）場合でも、その日（失効日）から3ヶ月以内であれば、簡易な手続きで、復活の請求をすることができます。また、3ヶ月を超えた場合でも、保険種類によっては、当社の定めるお手続きをいただければご契約の復活を請求することができます。

ただし、改めて告知または診査をしていただく必要があり、告知義務違反となる期間が新たに発生するとともに、解約返戻金をご請求された場合や、健康状態などによっては、ご契約の復活ができないことがあります。

○解約返戻金

生命保険では、払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は死亡保険金などのお支払に、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費等にあてられています。解約の際には、それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が払い戻されます。したがって途中で解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少なく、特に契約後短期間の解約の場合は、解約返戻金がまったくない場合もあります。

お客様へのサービス体制

お客様のご相談窓口・対応の充実

お客様からの生命保険に関する様々なご相談やお申出にお応えできるように、相談窓口として本店に「お客様サービスセンター」を設置しています。

また、全国の営業部・支社の他、業務委託を行っているあいおい損保の営業拠点のオンライン端末、および代理店の営業支援システムにより、お客様のご契約内容についてのご照会やご相談に、迅速・適切にお応えできるように体制を整備しています。

商品に関する資料請求等受付サービスの利便性向上

当社インターネットホームページで、ニーズの高い商品に関する「保険料試算」および「資料請求」「見積・訪問説明」「保険診断・相談」の受け付けを行っています。

ご契約内容変更等各種お手続きサービスの充実

当社では、2004年よりお客様がフリーダイヤルを通じて各種契約内容変更のお手続きを「お客様サービスセンター」に直接申し込むことができる「変更手続ダイレクトサービス」を実施しています。お客様からご契約内容変更のお申出の多い項目（①住所変更 ②改姓改名 ③証券再発行 ④契約者貸付・返済 ⑤保険料振替口座の変更 ⑥控除証明書の再発行 ⑦受取人の変更 ⑧払込方法の変更 ⑨未納保険料等の収納など）について、お客様とお客様サービスセンターの間で直接お手続きを行うため、お手続きに要する日数が従前に比べて短縮されるようになりました。

また、「記入見本」の他、本サービス専用のお手続き書類にはご記入が必要な項目には目印もおつけしてお客様にご案内するなど、お客様からの声に基づきご記入漏れが生じないような改善に取り組んでいます。その結果、当該サービスをご利用いただいたお客様からのアンケートにおいても高い評価をいただいています。

また、2005年6月からは、上記「変更手続ダイレクトサービス」の対象となる変更手続きの一部（①住所変更 ②控除証明書再発行 ③保険料振替口座の変更 ④改姓）を、当社インターネットホームページで365日24時間受け付けする「変更手続ウェブサービス」を実施し、お客様のお手続き機会の多様化にも対応しています。

ウェブ
あいおい生命ホームページ

http://www.ioi-life.co.jp

受付時間: 365日24時間 (システムメンテナンス等のためサービスを一時中断する場合がございます。)

※携帯サイトからはご利用いただけません。

変更手続ウェブサービス

下記お手続きをお取扱しております。

①住所変更 ②保険料振替口座の変更
③改姓 ④控除証明書の再発行

※個人のご契約者様が対象です。

給付金請求書類ダウンロードサービス

給付金のご請求書類を当社ホームページからダウンロード(印刷)して入手することができます。

☆各種「お問合せ」も受け付けています。

電話
お客様サービスセンター

コールハ サンキュー

0120-568-390

携帯電話からでもご利用いただけます

受付時間: 平日午前9時～午後6時

※土・日・祝祭日および12月30日正午～1月4日は受付しておりません。

記入見本

お手続き書類の必要記入項目には目印をおつけてます

変更手続ウェブサービス

このページでは、個人のお契約者の皆さまを対象に、暮らしの中で生じた様々な変更手続きをご案内しています。ご希望のお手続きを全てクリックしてください。当社代表店またはお客様サービスセンターへのお電話でも受付しております。

- 変更手続ウェブサービスでお手続きが完了しました
- 変更手続ウェブサービスでお手続きに必要な書類を届きました
- 上記以外のお手続きはお客様サービスセンターのお取扱いとなります。以下のような場合は、当社代表店またはお客様サービスセンターまでご連絡ください

お客様満足度向上の取り組み

「お客様の声」への取り組み

当社は、「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様の視点に立った適切な対応を推進するとともに、経営改善・業務改善に反映させ、経営品質・業務品質の向上に向けて取り組んでいます。

対応基本方針

当社は、取締役会にて以下の基本方針を定め、「お客様の声」への取り組みを行っています。

1. 公平性・透明性・迅速性に配慮し、常にお客様の立場に立ち、誠意をもって問題解決に取り組めます。
2. お客様の声のうち、苦情は、より重要なものと位置付け、お客様の不満足を解消するまで改善に努めます。
3. お客様の声は、当社所定の方式に従い全件記録・保存するとともに、一元的に集約・管理します。
4. お客様の声の受付・対応状況を定期的に検証するとともに、内容・発生原因の分析に基づき必要な改善策・再発防止策を講じ、経営改善・業務改善に反映させることにより、経営品質・業務品質の継続的な向上に繋がっていきます。
5. お客様の声に関する集約結果、対応状況及び改善反映状況については、適時・適切に公表します。

「お客様の声」とは

当社では、「お客様の声」の定義を以下のように定めています。

1. 「お客様の声」とは、当社及び業務委託先であるあいおい損保の「お客様対応窓口」で受け付けたお客様からの苦情・要望・提言等をいい、感謝・御礼は含みません。なお、電話、文書、来社、FAX、インターネット等の手段・ルートは問いません。また、代理店・扱者が受け付けたものも含めます。
2. お客様の声のうち、「苦情」とは、不満足の原因があったものすべてをいいます。
3. 「お客様」とは、契約者、被保険者、受取人、一般消費者及び、契約者等の代弁者である代理店・扱者を含めます。

お客様対応窓口

お客様対応窓口とは、当社の本社各部署、営業部・支社、及びあいおい損保本社各部署、業務部、営業部支店・課支社・営業所、損害サービス部・サービスセンター・サービスオフィス、カスタマーサービスセンター等の拠点をいいます。また、以下の専用窓口を設置し、「お客様の声」を受け付けています。

<お電話での受付>



お客様サービスセンター
フリーダイヤル：0120 - 568 - 390
受付時間：平日 午前9時～午後6時

<ネットでの受付>



当社ホームページ「お問合せ」サイト
「▶各種お問合せ（または）▶よくあるご質問」
より▶インターネットでのお問合せ」

お客様の声の状況（件数・割合）

昨年度のお客様の声（苦情・要望・提言等）の他、ご照会やご相談も含めたお客様の主なお申出の件数・割合は以下のとおりです。

主なご相談（照会・苦情）の内容	件数	構成比
お客様の声（苦情・要望・提言等）	675	1.4%
保険商品の内容・資料請求	2,204	4.7%
保険料の払込状況・口座の確認	4,277	9.0%
解約・貸付・住所変更・名義変更・配当金	37,179	78.6%
保険金・給付金の内容・手続方法	2,832	6.0%
その他	149	0.3%
合計	47,316	100.0%

当社に寄せられた苦情件数、主な苦情の事例（2006年4月～2007年3月）

苦情件数	苦情の内訳（割合） （当該項目件数／苦情件数）		苦情の主な事例
	項目	割合	
529件	新契約関係	22.1%	・契約内容の説明が不十分なことに対するご不満 ・契約条件や診査に関するご不満
	収納関係	10.2%	・口座振替や集金に関するご不満 ・自動振替貸付に関するご不満
	保全関係	52.2%	・解約手続きに関するご不満 ・契約内容の変更に関するご不満
	保険金関係	5.5%	・給付金請求手続きに関するご不満 ・給付金をお支払いできないことに対するご不満
	その他	10.0%	・社員・代理店の態度・マナーに関するご不満 ・契約後のアフターフォローに関するご不満

苦情等の対応状況（改善事例）

<改善に向けた取組み：1> 収納関係 『保険料のお立替案内が遅い』

（お客様の声） 自動振替貸付制度に基づいて、保険料が立替になったことが記載された「保険料お立替のご案内」が、立替が発生してから1カ月以上も経って届いた。案内するのが遅いのではないかな？

（対応状況） お客様には、「保険料お立替のご案内」をお届けする時期が遅くなったことについてお詫びをし、お立替になった保険料のお支払いをしていただける旨をご了承いただきました。これまで、前月末日にお立替の発生を確認しましたご契約について、翌月の初旬にお客様宛てに発送していた「保険料お立替のご案内」を、より早くご案内できるように発送時期を前倒しし、当月の中旬に変更しました。

<改善に向けた取組み：2> 保全関係 『こども保険の祝金がいつ受取れるのか分かりにくい』

（お客様の声） こども保険の保険証券を見ているが、祝金がいつ・いくら受取れるのか記載がなく分かりにくい。表示したほうが良いのではないかな？

（対応状況） お客様には保険証券に表示がないことについてお詫びし、お客様のご契約に関する祝金の金額およびお受取りいただける時期をご説明し、ご納得いただきました。これまで、こども保険の保険証券に表示がなかった「祝金の金額・お受取りいただける時期」の他、「祝金受取人」「養育年金受取人」「死亡受取人」「養育年金額」についても、新たに表示するように改善しました。

<改善に向けた取組み：3> その他 『問い合わせの連絡先が分らず、確認するのに手間がかかった』

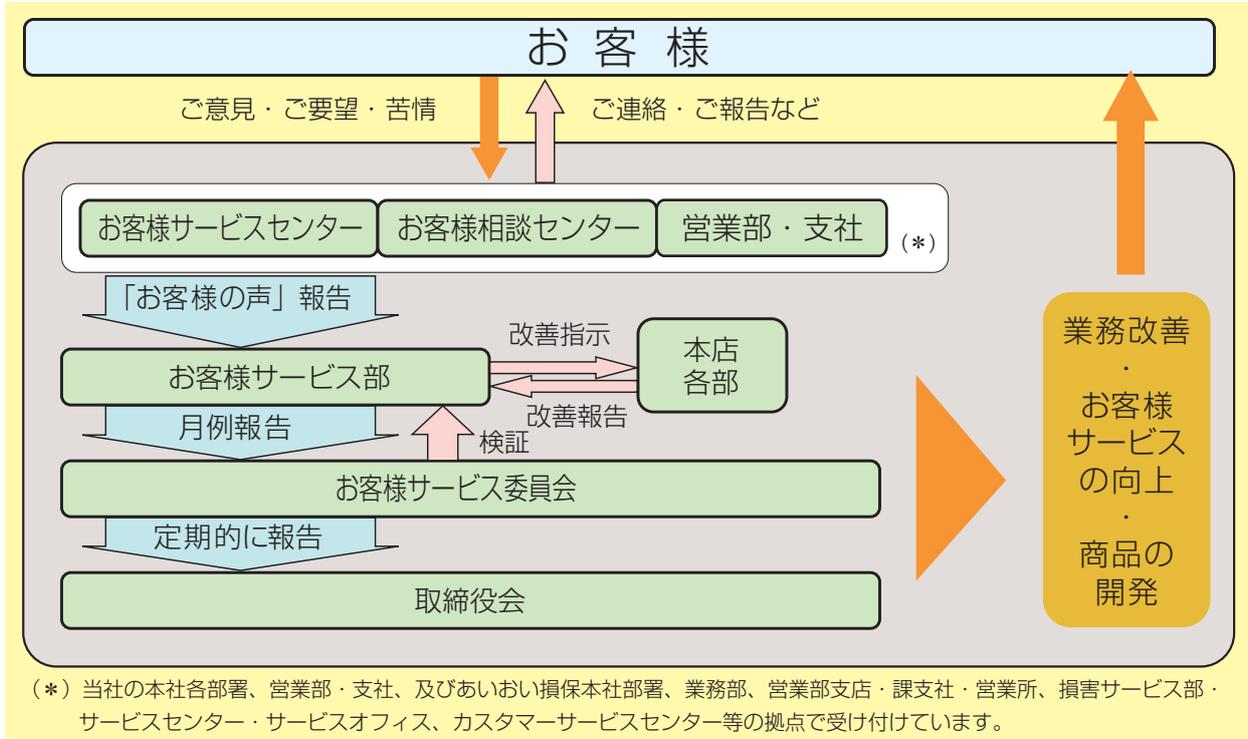
（お客様の声） 住所の変更および保険料振替口座の変更をお願いしようと思ったが、連絡先がすぐに分からず困った。

（対応状況） お客様には、お問い合わせの連絡先のご案内が不十分であったことにつきお詫びし、ご契約内容の変更に関するお手続きをご案内しました。弊社のお問い合わせ専用窓口の連絡先は、保険証券・ホームページ等に掲示していますが、新たに「保険証券送付用の封筒」の裏面に、各種お手続き・お問い合わせ先（本店お客様サービスセンターのフリーダイヤル・ホームページアドレス）、および、ご利用いただく際のご注意事項等を表記し、連絡先がすぐに分かるように改善しました。

お客様満足度向上の取り組み

「お客様の声」の受付から改善までの流れ

当社では、「お客様の声」を集約のうえ、お客様満足度の向上に向けた業務改善に取り組んでいます。



「お客様の声」を把握する取り組みの実施結果

「お客様の声」を把握し、貴重なご意見・ご要望・苦情等に基づき、保険商品・サービスのご提供や業務運営の改善などに活かしていくために、2006年度においては以下の取り組みを行ないました。

1. 専用窓口「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」での受付

お客様から直接電話にて受け付ける専用窓口として、お客様サービス部内に設置した「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」にて、お客様からの声をいただきました。

お申し出ルート	聴取人数
専用窓口を利用された契約者等	434人

2. インターネットホームページでの受付

当社インターネットホームページの電子媒体で書き込める「お問い合わせ」受付コーナーにて、お客様からの声をいただきました。

お申し出ルート	聴取人数
ホームページを利用された契約者等	62人

3. 営業店等に寄せられたご意見・ご要望の収集

2006年6月より「お客様の声システム」を構築し、代理店および営業店に寄せられたご意見・ご要望については、受付営業店にてシステムに入力し、お客様サービス部にて集約の上、一元管理を行っています。

お申し出ルート	聴取人数
代理店・営業店へご意見等の申出のあった契約者等	241人

4. 利用者満足度アンケートの実施

アンケート用紙にてご意見・ご要望をお寄せいただくようご協力をお願いしました。

アンケート対象者	聴取人数
お客様サービスセンター利用者 (2006年7月、2007年2月実施)	372人

お客様の声を踏まえて行った業務改善

お客様の声を基に、以下の業務改善を行いました。

1. お客様向け各種ご案内の充実・改善

(1) 「ご契約内容のお知らせ」の表記内容の改善

(2006年9月)

従来「ご契約内容のお知らせ」では未表示であった、「収入保障特約の最低支払保証期間」の追加表記を行うとともに、保険金受取人が複数指定されているご契約については指定人数の追加表記を行うことにより、より分かりやすい内容に改善しました。

(2) 「保険証券送付用封筒」の改定 (2006年12月)

保険証券送付用封筒の裏面に「各種手続き・お問い合わせ窓口」として、お問い合わせ先（本店お客様サービスセンターのフリーダイヤル・ホームページアドレス）、ご利用いただく際のご注意事項などを新たに表記し、契約内容変更等、弊社への連絡・お問い合わせ等を希望される際の連絡先がすぐに分かるよう改定しました。

(3) 「保険料お立替のご案内」「保険契約失効のご案内」のお客様宛て送付時期の変更 (2007年3月)

保険料の立替・失効の事実を契約者にお知らせすることを目的として、従来、立替・失効が発生した翌月初旬にお客様宛て発送していた「保険料お立替のご案内」「保険契約失効のご案内」について、より早くお知らせできるよう発送時期を前倒しし当月中旬に変更しました。

2. わかりやすさ向上に向けた帳票の改定

(1) 「保険証券」の改善

① 「保険証券の見方」の封入 (2006年11月)

保険証券の表示内容をわかりやすく説明した資料を、保険証券に同封し郵送することとしました。



「保険証券の見方」

② 保険証券の表示内容の改善

・「こども保険」について、保険証券に未表示のため内容が分かりにくいとのお客様からの要望にお応えし、祝金受取人・養育年金受取人・死亡受取人、養育年金額、祝金の金額およびお受取りいただく時期について新たに表示するよう改定しました。

(2006年6月)

・収入保障特約の最低保証期間について、表記を「保証」から「最低支払保証期間」と改め、支払が保証されている最低の期間である旨が分かりやすい表現に改定しました。(2006年6月)

・「解約返戻金表」に関して、契約日を起算日とする経過年数毎の最終日の解約返戻金を表示していること、無事故給付金特約が付加されている医療保険で入院給付を受けられた場合における無事故給付金特約部分の解約返戻金についてのお取り扱い、および、こども保険の祝金や生存給付金特約の生存給付金についても解約返戻金が含まれて表示されている旨を保険証券のご説明に追記することで、誤解を招きにくい分かりやすい内容に改善しました。

(2006年6月・2007年3月)

・入院保障などで保障の対象となる方（被保険者）の範囲の表記を「家族型」から「被保険者の型」と改め、保障の対象となる家族の範囲について分かりやすく表記するよう改善しました。(2007年3月)

・保険証券の解約返戻金表には契約日からの経過年数ごとに末日時点の解約返戻金の金額を表示していますが、低解約返戻金型商品の場合、低解約返戻金期間満了日の翌日（保険料払込期間満了日の翌日）の解約返戻金を知りたいというお客様からの要望にお応えし、当該解約返戻金額を保険証券の解約返戻金表に追加表示しました。(2007年4月)

(2) 「保険金・給付金お支払いに関するご案内」リーフレットの作成 (2006年8月)

給付金請求書に、「保険金・給付金お支払いに関するご案内」リーフレットを封入し、お支払いできない事例などを表示することでお客様が保険金・給付金を請求される際に参照いただけるようにしました。

(3) 「保険金・給付金のご請求について」パンフレットの作成 (2006年11月)

保険金・給付金のご請求手続きおよび保険金・給付金をお支払いできる場合とお支払いできない場合を、わかりやすく解説したパンフレット「保険金・給付金のご請求について」を作成し、当社営業部・支社及び業務委託先であるあいおい損保社の営業課支社に配付して、保険金等を請求されるお客様等にお渡しするなどの活用をするとともに、同様の内容をホームページに掲載し、いつでも参照いただけるようにしました。

お客様の視点に立った業務改革

当社では、全社員による「お客様満足度・利便性の向上」に向けた提言・提案の募集を行い、「お客様の視点」に立って、すべての業務の見直しに向けた取り組みを浸透させるとともに、全社員が一体感をもって業務改革の推進を図っています。

(2006年度の提案件数：714件)

保険金等支払管理態勢とお支払状況

保険金等支払管理態勢

保険金・給付金・各種返戻金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払業務は、保険会社の根幹を成す機能であるとの認識のもと、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢の強化、お客様からのお申出に対する紛争解決・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等のお客様の声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる仕組みを継続強化してまいります。

(1) 保険金等支払管理部門の態勢・機能強化

① 保険金等支払管理部門における点検態勢の強化

2005年9月より、支払漏れチェックシートを作成し、担当者と決裁者によるダブルチェック態勢を構築して支払漏れチェックを強化するとともに、チェックした内容を分析し保険金等支払管理部門で事例研修・勉強会を行い、支払査定担当者の知識・スキルアップを図っております。

② 保険金等支払管理部門の要員体制の強化

事案管理・点検態勢の強化及び、お客様に対する丁寧な請求勧奨態勢の確保に向け、2006年度年初から個人保険の保険金等支払管理部門である保険金サービスグループの要員体制増強を最優先課題とし、保険金支払査定経験者の中途採用活動を開始しており、保険金等支払管理部門の要員体制強化を図ってまいります。

③ システムチェック態勢の強化

システムチェックにより各種特約の支払漏れ警告メッセージは、担当者のみが端末画面で確認できる仕様となっていたことから、2006年1月より、これらメッセージをアウトプット帳票（支払稟議書）に表示し、決裁者も確認できるよう改善しています。

更に、支払事案管理・経過管理の強化、支払漏れチェック機能の強化に向け、次期保険金システムの開発をシステム開発課題の最優先事項とし、2008年度のリリースを目標に2007年4月より具体検討を行っています。

(2) 保険金等支払管理業務に対する事後点検、牽制機能の強化

① 保険金等支払管理部門以外による事後点検態勢の整備

2005年9月より、上記(1)①の部門内の複数チェックに加え、保険金等支払管理部門以外のスタッフが、不払判断の適切性及びお支払漏れの有無について事後点検することとしています。

さらに、2007年7月に、上記事後点検機能及び保険金等支払関係の苦情・紛争解決機能を独立させ、新たに「保険金支払管理部」を設置し、事後点検、牽制機能の一層の強化を図っています。

② 保険金等支払管理部門に対する内部監査の強化

2006年度内部監査計画において、保険金等支払管理部門を最優先部門とし、8月に内部監査を実施するとともに、その結果を踏まえ、2007年5月に、保険金等支払管理業務に関する監査実施要領、及び手順書を作成しました。

今後とも、保険金等支払管理部門を最重点部門と位置付け、頻度と深度の高い内部監査を実施してまいります。

(3) 保険金等支払に関する規程の整備・見直し

2005年9月に、保険金等支払に係る職務権限規程を見直し、部長以下の決裁権限を引き下げ、担当役員・社長決裁事項を増やすとともに、コンプライアンス部門との協議事項を明確化しました。

更に、2006年7月には、基本方針等の重要事項について、取締役会及び経営会議の協議・報告事項として明確化しました。

また、2005年10月には、不適切な不払事案の調査結果を踏まえ、不払判断基準書を整備するとともに、2006年10月には遅延利息支払規程の見直し、改定を実施しています。当社におきましては、保険金等支払管理業務に限らず、「お客様の視点」に立った業務運営・諸規程の見直しを経営方針の最重要課題として掲げており、今後とも不断の見直し、改善を図ってまいります。

(4) 経営陣による検証・関与の強化

① 経営会議等への報告

2005年9月より、保険金等支払・不払状況につき、四半期毎に経営会議へ報告を行うこととし、経営陣による検証態勢を強化しています。

② 保険金等支払管理委員会の設置

2006年7月に、経営会議の諮問機関として関連役員・部長及び社外弁護士で構成する「保険金等支払管理委員会」を設置し、保険金等支払管理に係る重要事項、及び詐欺無効等の重大事由不払事案の審議を行うとともに、保険金等支払・不払状況及び保険金等に係る苦情内容の月例検証を行う態勢を構築しています。

(5) 適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る基本方針の策定

2006年12月の取締役会において、役職員に対し、保険金等支払管理業務の重要性を改めて認識させ、取組みの方針を明確化し周知徹底することを目的に、「適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る基本方針」を制定しています。

(6) 保険金等支払に係る苦情・紛争解決態勢の整備

2007年1月に、保険金等支払管理部門以外の苦情対応窓口の設置、社外弁護士による紛争解決体制の構築、及び苦情・紛争処理規程の制定を行い、苦情・紛争解決態勢を整備しました。

苦情対応窓口及び社外弁護士が、再調査・再査定が必要と判断した事案については、全件保険金等支払管理委員会で審議の上、経営会議協議・社長決裁事項としています。

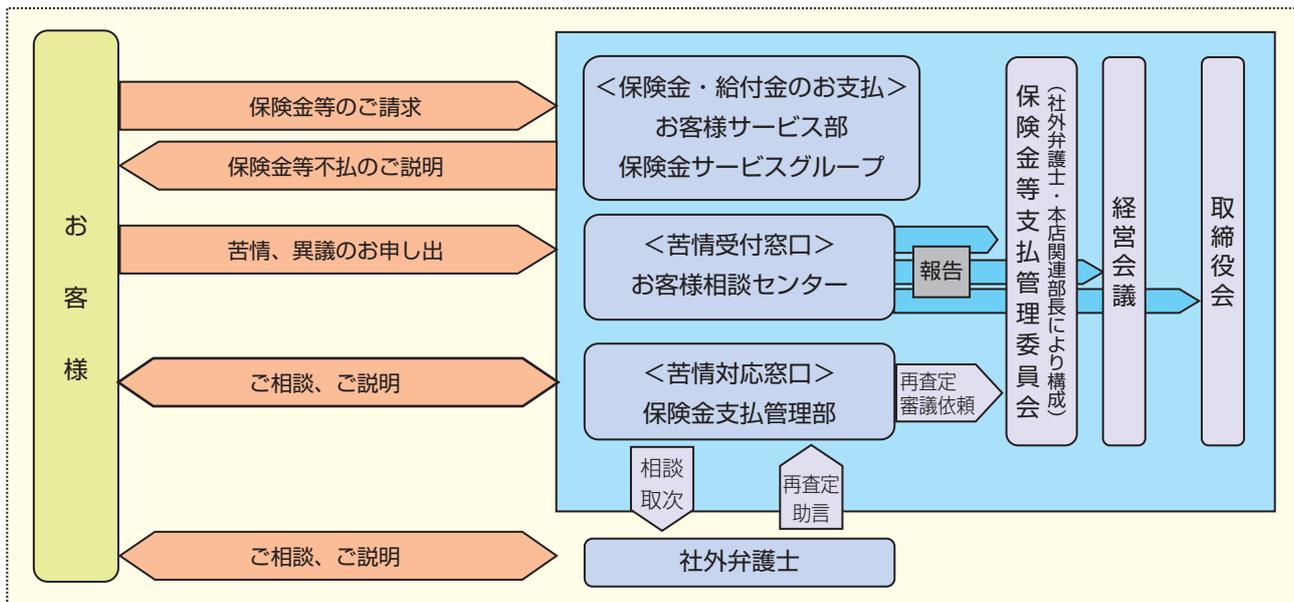
(7) お客様への説明態勢の整備・強化

保険金等請求書類の見直し・改定

2006年4月に、お客様がご請求時に必要となる『保険金・給付金請求書（兼同意書）』を改定し、「ご請求種類」欄を区分してご請求内容を記入しやすくしました。これによりお客様のご請求内容を担当者が確認しやすくなりました。

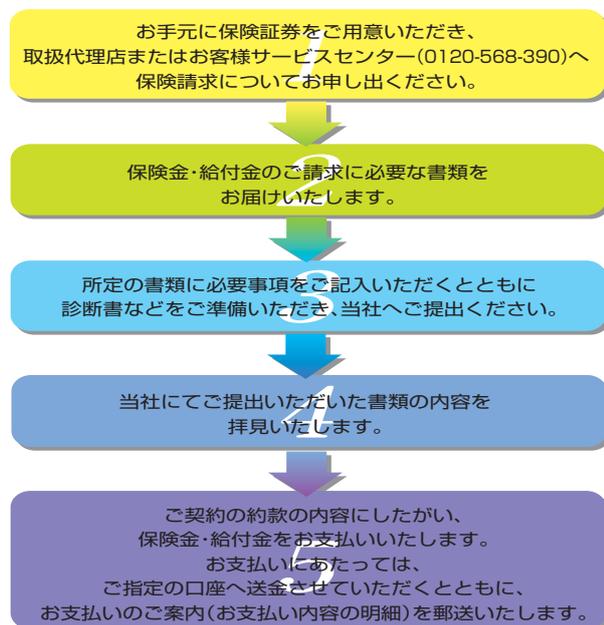
また、『入院・手術証明書（診断書）』の「手術の種類」欄に見落としやすい手術の種類を細分化して記載し、医師が記入しやすくなりました。これにより担当者が手術内容を見落としにくくなりました。

【苦情・紛争解決体制の仕組み】



保険金等支払管理態勢とお支払状況

保険金・給付金のご請求手続き



ご請求書類のご用意について

- ◆診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客さまのご負担となります。
- ◆ご提出いただいた書類の内容を拝見した結果、あらためて他の書類のご提出をお願いすることもございますのでご了承ください。

ご請求書類をご提出いただいた後

- ◆請求書類の不足や記載内容に不明な点がなく、事実の確認【注】を要さない場合には、当社(本社)に書類が到着後、5営業日以内にお支払いいたします。請求書類の不足や記載内容に不明な点がある場合には、当社からご連絡をさしあげます。

【注】

治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて、事実の確認(医療機関への確認も含みます)をさせていただく場合もございます。この場合、事前にご連絡のうえ、当社委託の確認会社の担当者がお伺いいたします。事実の確認は迅速に実施いたしますが、確認先のご都合や事故原因の調査などによって日数を要する場合がございますのでご了承ください。

- ◆ご契約の約款の規定により保険金・給付金をお支払いできない場合もございます。その場合、お支払いできない理由を書面にてご説明いたします。

指定代理請求人からのご請求について

被保険者が受取人となる保険金・給付金で、被保険者ご本人がご請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人によるご請求ができることがあります。指定代理請求人によるご請求ができるのは、約款に規定がある場合です。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

保険金・給付金のお支払状況

1. お支払件数

お支払内容	個人保険		団体保険	
	2005年度	2006年度	2005年度	2006年度
保険金(死亡・高度障害等)	406	433	27,704	25,843
給付金(入院・手術等)	9,835	10,894	211	146
合計	10,241	11,327	27,915	25,989

※件数は給付種類単位による集計件数

2. お支払いできなかった件数及び内訳

お支払い非該当判断事由	個人保険		団体保険	
	2005年度	2006年度	2005年度	2006年度
1. 詐欺無効	0	0	0	0
2. 不法取得目的無効	0	0	0	0
3. 告知義務違反解除	45	45	0	2
4. 重大事由解除	0	0	0	0
5. 免責事由該当	19	18	3	3
6. 支払事由非該当	64	49	1	1
7. その他	1	1	0	0
合計	129	113	4	6

※件数はご契約単位による集計件数

社会貢献活動

当社は、あいおい保険グループの一員として社会貢献活動に参画しています。あいおい保険グループでは、社名ロゴの「IOI」にちなんで、毎年10月1日を「あいおいの日」、10月を「あいおいの月」として、クリーンアップ（地域清掃）活動や、チャリティー活動、献血・骨髄ドナー登録など、地域に根ざしたボランティア活動を推進しています。



代々木公園クリーンアップ活動

2006年10月は、本店では、恒例となった代々木公園（東京都渋谷区）のクリーンアップ活動、献血・骨髄ドナー登録会に参加しました。また、空港などの公共施設を中心に設備がすすむ「AED（自動対外式除細動器）」講習会に参加し、使用方法を学びました。

全国の営業部においても、清掃活動、献血活動などに参加し、地域に根ざしたボランティア活動を通じて、社会に貢献できる喜びを社員・家族のみんなで共有することができました。会社としても、こうした社員の取り組みに対し、活動資金の支援や振替休日の付与など、参加しやすい環境づくりをサポートしています。



熊野古道ボランティア

また、あいおい保険グループでは、社員1人ひとりが手軽に参加できる募金制度として任意団体「ゆにぞん募金」を設立し、趣旨に賛同した有志社員の気持ちを、日本補助犬協会、明美ちゃん基金、日本赤十字社、日本ユニセフ協会、日本交通遺児育成基金、骨髄移植推進財団、日本環境教育フォーラム、日本点字図書館、結核予防会、オイスカ（途上国の環境保護教育支援）、中央共同募金会に寄贈しています。2005年度よりはじめた「まごコロ」ポストは、収集した使用済みのプリペイドカード・切手を（財）ジョイセフ（家族計画国際協力財団）を通じて発展途上国に寄贈しています。



献血・骨髄ドナー登録会

環境保全の取り組み

環境方針

1. 基本理念

あいおい保険グループは、企業理念に掲げる「共感・共創・共生」の精神の下に、人類と自然の調和ある地球環境づくりを目指し、事業活動のあらゆる分野において環境に配慮した行動と、地域に密着した環境保全に継続的に取り組みます。

2. 環境行動指針

1. 私たちは、保険商品・関連サービスその他あらゆる事業活動において地球環境の保全に資する取り組みを推進します。
2. 私たちは、事業活動において省エネルギー・省資源を推進するとともに環境汚染の未然防止に努めます。
3. 私たちは、環境保全への目標を設定し、定期的な評価と見直しを行う中で、継続的・持続的な改善に取り組みます。
4. 私たちは、環境関連法規制および当社が同意した環境保全に資する各種取決めを遵守します。
5. 私たちは、環境保全への啓蒙・啓発と、地域社会への貢献に努めます。

環境マネジメントシステムの取り組み

当社は2005年4月より、紙、ゴミ、電気の削減取り組みを推進し、本店（あいおい損保別館ビル内）において、ISO14001の認証を同年9月に取得しました。

紙は、日々使用するOA紙の使用量の削減と再生紙利用の促進を、ゴミは、分別ルールの徹底を通じて再資源化の促進を、電気は、こまめな消灯と空調設定温度の管理の徹底を図り、改善することができました。

本店のフロア毎に実行委員を選定し、職場毎に適した手法を模索しながら取り組むことにより、社員1人ひとりの環境意識も高まり、着実に成果を残すことができました。環境省が推進する「チーム・マイナス6%」に参画する企業として、クールビズ、ウォームビズに取り組むことは、電気使用量の抑制に大いに寄与しています。

環境取り組みは終わりのない取り組みです。環境にやさしい会社であり続けられるよう、これからも紙、ゴミ、電気の削減はもとより、本業に係わる取り組み課題を掲げ、積極的に挑戦してまいります。



事業の概況

事業環境について

2006年度のわが国経済は、海外経済の拡大を背景に輸出や生産が増加を続け、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加し、又、雇用者所得の緩やかな増加を背景に個人消費も底堅く推移するなど、内外需がともに増加を続け、緩やかな拡大傾向が続いております。

生命保険業界におきましては、底堅い株式市場や日銀のゼロ金利解除に伴う市場金利の上昇で、保有株式の配当収入や国内債券の利息収入が増加し、本業のもうけを示す基礎利益は、前年度を上回る見通しにあります。一方、少子高齢化等により主力商品である死亡保障保険離れが進み、また、成長分野とされてきた第3分野商品が、販売競争の激化や需要の一巡などによって一時期の好調さに陰りが現れ、保険料収入は減少傾向にあり、生命保険会社の将来利益の源泉となる保有契約高も、9年連続で対前年マイナスとなる見込みで、依然として厳しい状況が続いております。

このような厳しい環境の下、当社は全国14営業部・2支社と、8,607店（3月末）の代理店と共に、お客様ニーズに対応した商品の提供を行い、保有契約高純増による収益基盤の拡充に努めてまいりました。

販売面について

販売体制面では、代理店への販売指導強化策として2001年度より投入した代理店指導員（名称：推進マネジャー）を3月末で86名体制として、意欲ある代理店に対して体系的な研修と実践的な日常指導を通じ、コンサルティング能力の向上に努め、お客様のライフサイクルに合わせた保障プランの販売推進を図るとともに、当社の上位資格ランク代理店（E・S・Aランク）の育成・増強に努めてまいりました。

商品面について

商品面では、2006年6月には市場金利の変化に対応し、無診査・無告知で手続きが簡単な一時払専用の「あいおい一時払終身保険 ドリームワン」を発売し、2006年10月には、当社の主力商品である一生の保障を安全かつ合理的に準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「スーパー終身プレミアム」と遺族保障（収入保障）と医療保

障の2つのニーズに合理的に対応可能な「新収入保障保険 ジャストワン」を改定して、各々「新スーパー終身プレミアム」、「ジャストワンα」とし、3大疾病に対する重点保障や無解約返戻金化による保険料の低廉化等を行うなど、社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉えた商品の提供に努めてまいりました。

その結果、個人保険・個人年金保険の保有契約高は4兆6,570億円（対前年度3,434億円 8.0%増）、団体保険を含めた保有契約高につきましては6兆2,334億円（同6,485億円11.6%増）となりました。

サービス面について

サービス面では、お客様から直接お電話にて住所変更等の各種手続きを受け付ける「変更手続ダイレクトサービス」や、ホームページで24時間365日受け付ける「変更手続ウェブサービス」を行なうなど、お客様の利便性の向上を図ってまいりました。

資産運用面について

資産運用面では、国内長期金利は一時期上昇するも原油価格の急騰等により、前年度末水準まで低下するなど、変動の激しい運用環境の下、生命保険事業の社会性と公共性、保障の長期性を踏まえて、収益性、流動性も十分考慮しながら安全で確実な資産運用に心がけ、信用度の高い国内公社債を中心に運用を行ってまいりました。

また、運用資産残高の順調な拡大に合わせ、安全性の原則や内部牽制機能を重視する観点から、ALM及び実効性あるリスク管理態勢の強化・充実を進めております。

2007年度に向けて

生命保険業界においては、依然として厳しい事業環境が続く中、各社ともより一層の経営効率化を進めるとともに、新商品投入・サービス向上などの面で競争がさらに激化することが予想されます。

また、少子高齢化の進行に伴う社会保障制度への不安感から、自助努力の手段として生命保険の役割が益々重要となる中で、お客様からの保険会社選別基準は一段と厳しいものとなってきております。個人情報保護を始めとする法令等遵守や企業情報開示の充実による健全性・透明性の向上はもとより、財務基盤の一層の強化に加えて、お客様ニーズを迅

事業の概況

速・的確に経営に反映する仕組みの構築、CSRを踏まえた経営の推進など、お客様満足度の向上に向けて、一段と高い水準の経営品質が求められています。

このような環境の中、当社は、「お客様の視点」を全ての基軸に置いた新たな中期3ヵ年計画（以下「新中期経営計画」）を2006年度からスタートさせ、「お客様第一」を行動の原点とする企業理念に基づき、コンプライアンスとリスク管理を徹底しつつ、新中期経営計画の目標達成に向けた道筋を、より確固たるものとするため、あいおい損害保険株式会社との連携を強化し、業務品質の向上とお客様ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供により、お客様満足度・利便性を高めていくことに全力を傾注してまいります。

○販売面について

販売体制面では、代理店を直接指導・支援する進マネジャー100名体制を早期に実現するとともに、お客様の視点で生命保険販売の基本に立ち返り、「生命保険を正しく理解し、正しく販売できる代理店の育成」を基本理念とした研修体系の構築により、コンサルティング力の一層の強化と、お客様ニーズに対応した商品を適正・適切に提供できる販売網の構築を行ってまいります。

○商品面について

商品面では、保障機能の充実と併せて、合理的な保険料を追求するなど、お客様のニーズに幅広く対応出来るよう、商品開発に努めてまいります。

○サービス面について

サービス面では、「変更手続ダイレクトサービス」「変更手続ウェブサービス」を積極推進していくとともに、お客様からの相談に直接対応するお客様サービスセンターやホームページ機能の整備充実を図ることで、より一層お客様の身近な存在となるよう努力してまいります。

また、保険金等のお支払い業務は保険会社の根幹を成す機能であるとの認識の下、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢の強化、お客様からのお申し出に対する紛争解決・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等の

お客様の声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる取り組みを継続強化してまいります。

2007年度を新中期経営計画の中間年度として、あいおい生命の次代に向けた「確固たる基盤作りの年」と位置付けて、全社一丸となってお客様ニーズを迅速かつ鋭敏に感じ取り、経営改善に結びつけると共に、経営の健全性、透明性向上に努め、お客様から真に信頼され選ばれ続ける生命保険会社を目指して取り組んでまいります。

企業スローガンを策定

開業10周年を機に、社名の「あいおい」に掛けるとともに、社員一人ひとりがお客様の“愛する想い”を大切にしてサポートしつづけるという意味と基本姿勢をハートに表現して、以下の企業スローガンを2006年4月に策定しました。

*「愛♡追い」（あいおい）の部分には、ロゴマークと同様にコーポレートカラーである情熱と暖かな関係性を表すレッドと、知性および先進性を表すブルーを使用しました。

愛♡追いかけて

「あいおい一時払終身保険“ドリームワン”」を発売

積立利率変動型の一時払終身保険『あいおい一時払終身保険“ドリームワン”』を2006年6月より発売しました。本商品は、市場金利の変化に対応し、無診査・無告知で手続きが簡単な一時払専用の終身保険です。なお、死亡保険金は契約時に定めた基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。

開業10周年を記念した新商品を発売

開業10周年を記念して、主力商品である一生の保障を安全かつ合理的に準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「スーパー終身プレミアム」と遺族保障（収入保障）と医療保障の2つのニーズに合理的に対応可能な「新収入保障保険ジャストワン」を改定して、新たに『新スーパー終身プレミアム』、『ジャストワンα』を2006年10月より発売しました。この2つの商品は、3大疾病に対する重点保障や無解約返戻金化による保険料の低廉化等を実現しました。



ホームページのトップページをリニューアル

利用者にとって「見やすさ」、「使いやすさ」、「分りやすさ」を重視して、2006年10月にホームページのトップページをリニューアルしました。リニューアルにあたっては、お探しの情報に速く到達できるようにアイコンの設置等レイアウトの見直しや、デザインを刷新し見やすくしました。

ホームページでは、お客様から住所変更等の各種お手続きを受け付けする「変更手续ウェブサービス」など利便性のあるサービスのご提供や、保険金・給付金のご請求手続きおよび保険金・給付金をお支払いできる場合とお支払いできない場合の具体的な事例など、お客様にとって大切な情報をご紹介します。ホームページアドレス <http://www.ioi-life.co.jp>

「若者の保険“カイロス”」を発売

積立利率変動型終身保険をベースとした男性向け専用商品『若者の保険“カイロス”』を2007年4月より発売しました。本商品は、割安な保険料で将来の金利変動にも対応できる「低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険」を主契約とし、終身保障タイプの「疾病入院特約（01）」「災害入院特約（01）」、80歳までの「交通災害割増特約」、「特定疾病保険料払込免除特約」をセットしたプランです。なお、当社では積立利率変動型終身保険をベースとした女性向け専用商品『女性のための保険“カルナ”』（2005年10月発売）など、お客様のニーズに合わせて商品ラインナップを拡充しています。



会社の業績データ

I. 会社の概況及び組織

1. 会社の沿革	49
2. 経営の組織	49
3. 店舗網一覧（営業拠点）	49
4. 資本金の推移	49
5. 株式の総数	49
6. 株式の状況	50
7. 主要株主の状況	50
8. 取締役及び監査役	51
9. 従業員の在籍・採用状況	53
10. 平均給与（内勤職員）	53
11. 平均給与（営業職員）	53

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	54
2. 経営方針（めざす企業像）	54

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 事業の概況	55
2. 契約者懇談会開催の概況	55
3. 相談（照会、苦情）の件数	55
4. ご契約者に対する情報提供の実態	55
5. 商品に対する情報及びデメリット情報 提供の方法	55
6. 代理店に対する教育・研修の概略	55
7. 新規商品開発の状況	56
8. 主要保険商品一覧（保険種類の説明）	57
9. 情報システムに関する状況	79
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	80

IV. 直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(2) 金銭の信託の時価情報	94
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ 会計適用分・非適用分の合算値）	94
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	96
11. 利源別損益	97
12. 会社法による会計監査人の監査	97

81

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	82
2. 損益計算書	88
3. キャッシュフロー計算書	90
4. 株主資本等変動計算書	91
5. 債務者区分による債権の状況	91
6. リスク管理債権の状況	91
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金 の状況	91
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソル ベンシー・マージン比率）	92
9. 有価証券の時価情報（会社計）	
(1) 有価証券の時価情報	93

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	98
(2) 保有契約高及び新契約高	99
(3) 年換算保険料	99
(4) 保障機能別保有契約高	100
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種別別 保有契約高	101
(6) 異動状況の推移	102
(7) 契約者配当の状況	104
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	106
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均 保険金（個人保険）	106
(3) 新契約率（対年度始）	106
(4) 解約失効率（対年度始）	106
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約 年換算）	107
(6) 死亡率（個人保険主契約）	107
(7) 特約発生率（個人保険）	107
(8) 事業費率（対収入保険料）	107
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引受けた主要な保険会社等の数	108
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に 対する支払再保険料の割合	108
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社 等の格付機関による格付に基づく区分 ごとの支払再保険料の割合	108
(12) 未だ収受していない再保険金の額	108
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類 の区分ごとの、発生保険金額の経過保 険料に対する割合	108
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	109
(2) 責任準備金明細表	109
(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備 金の積立方式、積立率、残高 （契約年度別）	110

(4) 契約者配当準備金明細表	110
(5) 引当金明細表	111
(6) 特定海外債権引当勘定の状況	111
(7) 資本金等明細表	111
(8) 保険料明細表	111
(9) 保険金明細表	112
(10) 年金明細表	112
(11) 給付金明細表	112
(12) 解約返戻金明細表	112
(13) 減価償却費明細表	113
(14) 事業費明細表	113
(15) 税金明細表	113
(16) リース取引	114
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）	
(1) 資産運用の概況	115
(2) 運用利回り	117
(3) 主要資産の平均残高	117
(4) 資産運用収益明細表	118
(5) 資産運用費用明細表	118
(6) 利息及び配当金等収入明細表	119
(7) 有価証券売却益明細表	119
(8) 有価証券売却損明細表	119
(9) 有価証券評価損明細表	120
(10) 商品有価証券明細表	120
(11) 商品有価証券売買高	120
(12) 有価証券明細表	120
(13) 有価証券残存期間別残高	121
(14) 保有公社債の期末残高利回り	121
(15) 業種別株式保有明細表	122
(16) 貸付金明細表	123
(17) 貸付金残存期間別残高	123
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	123
(19) 貸付金業種別内訳	123
(20) 貸付金使途別内訳	123
(21) 貸付金地域別内訳	123
(22) 貸付金担保別内訳	123
(23) 有形固定資産明細表	124
(24) 固定資産等処分益明細表	124
(25) 固定資産等処分損明細表	124
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	124
(27) 海外投融資の状況	125
(28) 海外投融資利回り	126
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、 貸出額）	126
(30) 各種ローン金利	126
(31) その他の資産明細表	126
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	
(1) 有価証券の時価情報	127
(2) 金銭の信託の時価情報	128

(3) デリバティブ取引の時価情報 （ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）	128
--	-----

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	129
2. 法令等遵守の体制	129
3. 個人データ保護について	129
4. 代表者による財務諸表の適正性、及び 財務諸表作成に係る内部監査の有効 性に関する確認書	129

VIII. 特別勘定の状況

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

I. 会社の概況及び組織

1. 会社の沿革

P.22をご覧ください。

2. 経営の組織

P.23をご覧ください。

3. 店舗網一覧（営業拠点）

P.24をご覧ください。

4. 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘 要
平成13年3月2日	5,000百万円	15,000百万円	
平成13年4月1日	10,000百万円	25,000百万円	合併による資本金の増加

5. 株式の総数

発行する株式の総数	2,000 千株
発行済株式の総数	500 千株
当期末株主数	1 名

6. 株式の状況

(1) 種類等

発行済株式	種類	発行数	摘要
	普通株式	500千株	株券不発行

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
あいおい損害保険株式会社	500千株	100%	0千株	0%

※ 5で記載のとおり株主は1名であります。

7. 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	百万円 100,005	損害保険業	大正7年6月30日	100%

I. 会社の概況及び組織

8. 役員状況

(1) 取締役及び監査役

役職名	氏名 (生年月日)	略歴 ()は委嘱事項	担当
取締役社長 (代表取締役)	くぼた やすひこ 窪田 泰彦 (昭和22年6月8日生)	昭和46年 3月 関西学院大学法学部卒業 昭和46年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成 6年 6月 同社取締役 (営業推進部長兼シルバーサービス開発室長) 平成 7年 6月 同社取締役 (千葉営業本部長) 平成 9年 6月 同社常務取締役 平成12年 4月 同社代表取締役専務取締役 (営業推進副本部長) 平成13年 4月 あいおい損害保険株式会社 代表取締役副社長 (営業推進本部長) 平成13年10月 同社代表取締役副社長 (営業推進本部長兼クオリティライフ事業本部長) 平成14年 7月 同社代表取締役副社長 (東京営業本部長) 平成14年 8月 同社代表取締役副社長 (東京営業本部長兼首都圏戦略室長) 平成19年 6月 当社取締役社長〔代表取締役〕	業務監査部
専務取締役 (代表取締役)	こんどう よしあき 近藤 善昭 (昭和24年2月26日生)	昭和46年 3月 北九州大学商学部卒業 昭和46年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成14年 2月 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (中国・四国営業本部長兼広島支店長) 平成14年 4月 同社執行役員 (中国営業本部長) 平成16年 4月 同社常務執行役員 (東北営業本部長) 平成16年 6月 同社上席常務役員 (東北営業本部長) 平成18年 6月 当社取締役〔非常勤〕 平成18年 7月 当社専務取締役〔代表取締役〕 (営業本部長)	(管掌) 本店各部
常務取締役	ちようだ かおる 長田 薫 (昭和25年10月13日生)	昭和48年 3月 明治大学法学部卒業 昭和48年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成16年 4月 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (四国営業本部長) 平成16年 6月 同社常務役員 (四国営業本部長) 平成18年 6月 当社取締役〔非常勤〕 平成18年 7月 当社常務取締役 (営業本部副本部長) 平成19年 4月 当社常務取締役 (営業本部副本部長兼中部営業部長)	
取締役	わたなべ ゆたか 渡辺 豊 (昭和27年6月22日生)	昭和51年 3月 埼玉大学経済学部卒業 昭和51年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成19年 6月 当社取締役	商品部 団体保険部
取締役 (非常勤)	ながすえ ひろあき 永末 裕明 (昭和26年4月9日生)	昭和50年 3月 神戸商科大学商経学部卒業 昭和50年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成13年 4月 あいおい損害保険株式会社 執行役員 (九州営業本部長) 平成14年 2月 同社執行役員 (営業統括部長) 平成14年 4月 同社執行役員 (営業推進部長) 平成14年11月 同社執行役員 (営業推進部長兼営業研修部長) 平成15年 4月 同社執行役員 (埼玉営業本部長) 平成16年 4月 同社執行役員 (近畿営業本部長兼近畿戦略室長) 平成16年 6月 同社常務役員 (近畿営業本部長兼近畿戦略室長) 平成17年 4月 同社常務役員 (近畿本部長) 平成18年 7月 同社上席常務役員 (近畿本部長) 平成19年 7月 同社専務取締役 (営業開発部長兼首都圏戦略室長) 平成19年 6月 当社取締役〔非常勤〕	

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	()は委嘱事項	担当
常勤監査役	やました ひろお 山下 弘生 (昭和22年1月3日生)	昭和46年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和49年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成14年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 平成16年 4月 当社顧問 平成16年 6月 当社常勤監査役		
監査役	おかむら はじめ 岡村 一 (昭和21年10月22日生)	昭和46年 3月 早稲田大学法学部卒業 昭和46年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 株式会社あいおい事務サービス監査役 平成18年 6月 当社監査役		
監査役	たむら まさよし 田邨 正義 (昭和11年9月9日生)	昭和35年 3月 中央大学法学部卒業 昭和37年 司法修習終了 昭和46年 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員 平成 6年 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長 平成 8年 千代田火災工ヒス生命保険株式会社監査役 平成13年 4月 当社監査役		

(注1) 取締役 永末裕明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役 岡村 一、田邨正義は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 執行役員

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	()は委嘱事項	担当
執行役員	みちいえ けんたろう 道家 謙太郎 (昭和22年9月14日生)	昭和46年 3月 立教大学法学部卒業 昭和46年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成12年 6月 同社執行役員(ディーラー営業推進部長) 平成13年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 (東京自動車営業第一部長、首都圏ディーラー営業本部副部長) 平成14年 4月 株式会社安心ダイヤル常務執行役員 平成16年 4月 当社執行役員 平成17年 4月 当社執行役員(営業本部長付部長) 平成18年 6月 当社執行役員(営業企画部担当部長)		
執行役員	やもおか いずみ 谷茂岡 泉 (昭和27年8月4日生)	昭和51年 3月 明治大学商学部卒業 昭和51年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 当社営業企画部長 平成16年 4月 当社執行役員(営業企画部長)		営業企画部 市場開発部 営業研修部 商品部(副担当) 団体保険部(副担当)
執行役員	のみやま としあき 野見山 俊明 (昭和23年2月8日生)	昭和45年 3月 早稲田大学第一政治経済学部卒業 昭和45年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 当社千葉営業部長 平成17年 6月 当社執行役員(千葉営業部長) 平成18年 7月 当社執行役員(業務統括部長) 平成19年 4月 当社執行役員(コンプライアンス・リスク統括部長)		コンプライアンス・リスク 統括部 保険金支払管理部 業務監査部(副担当)
執行役員	はら まさる 原 賢 (昭和25年5月4日生)	昭和49年 3月 明治大学法学部卒業 昭和49年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成17年 4月 当社中部営業部長 平成18年 6月 当社執行役員(中部営業部長) 平成19年 4月 当社執行役員(業務統括部長)		業務統括部 契約業務部 システム開発部
執行役員	ひらの みきと 平野 幹人 (昭和34年12月8日生)	昭和57年 3月 早稲田大学法学部卒業 昭和57年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成17年 4月 当社企画部長 平成18年 6月 当社執行役員(企画部長)		企画部 人事・総務部 経理・財務部 お客様サービス部
執行役員	たかぎ みきお 高木 幹夫 (昭和24年8月25日生)	昭和48年 3月 立教大学経済学部卒業 昭和48年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 平成18年 7月 当社市場開発部長 平成19年 7月 当社執行役員(近畿・北陸営業部長)		

I. 会社の概況及び組織

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	17年度末 在籍数	18年度末 在籍数	17年度 採用数	18年度 採用数	18年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	392名	412名	37名	45名	43.1歳	4.6年
(男 子)	(257)	(270)	(12)	(24)	(47.4)	(4.3)
(女 子)	(135)	(142)	(25)	(21)	(34.7)	(5.4)
(総合職)	(252)	(265)	(10)	(21)	(46.5)	(4.3)
(一般職)	(130)	(136)	(25)	(21)	(34.5)	(5.4)
(特別嘱託)	(10)	(11)	(2)	(3)	(63.0)	(2.7)
営業職員	58	69	20	16	43.3	2.4
(男 子)	(58)	(68)	(20)	(15)	(43.3)	(2.5)
(女 子)	-	(1)	-	(1)	(45.0)	(0.9)

10. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	18年3月	19年3月
内勤職員	533	520

(注) 平均給与月額は19年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区 分	18年3月	19年3月
営業職員	671	544

(注) 平均給与月額は19年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 保険の引受け及び資産の運用
個人保険、個人年金保険、団体保険および団体年金の引受けならびに約款に基づく保険金・給付金の支払いを行うとともに、国内公社債を中心とする資産の運用を行っています。
2. 業務の代理・事務の代行業務
当該業務は行っていません。
なお、あいおい損害保険株式会社との間で「業務の代理又は事務の代行委託契約」を締結し、業務委託をしています。
3. 国債等の窓口販売業務
当該業務は行っていません。

2. 経営方針（めざす企業像）

P.9 をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 事業の概況

P. 44 ~ P. 45をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

－ 該当ありません。－

3. 相談（照会、苦情）の件数

P. 36をご覧ください。

4. ご契約者に対する情報提供の実態

P. 30 ~ P. 31をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

P. 32 ~ P. 33をご覧ください。

6. 代理店・社員に対する教育・研修の概略

P. 26をご覧ください。

7. 新規商品開発の状況

当社は、設立以来「お客様を中心とした生命保険販売」を基本的なコンセプトに「魅力ある商品」の開発に取り組んでおります。最近発売となった新商品をご紹介します。

(1) 『あいおい一時払終身保険「ドリームワン」』 (2006年6月発売)

資産形成用の商品として、市場金利の変化に対応できる仕組みをもった『あいおい一時払終身保険「ドリームワン」』（積立利率変動型一時払終身保険）を発売いたしました。

この商品は、一生涯にわたって死亡保障が継続し、かつ、死亡保険金は契約時に定めた基本保険金額（＝一時払保険料）が最低保証されます。また、積立利率は日本国債の流通利回りに応じ月2回（1日・16日）設定され、契約後は10年ごとの年単位の契約応当日ごとに積立利率を見直して、積立金を増加させます。なお、80歳までの方なら無診査・無告知で簡単にご加入いただけます。

これにより、一生涯の死亡保障をベースとしたお客様の資産形成ニーズにお応えすることができるようになりました。

(2) 『新スーパー終身プレミアム』『ジャストワンα』 (2006年10月発売)

主力商品である「スーパー終身プレミアム」「ジャストワン」それぞれに新しい機能を充実させ、『新スーパー終身プレミアム』（積立利率変動型終身保険）および『ジャストワンα』（新収入保障保険）として同時発売いたしました。

この二つの商品は、収入保障部分を改定し、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の状態になった場合に特定疾病診断給付金をお支払いする「特定疾病診断給付金」を新設するとともに、「新収入保障保険」および「（優良体）収入保障特約」について「解約返戻金のない保険契約（特約）に関する特則」を新設し、従来よりも割安な保険料でご加入いただけるようになりました。

これにより、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に対する重点保障や無解約返戻金化による保険料の低廉化等を実現いたしました。

(3) 保険料の改定等 (2007年4月改定)

標準生命表の改定に伴い、生命保険商品の保険料を

改定いたしました。この改定により、定期保険等の死亡保障保険については概ね保険料が引き下げられ、養老保険、個人年金保険（確定年金型）は現行とほぼ同水準となり、個人年金保険（終身年金型）は保険料が引き上げとなりました。また、改定後の標準生命表の適用により疾病入院関係の保険料は引き上げとなると、当社では疾病入院を中心に発生率等の見直しを行い、疾病入院特約（O1）は現行とほぼ同水準に維持することといたしました。

また同時に、指定代理請求人特約を新設いたしました。この特約により、保険金等（高度障害保険金等）の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求することができるようになりました。

(4) 『若者の保険“カイロス”』 (2007年4月発売)

男性若年層向けの商品として、一生涯の保障を確保できる「積立利率変動型終身保険」に、ご自身を守る為の「医療特約」と万一の為の「交通災害割増特約」をセットした『若者の保険“カイロス”』を発売いたしました。

この商品は、一生涯にわたって死亡（高度障害）・医療保障が継続し、かつ、主契約の「積立利率変動型終身保険」においては、金利上昇時に保険金額の増加が期待できます。また、交通事故による死亡・高度障害時には主契約の基本保険金額の3倍を追加保障いたします。さらに、三大疾病で所定の状態になった場合には、以後の保険料が免除されます。加えて、解約返戻金を抑えることで、お客様の保険料負担も軽減いたしました。

これにより、男性若年層のニーズにお応えすることができるようになりました。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

8. 主要保険商品一覧（保険種類の説明）

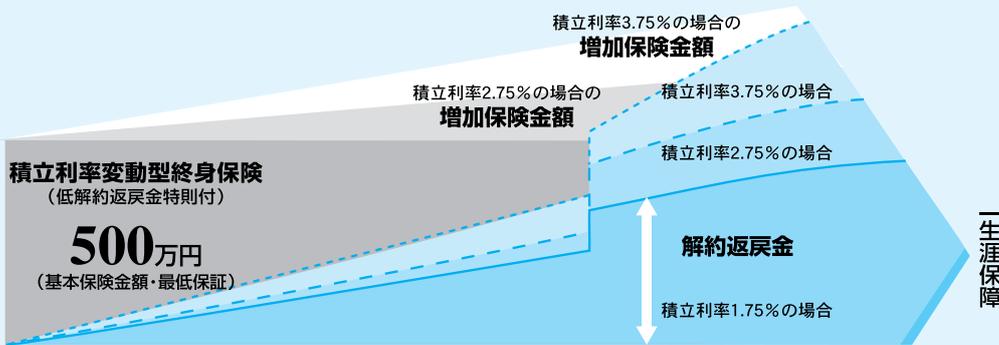
(1) 個人保険・個人年金保険

名 称	特 長
<p data-bbox="225 875 547 981">新スーパー終身 プレミアム</p> <p data-bbox="252 999 528 1178">積立利率変動型 終身保険 (無配当) 低解約返戻金特則付</p> <p data-bbox="212 1193 564 1458">収入保障特約 特定疾病診断給付金特則付 解約返戻金のない特約に関する特則付 疾病入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 災害入院特約(01) 解約返戻金のない特約に関する特則付 特定疾病保険料払込免除特約 解約返戻金のない特約に関する特則付</p> <p data-bbox="212 1491 579 1579">健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体収入保障特約にご加入いただけます。</p>	<p data-bbox="671 521 1551 600">「ご自身とご家族への大きな安心に一つの商品でお応えする」を実現した、あいおい生命の最上級商品です。</p> <ol data-bbox="671 645 1551 2040" style="list-style-type: none">1. 割安な保険料で一生の保障をご準備いただけます。 保険料払込期間中の基本保険金部分の解約返戻金を、低解約返戻金特則を適用しない積立利率変動型終身保険の70%にすることにより、割安な保険料でご契約いただけます。保険料払込期間満了後の基本保険金部分の解約返戻金は積立利率変動型終身保険と同水準です。2. 金利変動にも対応します。 主契約の積立利率は毎月見直され、市場金利が反映されます。積立利率が上昇した場合には、積立利率変動型終身保険の保険金額と解約返戻金が増加します。3. 最低保証があります。 ご契約時の積立利率1.75%は、保険期間を通じて最低保証されます。ご契約時の保障額(=基本保険金額)および積立利率1.75%による解約返戻金は最低保証されます。4. 万一の場合のその後に、ご家族をしっかり守ります。 万一の場合の「その後」には、月々の年金が特約期間満了まで、ご家族の生活費をしっかりサポートします。5. 終身の医療保障にも対応しています。 病気もしくはケガで2日以上継続入院されたときに1日目から入院給付金が、さらに手術の場合には、手術の種類に応じて手術給付金が支払われる入院特約が終身の保障期間でご準備いただけます。 しかも、入院特約の保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を割安にしました。6. 3大疾病になったら、一時金が支給され、以降の保険料払込みが免除されます。 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のいずれかで、所定の状態に該当した場合は、「特定疾病診断給付金特則」により、年金月額額の10倍が一時金で給付されます(お支払いは原因となる疾病の種類を問わず1回限りです)。 さらに「特定疾病保険料払込免除特約」により、以降の保険料をお支払いいただくことなく、保障は続きます。 <p data-bbox="703 1995 1538 2040">※がんについては責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。</p>

しくみ・ご契約例

ご契約例

- ご加入年齢……………30歳/男性
- 保険料払込期間……………60歳払済
- 低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険(保険期間:終身)
……………基本保険金額500万円
- 収入保障特約定額型・最低支払保証期間5年(保険期間:60歳満了)
特定疾病診断給付金特則付
解約返戻金のない特約に関する特則付……………月額20万円
- 疾病入院特約(O1)・災害入院特約(O1)(保険期間:終身)[本人型・120日型]
解約返戻金のない特約に関する特則付……………日額10,000円
- 特定疾病保険料払込免除特約(保険期間:60歳満了)
解約返戻金のない特約に関する特則付
- 月払保険料(口座振替)……………24,815円



特定疾病診断給付金 **200万円**

収入保障特約
(特定疾病診断給付金特則付・解約返戻金のない特約に関する特則付)
収入保障特約
月額 **20万円**
お受取総額 **7,200万円~1,200万円**
最高30年分7,200万円、最低でも5年分1,200万円

疾病入院特約(O1)・災害入院特約(O1) / 入院給付金日額 **10,000円**
(解約返戻金のない特約に関する特則付) 手術給付金40・20・10万円
1入院120日・通算730日限度

一生保障

▲ 30歳 保険料払込期間 ▲ 60歳

特定疾病保険料払込免除特約
(解約返戻金のない特約に関する特則付)

※特定疾病保険料払込免除特約を付加した場合、同時に付加できる特約が制限されます。

さらに充実の保障を希望される方におすすめする主な特約

- 平準定期保険特約
- 優良体収入保障特約
- 優良体平準定期保険特約
- 心臓・脳血管障害割増特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害退院後療養特約(O1)
- 疾病退院後療養特約(O1)
- 成人病保障特約(O1)
- 女性医療特約(O1)
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求人特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名称

特長

若者の保険 “カイロス”

積立利率変動型 終身保険 (無配当)

低解約返戻金特則付

疾病入院特約 (01)
解約返戻金のない特約に関する特則付

災害入院特約 (01)
解約返戻金のない特約に関する特則付

交通災害割増特約

特定疾病保険料払込免除特約
解約返戻金のない特約に関する特則付

※若者の保険“カイロス”は15歳～39歳の男性専用プランです。

若者に必要な保障を一つにまとめた、若者のための終身保険です。

1.万ーの場合に保険金をお支払いします。

万ーの場合(死亡・高度障害になられた時)の保障が一生にわたって続きますので安心です。契約時の基本保険金額は最低保証されており、さらに市場金利によっては増加保険金が発生します。

2.将来の金利変動に対応します。

積立利率は毎月見直し、金利上昇時にはそれにあわせて保険金額、解約返戻金の増加が期待できます。積立利率は年1.75%を最低保証し、増加保険金額は減ることはありません。

3.ワイドな交通事故保障が80歳まで続きます。

ワイドな交通災害割増特約がお客さまを80歳までサポートします。交通事故による死亡・高度障害の場合は、普通死亡(主契約保障)の3倍の保険金をプラスでお支払いします。

4.病気・ケガを問わない充実の医療保障が一生継続します。

通算最高730日の保障で一生お守りします。年齢を問わず、病気やケガと無縁でいられるとは限りません。若い時からなら割安な保険料で将来に備えることが可能です。

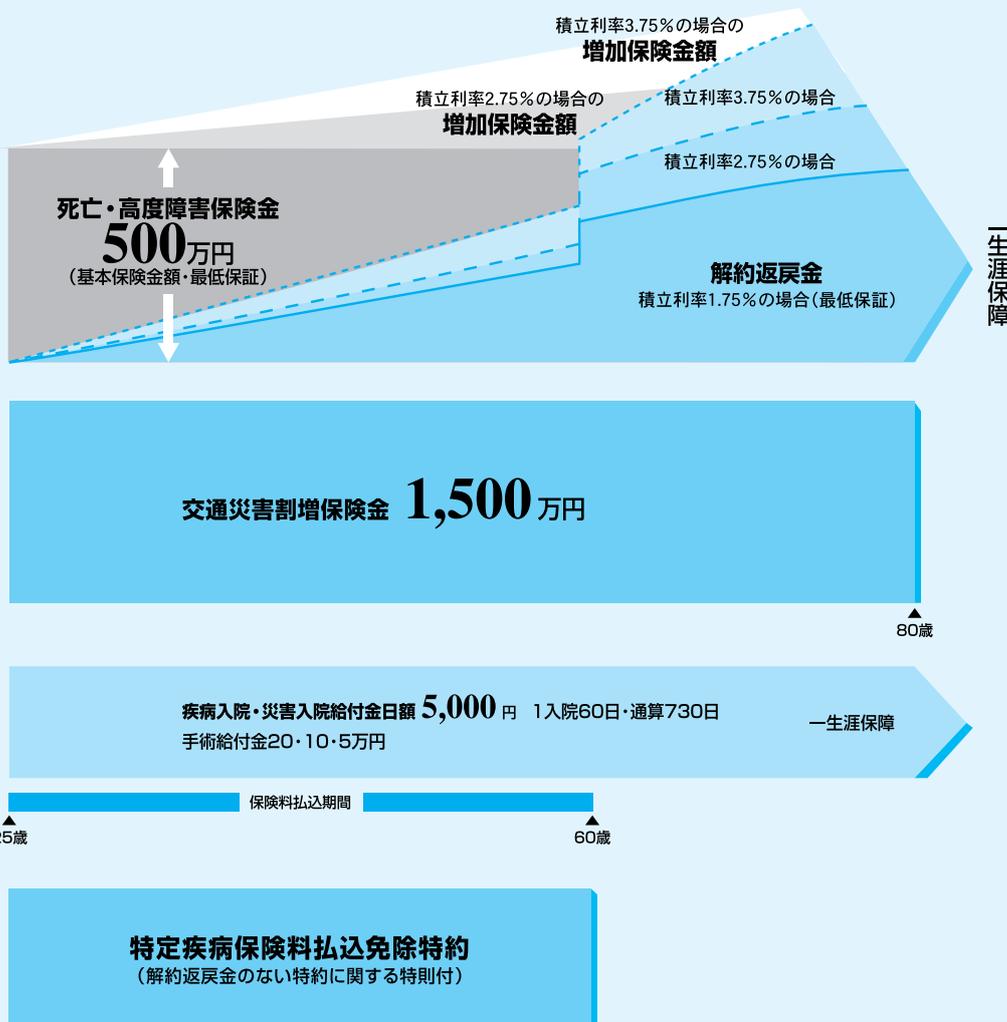
5.3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のいずれかになったら、以後の保険料払込を免除します。

3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のいずれかで、所定の状態に該当した時は、以後の保険料払込を免除します。保険料払込免除は、主契約および主契約に付加された特約が対象となりますので、万ー所定の状態になられた以降も、すべての保障が継続します。

※がんについては責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。

ご契約例

- ご加入年齢……………25歳/男性
- 積立利率変動型終身保険(保険期間:終身 保険料払込期間:60歳払済)
低解約返戻金特則付……………基本保険金額500万円
- 疾病入院特約(O1)・災害入院特約(O1)
(保険期間:終身 保険料払込期間:60歳払済)
解約返戻金のない特約に関する特則付[本人型・60日型]…日額5,000円
- 交通災害割増特約
(保険期間:80歳満了 保険料払込期間:60歳払済)……………1,500万円
- 特定疾病保険料払込免除特約(保険期間:60歳満了 保険料払込期間:60歳払済)
解約返戻金のない特約に関する特則付
- 月払保険料(口座振替)……………10,245円



- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求人特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名称

特長

女性のための保険 “カルナ”

積立利率変動型 終身保険 (無配当)

低解約返戻金特則付

疾病入院特約(01)

解約返戻金のない特約に関する特則付

災害入院特約(01)

解約返戻金のない特約に関する特則付

女性医療特約(01)

解約返戻金のない特約に関する特則付

特定疾病保険料払込免除特約

解約返戻金のない特約に関する特則付

※女性のための保険“カルナ”は女性専用のプランです。

女性に必要な保障を一つにまとめた、 女性のための終身保険です。

1.女性特有の病気やがんで入院されたとき、入院給付金を倍額*お支払いします。
乳がん・子宮がん・子宮筋腫など女性特有の病気はもちろん、流産や妊娠の合併症まで幅広く保障します。

意外と多い女性ならではの病気については手厚く保障し、安心です。

※疾病入院特約(01)と女性医療特約(01)の給付金日額が同額の場合

2.一生涯の保障をご準備いただけます。

万一の場合(死亡・高度障害になられた時)の保障が一生涯にわたって続きますので安心です。契約時の基本保険金額は最低保証されます。

また、医療保障、女性のための保障も一生涯保障をご準備いただけます。

3.将来の金利変動にも対応します。

積立利率は毎月見直し、金利上昇時にはそれに合わせて保険金額、解約返戻金の増加が期待できます。

積立利率は年1.75%を最低保証し、増加保険金額は減ることはありません。

4.万一の保障にかえて、年金としてお受け取りいただくこともできます。

ご契約日から10年経過し、かつ保険料の払い込み満了等の条件を満たす場合、万一の死亡(高度障害)保障の全部または一部にかえて年金でお受け取りいただくことができますので、老後に備えることもできます。

※年金移行を選択すると、以降の保障はなくなります。

5.保険料が割安です。

〔低解約返戻金型〕積立利率変動型終身保険は保険料払込期間中の解約返戻金を低解約返戻金型でない積立利率変動型終身保険の70%とすることで保険料を割安に設定しています。

〔解約返戻金なし型〕災害入院特約(01)、疾病入院特約(01)、女性医療特約(01)、特定疾病保険料払込免除特約は特約保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を割安に設定しています。

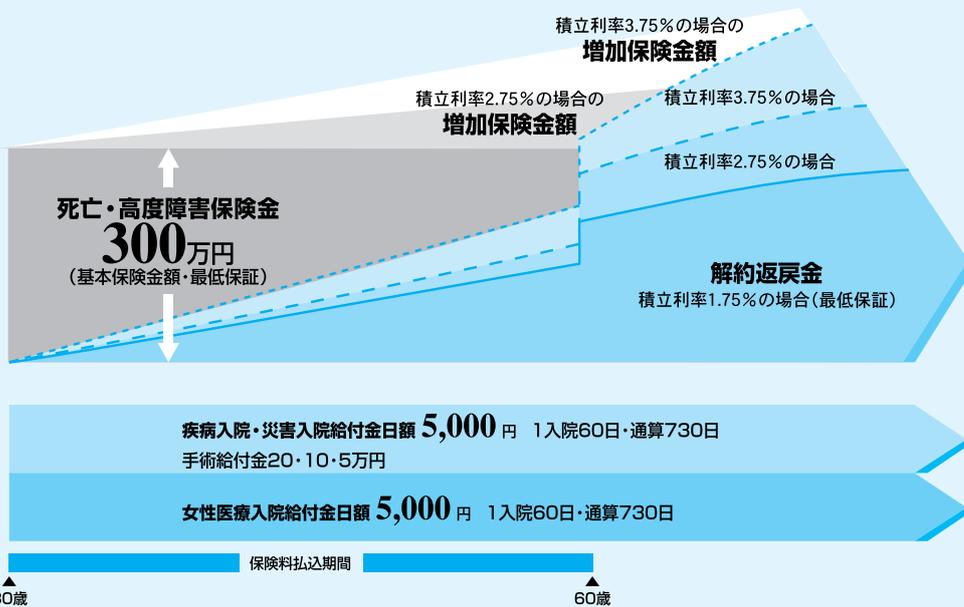
6.3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になったら、以後の保険料払込を免除します。

3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態に該当したときは、以後の保険料払込を免除します。

※がんについては責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。

ご契約例

- ご加入年齢……………30歳／女性
- 積立利率変動型終身保険（保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払済）
低解約返戻金特則付……………基本保険金額300万円
- 疾病入院特約（01）・災害入院特約（01）
（保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払済）
解約返戻金のない特約に関する特則付〔本人型・60日型〕…日額5,000円
- 女性医療特約（01）（保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払済）
解約返戻金のない特約に関する特則付〔60日型〕……………日額5,000円
- 特定疾病保険料払込免除特約（保険期間：60歳満了 保険料払込期間：60歳払済）
解約返戻金のない特約に関する特則付
- 月払保険料（口座振替）……………9,561円



特定疾病保険料払込免除特約
(解約返戻金のない特約に関する特則付)

- 収入保障特約
- 優良体収入保障特約
- 平準定期保険特約
- 優良体平準定期保険特約
- 心臓・脳血管障害割増特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害退院後療養特約（01）
- 疾病退院後療養特約（01）
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求人特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名称

特長

ジャストワンα [新収入保障保険(無配当)]

特定疾病診断給付金特則付
解約返戻金のない保険契約に関する特則付

特定疾病保険料払込免除特約
解約返戻金のない特約に関する特則付

ご家族の生活資金とご本人の病気・ケガによる入院に備える保険です。

1. 「万一の時」の遺されたご家族の生活費とご本人の医療費をカバーします。
万一の時(死亡・高度障害になられた時)には、「その後」のご家族の生活資金として、年金を年金支払期間終了時までお支払いします(年金部分)。また病気やケガで1泊2日以上入院された場合は、1日目から入院給付金を、所定の手術をされた場合は手術給付金をお支払いします(入院給付金部分および手術給付金部分)。
2. 保険期間はライフプランにあわせてお選びいただけます。
年金部分と入院給付金部分および手術給付金部分それぞれライフプランにあわせて保険期間を設定いただけます。
※「年金部分」の保険期間を「第1保険期間」、「入院給付金部分および手術給付金部分」の保険期間を「保険期間」といいます。
- 3.3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に備えます。
第1保険期間中に3大疾病で、所定の状態に該当した場合は、「特定疾病診断給付金特則」により、年金額の10倍を一時金でお支払いします。特定疾病診断給付金のお支払いは原因となる疾病の種類を問わず1回限りです。
保険料払込期間中に3大疾病で、所定の状態に該当した場合は、「特定疾病保険料払込免除特約」により、以降の保険料支払が免除されます。
※がんについては責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。
4. 保険料は割安で合理的です。
年金部分および特定疾病診断給付金特則部分の解約返戻金をなくし、さらに入院給付金部分および手術給付金部分の保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで保険料を割安にしました。また、健康状態が一定の基準を満たした方は「優良体保険契約に関する特則※」を適用できます。
※健康状態が一定の基準を満たした方は、割安な保険料(優良体保険料)で、さらに過去1年間タバコを吸っていない方なら、より割安な保険料(非喫煙者優良体保険料)でご加入いただけます。

☆特則を適用することで入院給付金部分および手術給付金部分の保障をさらに充実可能です。

がん入院給付金無制限支払特則 長期入院支払特則

- がん入院給付金無制限支払特則とは…
がんの治療を目的として入院した場合には、疾病入院給付金にかえて、がん入院給付金(支払限度日数無制限)を支払います。
- 長期入院支払特則とは…
災害入院給付金、疾病入院給付金またはがん入院給付金の支払われる入院をし、入院日数が180日以上または360日以上となったときに長期入院給付金を支払います。
 - ・180日以上…入院給付金日額×30
 - ・360日以上…入院給付金日額×50

ご契約例

- ご加入年齢……………30歳／男性
- 第1保険期間(年金部分)……………60歳満了
- 保険期間(入院給付金部分および手術給付金部分)……………終身
- 保険料払込期間……………60歳払済
- 年金月額[最低支払保証期間5年]……………20万円
特定疾病診断給付金特則付
- 入院給付金日額[60日型]……………10,000円
- 特定疾病保険料払込免除特約(保険期間:60歳満了)
解約返戻金のない特約に関する特則付
- 月払保険料(口座振替)……………14,730円

特定疾病診断給付金200万円



入院給付金部分および手術給付金部分／疾病・災害入院給付金日額 **10,000円**
手術給付金額 40・20・10万円

1入院60日 通院1,095日限度

一生涯保障

保険料払込期間

30歳 60歳

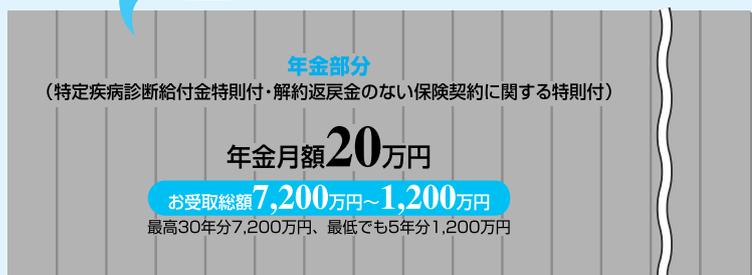
特定疾病保険料払込免除特約(解約返戻金のない特約に関する特則付)

病気・ケガに対する備えは十分しているという方には「入院給付金および手術給付金不担保特則付新収入保障保険」をおすすめします。

ご契約例

- ご加入年齢……………30歳／男性
- 第1保険期間(年金部分)……………60歳
- 保険料払込期間……………60歳
- 年金月額[最低支払保証期間5年]……………20万円
特定疾病診断給付金特則付
- 特定疾病保険料払込免除特約(保険期間:60歳満了)
解約返戻金のない特約に関する特則付
- 月払保険料(口座振替)……………9,100円

特定疾病診断給付金200万円



保険料払込期間

30歳 60歳

特定疾病保険料払込免除特約(解約返戻金のない特約に関する特則付)

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名 称

特 長

低解約返戻金特則付 積立利率変動型 終身保険 (無配当)

ご契約を長く続けられる方に、
うれしいタイプの終身保険です。

- 1.割安な保険料で一生涯の保障をご準備いただけます。
保険料払込期間中の基本保険金部分の解約返戻金を、低解約返戻金特則を適用しない積立利率変動型終身保険の70%にすることにより、割安な保険料でご契約いただけます。保険料払込期間終了後の基本保険金部分の解約返戻金は積立利率変動型終身保険と同水準です。
- 2.金利変動にも対応します。
積立利率は毎月見直され、市場金利が反映されます。
積立利率が上昇した場合には、保険金額と解約返戻金が増加します。
- 3.最低保証があります。
ご契約時の積立利率1.75%は、保険期間を通じて最低保証されます。
ご契約時の保障額(=基本保険金額)および積立利率1.75%による解約返戻金は最低保証されます。
- 4.保険料払込期間終了後は、一生涯の保障にかえて年金受取プラン、介護保障プランに移行することもできます。

定期保険 (無配当)

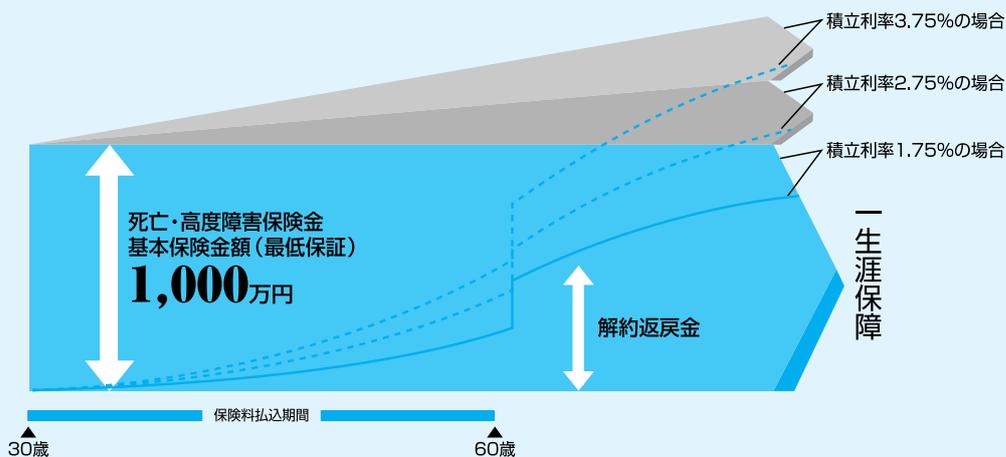
健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料の割安な無配当優良体定期保険にご加入いただけます。

働き盛りの「万一の時」に備える合理的な保険です。

- 1.小さなご負担で大きな保障が得られます。
割安な保険料で一定期間の「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)に備える、保障重視の掛け捨てタイプの保険です。無配当保険ですから保険料は割安です。
- 2.保険期間をお選びいただけます。
保険期間は年満期と歳満期の2つの設定方法から、ライフプランにあわせてお選びください。
- 3.最長80歳までご契約の更新が可能です。
ご加入後の健康状態にかかわらず、所定の要件を満たせば、診査や告知なしでご契約を更新することができますので、安心が続きます。

ご契約例

- ご加入年齢……………30歳／男性
- 基本保険金額……………1,000万円
- 保険料払込期間……………60歳払済
- 月払保険料(口座振替)……………16,970円



- 収入保障特約
- 優良体収入保障特約
- 平準定期保険特約
- 優良体平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 配偶者定期保険特約
- 心臓・脳血管障害割増特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害入院特約(01)
- 疾病入院特約(01)
- 災害退院後療養特約(01)
- 疾病退院後療養特約(01)
- 成人病保障特約(01)
- 女性医療特約(01)
- 特定疾病保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求人特約

※特定疾病保障定期保険特約と特定疾病保険料払込免除特約は同時に付加することはできません。

ご契約例

- ご加入年齢……………45歳／男性
- 保険金額……………3,000万円
- 保険期間……………65歳満了
- 保険料払込期間……………65歳払済
- 月払保険料(口座振替)……………18,870円



- 収入保障特約
- 優良体収入保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 配偶者定期保険特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害入院特約(01)
- 疾病入院特約(01)
- 災害退院後療養特約(01)
- 疾病退院後療養特約(01)
- 成人病保障特約(01)
- 女性医療特約(01)
- リビング・ニーズ特約
- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 指定代理請求人特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名 称

特 長

無選択加入特則付 5年ごと利差配当付 個人年金保険 【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】

5年ごと利差配当付 個人年金保険 【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】

セカンドライフの資金づくりをお手伝いする個人年金です。

1. ライフプランにあわせて年金の種類をお選びいただけます。

■無選択型と選択型の2つのタイプからお選びいただけます。

ご契約に際して健康状態に関する告知を不要とする「無選択型」と健康告知を行う「選択型」の2つのタイプからお選びいただけます。

無選択型……病気やケガにより所定の高度障害状態となった場合等に、それ以後の保険料のお支払いを免除するお取扱いがありません（選択型は免除されます）ので、その分保険料がお安くなっています。

■確定年金

一定期間、毎年、年金をお受け取りいただけます。

年金のお支払期間は、5年、10年、15年の3種類からお選びください。

また、年金支払開始日以後、年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、その後にお受け取り予定の未払年金の現価をお支払いいたします。

■10年保証期間付終身年金

一生涯にわたって毎年、年金をお受け取りいただけます。

年金支払開始日以後、保証期間中に被保険者が死亡された場合は、残余保証期間中の未払年金の現価をお支払いいたします（保証期間経過後に被保険者が死亡された場合は、ご契約は消滅します）。

2. 保険料の払込期間をお選びいただけます。

保険料の払込期間はライフプランにあわせてお選びください。

3. 「万一の時」には、保険料をお返しします。

保険料払込期間中に被保険者が死亡された場合は、お払い込みいただいた保険料相当額をお返しいたします。

4. 個人年金保険料控除が受けられます。

一定の条件を満たした場合、「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、「個人年金保険料控除」の対象となります。

※税務の取扱いは平成19年6月現在の税制に基づいております。

増額基本年金は年金支払開始日以前の責任準備金等の運用益が、予定した運用益をこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を年金として積み立て、増額基本年金としてお支払いいたします。

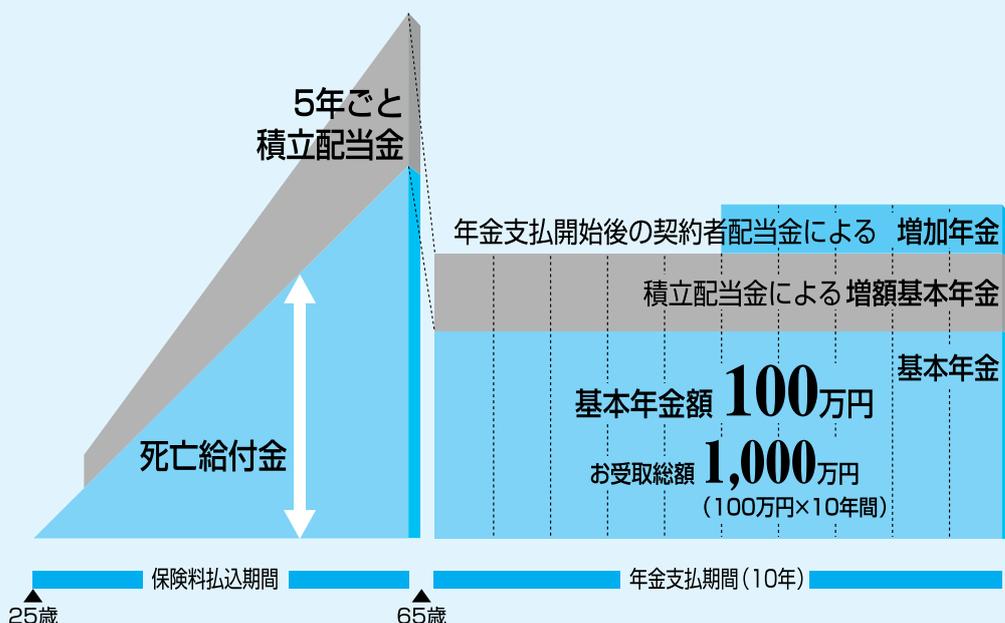
増加年金は年金支払開始日以後の責任準備金等の運用益が、予定した運用益をこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を増加年金としてお支払いいたします。

※増額基本年金、増加年金は今後の経済情勢によってはお支払いできないことがあります。

ご契約例

【確定年金（10年）】

- ご加入年齢 25歳/男性
- 基本年金額 [10年確定] 100万円
- 年金受取開始 65歳開始
- 保険料払込期間 65歳払済
- 月払保険料 (口座振替)
- [無選択型] 16,450円
- [選択型] 16,510円

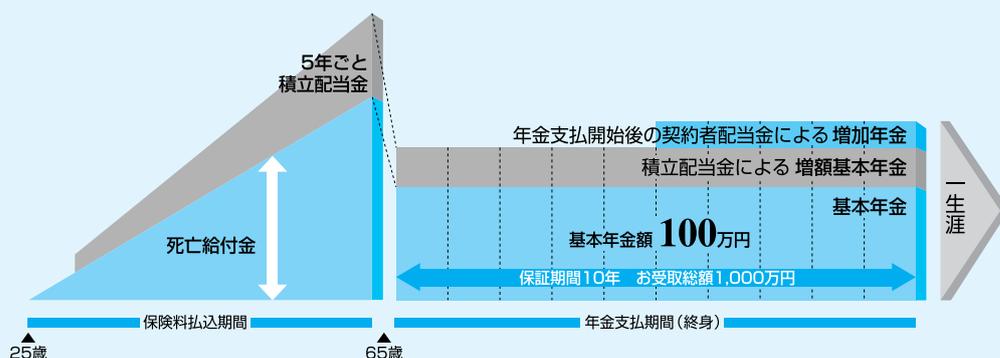


- 指定代理請求人特約
- 個人年金保険料税制適格特約

ご契約例

【10年保証期間付終身年金】

- ご加入年齢 25歳/男性
- 基本年金額 100万円
- 年金受取開始 65歳開始
- 保険料払込期間 65歳払済
- 月払保険料 (口座振替)
- [無選択型] 33,970円
- [選択型] 34,100円



選択型に付加できる特約

- 収入保障特約
- 優良体収入保障特約
- 平準定期保険特約
- 優良体平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 配偶者定期保険特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害入院特約 (O1)
- 疾病入院特約 (O1)
- 災害退院後療養特約 (O1)
- 疾病退院後療養特約 (O1)
- 成人病保障特約 (O1)
- 女性医療特約 (O1)
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求人特約
- 個人年金保険料税制適格特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名 称

特 長

あいおい 一時払終身保険 ドリームワン 〔積立利率変動型 一時払終身保険 (無配当)〕

市場金利の変化に対応した一時払専用の終身保険です。

1. 安心の保障が一生継続

「万一の場合(死亡された時)」には死亡保険金をお支払いします。死亡保険金は基本保険金額(一時払保険料)、死亡日の積立金額、死亡日の解約返戻金額のいずれか大きい額をお支払いします。

2. 増加する積立金

積立金額は「ご契約時」および「10年ごとの積立利率計算基準日」に適用する積立利率にもとづき確実に増加します。

※積立金は一時払保険料から契約時費用(5%)を控除した金額に積立利率を適用して積み立てられます。

3. さまざまな資金準備にも活用可能

緊急時には解約返戻金のお受け取りにより資金調達が可能です。

※解約した場合は、以降の保障はなくなります。

4. 無診査・無告知で手続きが簡単

0歳から80歳までの方であれば、健康状態や職業に関する告知や医師による診査は不要のため、ご契約時のお手続きが簡単です。

※当社規定により、ご契約いただけない場合があります。

ドル物語 〔米国通貨建個人年金保険 (無配当)〕

USDで資産を有利にふやすための個人年金です。

1. 据置期間中の予定利率は一定です。

ご契約日に適用された予定利率は据置期間中に変更されることはありません。したがって、一時払保険料をお支払いいただいた時点で、米国通貨建の年金原資額が確定します。年金支払の予定利率は別途定めた利率とします。

2. 年金受取だけでなく、一括受取も可能です。

年金の受取期間はライフプランにあわせて5年・10年・15年の中からお選びいただけます。また、将来の年金を一括受取することもできます。

3. 年金はUSDでも円でも受け取れます。

円支払特約を付加することにより、年金を円で受け取ることもできます。円で受け取る場合の年金額は、年金原資を年金支払開始日の為替レートで円に換算して計算します。

4. 据置期間中の死亡給付金は最低保証されます。

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合には、基本保険金額(一時払保険料)が円で最低保証されます。積立金額または解約返戻金額が一時払保険料を上回る場合は、いずれか多い方の額をお支払します。

5. 健康状態に関係なくご加入いただけます。

79歳までの方なら、健康状態に関係なくご加入いただけます。

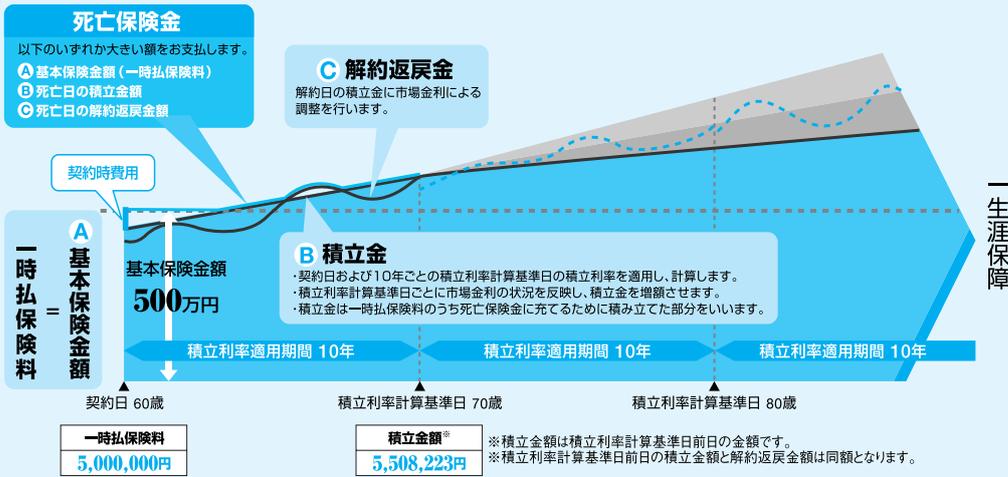
告知書の提出や医師の診査は不要です。

※当社規定によりご契約いただけない場合もあります。

しくみ・ご契約例

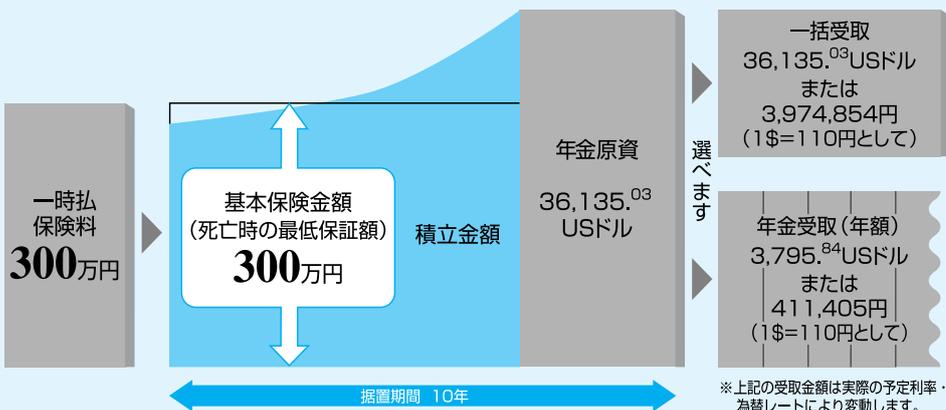
付加できる主な特約

- ご契約例**
- ご加入年齢……………60歳／男性
 - 一時払保険料……………500万円
 - 保険期間……………終身
 - 積立利率（仮定）……………1.50%
- ※しくみ図の数値はご契約例にもとづく仮定の数値です。



- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 5年ごと利差配当付年金支払移行特約

- ご契約例** 【10年確定年金定額型の場合】
- ご加入年齢……………60歳／男性
 - 一時払保険料……………300万円
 - 据置期間……………10年
- 【前提条件】
ご契約時の予定利率／3.50%（\$）
年金受取開始時の予定利率／1.0%（¥）、1.5%（\$）
繰延期間／0日
為替レート／契約日：1\$=110円
年金支払開始日：1\$=110円
- ※しくみ図の数値はご契約例にもとづく仮定の数値です。



- 指定代理請求人特約
- 円支払特約

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

名称

特長

5年ごと利差配当付 養老保険

養老保険 (無配当)

貯蓄の楽しみと保障を確保、
ゆとりの暮らしをお手伝いする保険です。

1.保障と貯蓄を兼ね備えた保険です。

無事に満期をむかえられたときには満期保険金を、万一の時(死亡・高度障害になられた時)には満期保険金と同額の死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。

2.保険期間はニーズに応じてお選びいただけます。

保険期間は、年満期と歳満期の2つの設定方法から、ニーズにあわせてお選びください。

3.最長80歳までご契約の更新が可能です。

ご加入後の健康状態にかかわらず、所定の要件を満たせば、診査や告知なしでご契約を更新することができますので、安心が続きます。

4.急な資金ニーズにも対応できます。

一時的にお金が必要になった場合には、解約返戻金の一定範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

- ・5年ごと利差配当付養老保険の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いいたします。
- ・無配当養老保険は、配当はありませんが、5年ごと利差配当付に比べ、同じ内容の場合、保険料は割安になります。

お子さまの夢・希望がいっぱいの保険です。

1.入学祝金で入学資金準備ができます。

小学校、中学校、高校にご入学の際および満18歳直後の年単位の契約応当日には、うれしい祝金をお受け取りいただけます。

2.「万一の時」でも安心です。

ご契約者が万一の時(死亡・高度障害になられた時)には、それ以後の保険料の払い込みは免除となり、養育年金を毎年お支払いいたします。また、お子さまの保障、入学祝金のお支払いもいたします。

3.子ども医療特約(01)で1泊2日からの入院・手術にも備えます。

お子さまが病気もしくはケガで2日以上継続して入院されたときに1日目から入院給付金、さらに手術の場合には手術の種類に応じて手術給付金をお支払いいたします。

4.お子さまのご誕生前でもご加入になれます。

出生前加入特則により、ご誕生予定日の140日前からご契約いただけます。

※この場合、ご契約者は父親となります。

5年ごと利差配当付 こども保険

しくみ・ご契約例

付加できる主な特約

ご契約例

- ご加入年齢 ……45歳／男性
- 保険金額 ……300万円
- 保険期間 ……65歳満期
- 月払保険料(口座振替) ……12,873円



ご契約例

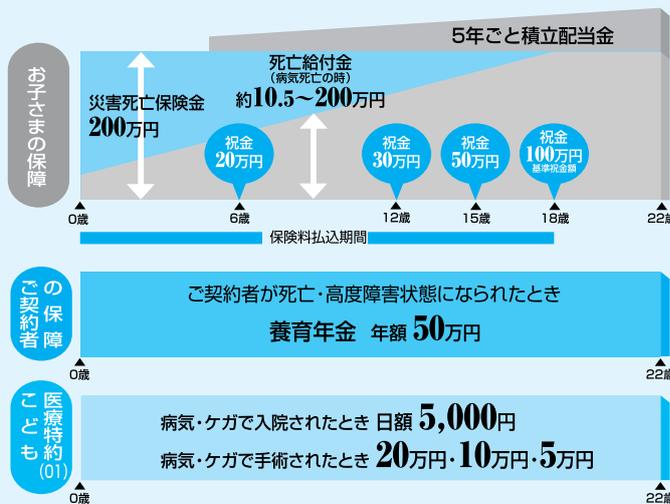
- ご加入年齢 ……45歳／男性
- 保険金額 ……300万円
- 保険期間 ……65歳満期
- 月払保険料(口座振替) ……12,762円



- 収入保障特約
- 優良体収入保障特約
- 平準定期保険特約
- 優良体平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 配偶者定期保険特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- 災害入院特約(01)
- 疾病入院特約(01)
- 災害退院後療養特約(01)
- 疾病退院後療養特約(01)
- 成人病保障特約(01)
- 女性医療特約(01)
- リビング・ニーズ特約
- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 指定代理請求人特約

ご契約例

- ご契約者 ……30歳／男性
- 被保険者(お父さま) ……0歳
- 保険期間 ……22歳満了
- 保険料払込期間 ……18歳払済
- 子ども保険 ……基準祝金額100万円
- 子ども医療特約(01) ……日額5,000円
- 月払保険料(口座振替) ……12,131円



- 子ども医療特約(01)
- 指定代理請求人特約

※小学校・中学校・高校入学時祝金はお父さまが5歳10カ月、11歳10カ月、14歳10カ月に達した直後の2月1日にそれぞれお支払いいたします。大学入学時祝金はお父さまが満18歳に達した直後の年単位の契約応当日にお支払いいたします。よってご入学前のお支払いとならない場合がございますのでご注意ください。

※お父さまのご加入年齢が4歳以上の場合は、小学校入学時祝金のお支払いはありません。

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いいたします。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

(2) 付加する特約のいろいろ（個人保険・個人年金保険）

特約の名称	特長	保障内容
収入保障特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small> 優良体収入保障特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族の生活資金をあなたに代わって、毎月お届けする特約です。 ●当社の優良体基準を満たした方は優良体収入保障特約にご加入いただけます。 	「万一の時」（死亡・高度障害になられた時）に、遺されたご家族の生活資金として、年金を毎月、特約の保険期間満了時までお支払いいたします。「特定疾病診断給付金特則」を適用することにより、年金月額額の10倍をお支払いいたします。
平準定期保険特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small> 優良体平準定期保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ●働き盛りの「万一の時」に備える合理的な特約です。 ●当社の優良体基準を満たした方は優良体平準定期保険特約にご加入いただけます。 ●平準定期保険特約に「解約返戻金のない特約に関する特則」を適用することにより、解約返戻金のない平準定期保険特約にご加入いただけます。 	「万一の時」（死亡・高度障害になられた時）に特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。
特定疾病保障定期保険特約	3大疾病に備えるための特約です。	悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられた時に特約特定疾病保険金をお支払いいたします。 「万一の時」（死亡・高度障害になられた時）には特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。 <small>※特定疾病保険金をお支払いした場合、保険契約はその時点で消滅し、以降、死亡・高度障害に対する保障はなくなります。</small>
配偶者定期保険特約	割安な保険料で配偶者の方の「万一の時」を保障する特約です。	配偶者の方が「万一の時」（死亡・高度障害になられた時）に特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。 <small>※この特約の被保険者は主契約の被保険者と同一戸籍の配偶者の方です。</small>

特約の名称	特 長	保障内容
心臓・脳血管障害割増特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	心疾患または脳血管疾患による、死亡または高度障害に備える特約です。	所定の心疾患または脳血管疾患による死亡および高度障害状態の場合に、特約死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。 <small>※この特約は災害割増特約を併せて付加していただけます。</small>
災害割増特約	災害による死亡または高度障害に備えるための特約です。	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態になられた時、災害死亡保険金・災害高度障害保険金をお支払いいたします。 <small>※所定の感染症による死亡・高度障害も含まれます。</small>
傷害特約	災害による死亡または傷害に備えるための特約です。	不慮の事故で180日以内に死亡された時に災害死亡保険金を、所定の高度障害状態になられた時に障害給付金をお支払いいたします。 <small>※災害死亡保険金は所定の感染症によって死亡されたときにもお支払いいたします。 ※本人型の他に「本人・配偶者・子型」「本人・配偶者型」「本人・子型」があります（配偶者・子の保険金額は本人の60%）。 ※障害給付金のお支払いは、通算して災害死亡保険金の100%を限度とします。災害死亡保険金をお支払いする際、同一の災害によりすでにお支払いした障害給付金がある場合、これを差し引いてお支払いいたします。</small>
災害入院特約(01) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】*</small> <small>※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。</small>	あなたとご家族の思いもよらぬケガによる入院に備えるための特約です。	不慮の事故で180日以内に継続して2日以上入院された時に1日目から入院給付金をお支払いいたします。 入院給付金=入院給付金日額×入院日数 <small>※入院給付金のお支払い限度日数は1入院60日、120日、360日、730日、1095日タイプからお選びいただけます（保険期間通算では1入院60日、120日、360日、730日タイプは730日限度、1入院1095日タイプは1095日限度です）。 ※「本人型」の他に「本人・配偶者・子型」「本人・配偶者型」「本人・子型」があります（配偶者・子の入院給付金日額は、本人の60%）。</small>

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

特約の名称	特長	保障内容
疾病入院特約(01) 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	あなたとご家族の病気による入院、病気・ケガによる手術に備えるための特約です。	病気で継続して2日以上入院された時に1日目から入院給付金をお支払いいたします。 入院給付金=入院給付金日額×入院日数 ※入院給付金のお支払い限度日数は1入院60日、120日、360日、730日、1095日タイプからお選びいただけます(保険期間通算では1入院60日、120日、360日、730日タイプは730日限度、1入院1095日タイプは1095日限度です)。 ※「本人型」の他に「本人・配偶者・子型」「本人・配偶者型」「本人・子型」があります(配偶者・子の入院給付金日額は、本人の60%)。 病気もしくはケガで所定の手術をされた時、手術給付金をお支払いいたします。 手術給付金=入院給付金日額×40倍・20倍・10倍
災害退院後療養特約(01) 【解約返戻金のない特約に関する特則付】 ※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。	ケガによる入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。	災害入院特約(01)の入院給付金が15日以上支払われる入院をされた後、生存退院された時に災害療養給付金をお支払いいたします。 災害療養給付金=基本災害療養給付金額×10倍 ※この特約は災害入院特約(01)と併せて付加していただけます。
疾病退院後療養特約(01) 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	病気による入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。	疾病入院特約(01)の入院給付金が15日以上支払われる入院をされた後、生存退院された時に疾病療養給付金をお支払いいたします。 疾病療養給付金=基本疾病療養給付金額×10倍 ※この特約は疾病入院特約(01)と併せて付加していただけます。
成人病保障特約(01) 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	成人病による入院に備えるための特約です。	がん・糖尿病などの成人病で継続して2日以上入院された時に1日目から入院給付金をお支払いいたします。 入院給付金=入院給付金日額×入院日数 ※入院給付金のお支払い限度日数は1入院60日、120日、360日、730日、1095日タイプからお選びいただけます(保険期間通算では1入院60日、120日、360日、730日タイプは730日限度、1入院1095日タイプは1095日限度です)。 ※この特約は疾病入院特約(01)と併せて付加していただけます。 ※この特約は女性医療特約(01)とは同時に付加できません。

特約の名称	特 長	保障内容
女性医療特約(01) <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	女性のために考えられた、女性の病 気と成人病による入院に備えるため の特約です。	子宮筋腫などの女性特有の病気やがんなどで 継続して2日以上入院された時に1日目から入 院給付金をお支払いいたします。 入院給付金=入院給付金日額×入院日数 ※入院給付金のお支払い限度日数は1入院60日、120日、 360日、730日、1095日タイプからお選びいただけ ます(保険期間通算では1入院60日、120日、360日、 730日タイプは730日限度、1入院1095日タイプは 1095日限度です)。 ※この特約は疾病入院特約(01)と併せて付加してい だきます。 ※この特約は成人病保障特約(01)とは同時に付加でき ません。
特定疾病保険料払込免除特約 <small>【解約返戻金のない特約に関する特則付】</small>	3大疾病になった以降の保険料 の払込を免除する特約です。	悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中の いずれかになって、所定の状態となられた場合、 以後の保険料払込を免除します。 保険料払込免除となった以降も、保険料が払い 込まれたものとして、保障は継続します。
リビング・ニーズ特約	余命6カ月以内と判断された時に保 険金の前払い(特定状態保険金)を請 求することができます。 この特約の保険料は必要ありません。	ご請求額をご契約の死亡保険金額の範囲内(た だし、被保険者お一人につき3,000万円以内) で必要に応じて自由に設定することができます。
指定代理請求人特約	被保険者の代わりに給付金や保険金 等を受け取ることができる特約です。 この特約の保険料は必要ありません。 ※5年ごと利差配当付こども保険のときは、「被保 険者」を「ご契約者」と読み替えます。	給付金や保険金等の受取人である被保険者が、 給付金や保険金等を請求できない「特別な事情」 がある時に、給付金や保険金等の受取人に代 わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が 請求を行うことができます。 ※5年ごと利差配当付こども保険のときは、「被保険者」 を「ご契約者」と読み替えます。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

(3) 主契約と付加できる特約一覧表（個人保険、個人年金保険）

主契約 付加できる特約		積立利率変動型終身保険	低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険	無選択型終身保険	定期保険	低解約返戻金型定期保険	解約返戻金なし型定期保険	優良体定期保険	新収入保障保険	個人年金・終身年金（確定年金・終身年金）	個人年金保険	無選択加入特則付個人年金保険	養老保険	こども保険	米国通貨建個人年金保険	積立利率終身変動型保険
死亡関係特約	●収入保障特約	○	○	—	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—
	●優良体収入保障特約	○	○	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●平準定期保険特約	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—
	●優良体平準定期保険特約	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—
	●特定疾病保障定期保険特約	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●配偶者定期保険特約	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
災害	●心臓・脳血管障害割増特約	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	●災害割増特約	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—
	●無選択型災害割増特約	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入院関係特約	●傷害特約	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—
	●災害入院特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●疾病入院特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●災害退院後療養特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●疾病退院後療養特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●成人病保障特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●女性医療特約（O1）	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
●こども医療特約（O1）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
その他	●特定疾病保険料払込免除特約	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	●リビング・ニーズ特約	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	●指定代理請求人特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	●個人年金保険料税制適格特約	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
	●円支払特約	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—

(注1) 養老保険は5年ごと利差配当付・無配当共通です。

(注2) 5年ごと利差配当付個人年金保険は、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合に限り、リビング・ニーズ特約を付加できます。

(注3) 平準定期保険特約と優良体平準定期保険特約、収入保障特約と優良体収入保障特約は同時に付加できません。

(注4) 特定疾病保険料払込免除特約が積立利率変動型終身保険、低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険に付加された場合、同時に付加可能な特約は収入保障特約、優良体収入保障特約、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、心臓・脳血管障害割増特約、災害割増特約、傷害特約、災害入院特約（O1）、疾病入院特約（O1）、災害退院後療養特約（O1）、疾病退院後療養特約（O1）、成人病保障特約（O1）、女性医療特約（O1）となります。

(注5) 心臓・脳血管障害割増特約は災害割増特約と同時付加が条件です。

(4) 団体保険・団体年金保険

プラン	対応する保険	特 長
万一の場合の生活保障プラン	総合福祉団体定期保険	団体（企業）の保険料負担により、所属員（役員・従業員等）の万一の場合を保障する保険期間 1 年の団体保険で、団体（企業）の弔慰金制度や死亡退職金制度の裏づけとしてご利用いただいています。
	無配当総合福祉団体定期保険	従来の総合福祉団体定期保険の保障はそのまま、配当金をなくすことで、より割安な保険料でご加入いただける当社独自の商品です。
	団 体 定 期 保 険	所属員（役員・従業員等）の方々の中から希望者を募り、自らの保険料負担により、万一の場合を保障する保険期間 1 年の団体保険です。
病気やケガの入院に対する保障プラン	医療保障保険（団体型）	企業・団体に所属する方々が病気やけがで入院した場合に、公的医療保険の自己負担分を補完すること等を目的とした保険期間1年の団体向けの保険です。
貸付残高等に対する保障プラン	団体信用生命保険（主契約）	住宅ローン等の債権者である信用供与機関（金融機関等）が、ローン利用者の万一の場合の債権保全を図るための保険です。
	団体信用生命保険（がん診断給付金特約） （急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金特約）	万一の保障（主契約）に加えて「生まれてはじめてがんに罹患したとき」に保障するがん診断給付金特約や「急性心筋梗塞あるいは脳卒中により所定の状態になられたとき」に保障する急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金特約を付加することで三大疾病保障つきの団体信用生命保険もご利用いただけます。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

9. 情報システムに関する状況

当社におけるコンピュータの使用状況につきましては、正確かつ安全な生命保険契約管理を実現することに主眼をおき、ホストコンピュータを横浜センター（神奈川県横浜市）に、またコールセンターシステムをさがみ野センター（神奈川県座間市）に設置し、基幹及びお客様サービスシステムの開発並びに運用を行っています。

また、災害時対策として大阪センター（大阪府茨木市）にデータを定期保管しています。

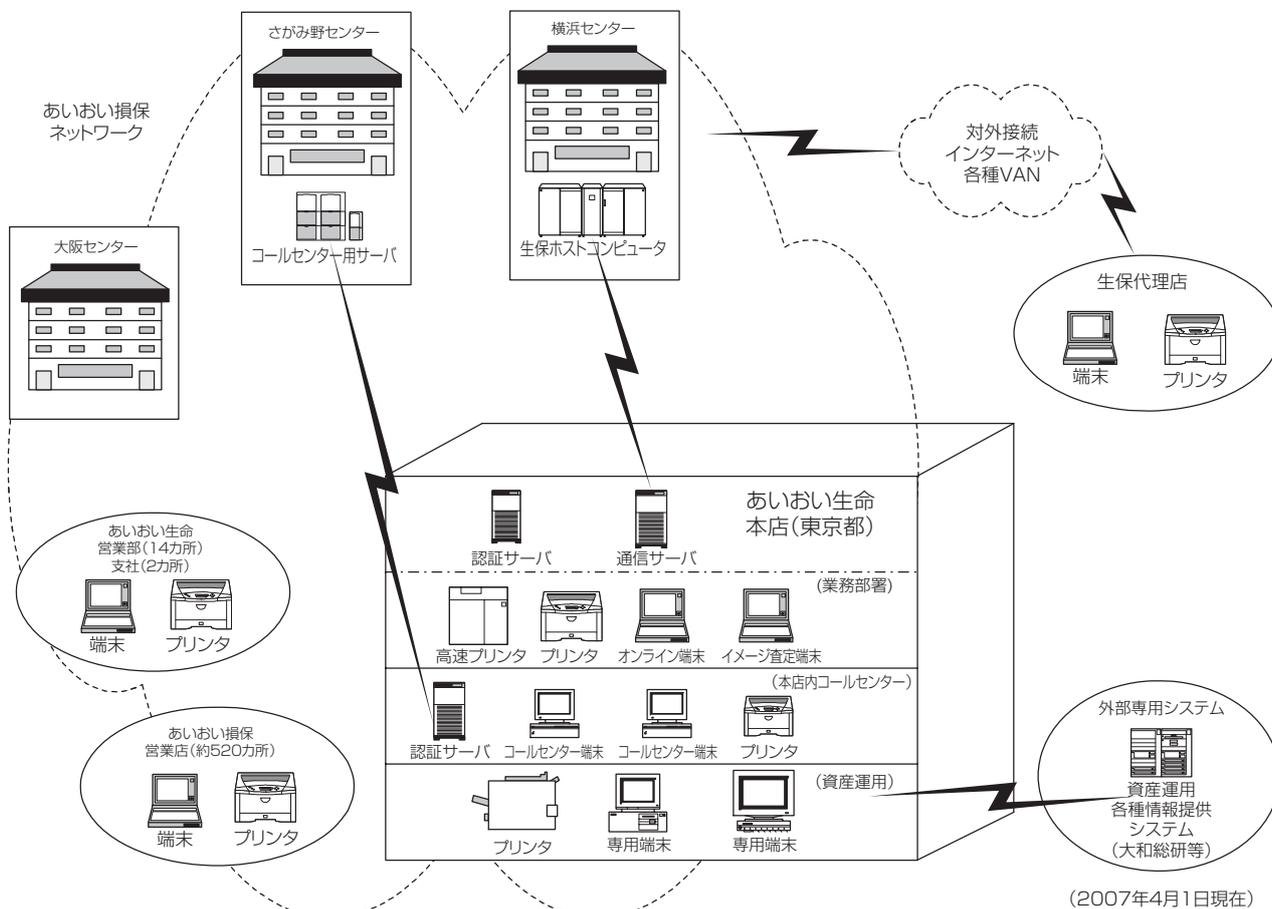
事務処理業務に関しましては、集中処理方式により効率化を図っており、本店（東京都渋谷区）にてオンライン端末やイメージ査定用端末、コールセンター用端末を設置して業務を行っています。更に、全国16カ所の営業部・支社と、事務の一部を代行しているあいおい損保の営業店に対して、オンラインによる契約内容照会や保険設計書作成等の機能を提供しています。

また、資産運用業務におきましては外部の専用システム（大和総研等）を利用することで、安全性の確保、環境変化への迅速な対応を可能にして、お預かりしている資産の効率的な運用を実現しています。

営業推進・販売支援業務に関しましては、代理店を通したきめ細かな商品設計・ライフプランニングをご提供していくために、パソコンを利用した「ALPS」（アルプス）を開発し展開しています。また一部の代理店からは、VANやインターネット経由でコンピュータセンターに接続し、保険設計書の作成・各種照会業務といったサービスを提供しています。

これらのシステムに対しましては、お客様情報・契約関連データ保護のための暗号化や、システム利用に際しての認証（ID/パスワード運用、指紋認証）、業務単位でのアクセス権の設定等、様々なセキュリティ強化対策を実施しています。また、安全・健全なシステム利用環境が維持できるよう、管理・監視面を充実させ、利用状況情報の収集・分析を行っています。

【コンピューターネットワーク概略図】



10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P. 42をご覧ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	62,995	63,148	67,420	77,429	89,048
経常利益	2,225	1,246	1,001	1,311	1,933
基礎利益	2,545	1,563	1,496	1,980	2,604
当期純利益	1,559	546	10	2	4
資本金及び発行済株式の総数	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)
総資産	164,891	196,486	229,243	267,474	314,116
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	134,849	165,440	197,424	234,096	279,347
貸付金残高	3,103	4,382	5,363	6,692	7,701
有価証券残高	147,217	178,911	207,377	246,479	285,392
ソルベンシー・マージン比率	1,995.7%	1,950.6%	1,874.0%	1,733.9%	1,734.6%
内勤職員数	271名	323名	368名	392名	412名
保有契約高(億円)	37,140	41,878	48,291	55,849	62,334
団体年金保険保有契約高(億円)	6	6	6	6	5

- (注) 1. 基礎利益については、平成16年4月26日付金融庁通達「資料の提出について」の一部改正について(金監1133号)により、その算出基準が一部変更されているため、平成14年度の数値は異なる基準によって算出されています。
2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
3. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成17年度 (平成18年3月 31日現在)	平成18年度 (平成19年3月 31日現在)	年 度 科 目	平成17年度 (平成18年3月 31日現在)	平成18年度 (平成19年3月 31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	6,530	3,147	保険契約準備金	237,927	284,164
現金	0	0	支払備金	2,388	2,691
預貯金	6,529	3,147	責任準備金	234,096	279,347
買現先勘定	—	9,391	契約者配当準備金	1,442	2,124
有価証券	246,479	285,392	代理店借	761	725
国債	153,084	181,803	再保険借	108	152
地方債	—	8,242	その他負債	1,248	1,454
社債	86,024	87,749	未払法人税等	151	223
株式	2,507	2,383	未払金	107	67
外国証券	3,022	3,485	未払費用	637	680
その他の証券	1,841	1,728	預り金	14	13
貸付金	6,692	7,701	金融派生商品	0	0
保険約款貸付	6,692	7,701	仮受金	337	468
不動産及び動産	272	—	退職給付引当金	129	101
動産	272	—	特別法上の準備金	253	314
有形固定資産	—	280	価格変動準備金	253	314
その他の有形固定資産	—	280			
無形固定資産	—	650	負債の部合計	240,429	286,913
ソフトウェア	—	639			
その他の無形固定資産	—	11	(資本の部)		
代理店貸	24	25	資本金	25,000	—
再保険貸	252	105	利益剰余金	559	—
その他資産	6,745	6,799	当期末処分利益	559	—
未収金	5,088	5,736	(当期純利益)	(2)	—
前払費用	36	32	株式等評価差額金	1,485	—
未収収益	827	962			
預託金	85	44	資本の部合計	27,044	—
金融派生商品	0	0	負債及び資本の部合計	267,474	—
仮払金	24	23	(純資産の部)		
ソフトウェア	669	—	資本金	—	25,000
その他の資産	11	—	利益剰余金	—	564
繰延税金資産	478	623	その他利益剰余金	—	564
貸倒引当金	△1	△1	繰越利益剰余金	—	564
			株主資本合計	—	25,564
			その他有価証券評価差額金	—	1,638
			評価・換算差額等合計	—	1,638
			純資産の部合計	—	27,203
資産の部合計	267,474	314,116	負債及び純資産の部合計	—	314,116

V. 財産の状況

貸借対照表等に関する注記

平成 17 年度	平成 18 年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）</p> <p>(2) 責任準備金対応債券 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法</p> <p>(4) その他有価証券 時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法） 時価のないものうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債は移動平均法による償却原価法（定額法） それ以外の有価証券は移動平均法による原価法 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は221,649百万円、時価は222,088百万円であります。</p> <p>責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらデュレーションが一定幅の中で対応していることを、検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）</p> <p>② 責任準備金対応債券 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法</p> <p>④ その他有価証券 時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法） 時価のないものうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債は移動平均法による償却原価法（定額法） それ以外の有価証券は移動平均法による原価法 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は245,739百万円、時価は247,553百万円であります。</p> <p>責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>

平成 17 年度	平成 18 年度
<p>上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.4年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.1年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.6年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 動産の減価償却の方法 動産の減価償却の方法は定率法により行っております。</p> <p>4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建有価証券は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>6. 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））に基づき、簡便法により算</p>	<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.6年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.2年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.3年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建有価証券は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、簡便法により</p>

V. 財産の状況

平成17年度	平成18年度
<p>出した所要額を計上しております。</p> <p>なお、平成18年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行致します。本移行に伴う当年度及び翌年度の損益への影響はありません。</p> <p>7. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>10. 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>11. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、6,310百万円を計上しております。</p> <p>12. ソフトウェアの減価償却方法 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により償却を行っております。</p>	<p>算出した当事業年度末における所要額を計上しております。</p> <p>なお、平成18年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行致しました。本移行に伴う当事業年度の損益への影響はありません。</p> <p>(8) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(12) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、10,740百万円を計上しております。</p> <p>2. 会計方針の変更 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会</p>

平成 17 年度	平成 18 年度				
<p>13. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>14. 動産の減価償却累計額は、471百万円であります。</p> <p>15. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は、1,485百万円であります。</p> <p>16. 支配株主に対する金銭債権は、93百万円であります。</p> <p>17. 貸借対照表に計上した動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。</p> <p>18. 繰延税金資産及び繰延税金負債の総額及び発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。 なお、繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期における法定実効税率36.21%を適用して計算しております。</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0" data-bbox="199 2033 782 2110"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>452百万円</td> </tr> <tr> <td>支払備金</td> <td>247百万円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	452百万円	支払備金	247百万円	<p>計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、27,203百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>3. 表示方法の変更</p> <p>会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正に伴い、以下の通り表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前事業年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当事業年度からは「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前事業年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当事業年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は680百万円あります。</p> <p>(3) 前事業年度において区分掲記していた「価格変動準備金」は、当事業年度からは「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>5. 有形固定資産の減価償却累計額は564百万円あります。</p> <p>6. 関係会社に対する金銭債権の総額は49百万円あります。</p> <p>7. 繰延税金資産及び繰延税金負債の総額及び発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。 なお、当事業年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目47.80%、住民税均等割額18.03%、過年度法人税等△7.71%であります。</p>
ソフトウェア	452百万円				
支払備金	247百万円				

V. 財産の状況

平成 17 年度		平成 18 年度	
未払代理店手数料	102百万円	(繰延税金資産)	
価格変動準備金	91百万円	ソフトウェア	414百万円
再保険未経過保険料	85百万円	支払備金	359百万円
保険料	83百万円	保険料	118百万円
賞与引当金	74百万円	価格変動準備金	113百万円
未払事業税等	50百万円	未払代理店手数料	104百万円
退職給付引当金	46百万円	再保険未経過保険料	103百万円
契約者配当準備金	42百万円	賞与引当金	74百万円
その他	42百万円	その他	263百万円
繰延税金資産合計	1,320百万円	繰延税金資産合計	1,553百万円
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
株式等評価差額金	842百万円	その他有価証券評価差額金	930百万円
繰延税金負債合計	842百万円	繰延税金負債合計	930百万円
繰延税金資産の純額	478百万円	繰延税金資産の純額	623百万円
19. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。		8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。	
前年度末現在高	1,144百万円	前事業年度末現在高	1,442百万円
当年度契約者配当金支払額	911百万円	当事業年度契約者配当金支払額	1,077百万円
利息による増加等	0百万円	利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	1,208百万円	契約者配当準備金繰入額	1,760百万円
当年度末現在高	1,442百万円	当事業年度末現在高	2,124百万円
20. 担保に供している資産は、有価証券 387百万円 であります。		9. 関係会社の株式は62百万円であります。	
21. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、49百万円であります。		10. 担保に供している資産の額は有価証券347百万円 であります。また、担保付き債務はありません。	
なお、当該負担金は、拠出した年度の事業費として処理しております。		11. 1株当たりの純資産額は54,406円10銭であります。	
22. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、671百万円であります。		12. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により受け入れた買入金銭債権であり、当事業年度末においては当該処分を行わずにすべて所有しており、その額面は9,400百万円であります。	
なお、当該負担金は、拠出した年度の事業費として処理しております。		13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は20百万円あります。	
23. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。		なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	
		14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は822百万円あります。	
		なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	
		15. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	

注) 平成18年度と項目建てをそろえるため、前年度に記載した平成17年度の注記の番号及び記載順を一部変更しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	平成17年度 〔平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで〕 金 額	平成18年度 〔平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで〕 金 額
経 常 収 益	77,429	89,048
保 險 料 等 収 入	72,466	82,963
保 險 料 入 金	72,018	82,506
再 保 險 収 入	448	456
資 産 運 用 収 益	4,580	5,494
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	4,521	5,415
預 貯 金 利 息	0	0
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	4,333	5,174
貸 付 金 利 息	188	222
そ の 他 利 息 配 当 金	-	18
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	21	0
有 価 証 券 売 却 益	17	59
有 価 証 券 償 還 益	6	-
金 融 派 生 商 品 収 益	-	0
為 替 差 益	13	19
そ の 他 運 用 収 益	-	0
そ の 他 経 常 収 益	382	590
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	40	238
保 險 金 据 置 受 入 金	340	350
そ の 他 の 経 常 収 益	1	1
経 常 費 用	76,117	87,114
保 險 金 等 支 払 金	23,058	25,141
保 險 金	6,537	6,697
年 金	149	257
給 付 金	2,190	2,721
解 約 返 戻 金	13,348	14,115
そ の 他 返 戻 金	183	425
再 保 險 料	649	923
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	37,022	45,554
支 払 備 金 繰 入 額	349	303
責 任 準 備 金 繰 入 額	36,672	45,250
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0	0
資 産 運 用 費 用	9	11
支 払 利 息	1	2
有 価 証 券 売 却 損	7	8
金 融 派 生 商 品 費 用	0	-
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	0
そ の 他 運 用 費 用	0	0
事 業 費 用	15,146	15,477
そ の 他 経 常 費 用	882	929
保 險 金 据 置 支 払 金	236	259
税	289	317
減 価 償 却 費	330	340
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	24	11
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	1,311	1,933
特 別 利 益	0	-
不 動 産 動 産 等 処 分 益	0	-
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	-
特 別 損 失	54	63
不 動 産 動 産 等 処 分 損	1	-

V. 財産の状況

科 目 \ 年 度	平成17年度 〔平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで〕 金 額	平成18年度 〔平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで〕 金 額
固定資産等処分損	—	2
特別法上の準備金繰入額	52	61
価格変動準備金	52	61
契約者配当準備金繰入額	1,208	1,760
税引前当期純利益	48	109
法人税及び住民税	243	337
法人税等調整額	△197	△232
当期純利益	2	4
前期繰越利益	557	—
当期末処分利益	559	—

損益計算書に関する注記

平成17年度	平成18年度
<p>1. 有価証券売却益は、株式等17百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損の内訳は、外国証券7百万円、株式等0百万円であります。</p> <p>3. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、売却益24百万円、売却損4百万円、利息及び配当金等収入0百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品費用には、評価益0百万円、評価損0百万円が含まれております。</p> <p>5. 支配株主との取引高は、1,322百万円であります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純利益は5円30銭であります。</p> <p>7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 表示方法の変更 会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正に伴い、以下の通り表示方法を変更しております。 (1) 前事業年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益(損)」は、当事業年度から「固定資産等処分益(損)」として表示しております。 (2) 前事業年度において、「価格変動準備金繰入額」として区分掲記していたものを、当事業年度から「特別法上の準備金繰入額」を新設し、その内訳の「価格変動準備金」として表示しております。 (3) 当事業年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は147百万円、費用の総額は1,452百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の内訳は、株式等50百万円、国債等債券9百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の内訳は、外国証券8百万円あります。</p> <p>5. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、利息及び配当金等収入0百万円、売却益6百万円、売却損6百万円あります。</p> <p>6. 金融派生商品収益には、評価損が0百万円含まれております。</p> <p>7. 1株当たり当期純利益は、9円19銭であります。 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>8. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成17年度	平成18年度
		(平成17年4月 1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		48	109
減価償却費		330	340
支払備金の増加額		349	303
責任準備金の増加額		36,672	45,250
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額		1,208	1,760
貸倒引当金の増加額		△ 3	0
退職給付引当金の増加額		24	△ 28
価格変動準備金の増加額		52	61
利息及び配当金等収入		△ 4,521	△ 5,415
有価証券関係損益		△ 38	△ 51
支払利息		1	2
為替差損益		△ 13	△ 19
有形固定資産関係損益		0	2
代理店貸の増加額		△ 3	△ 1
再保険貸の増加額		39	146
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		△ 774	△ 795
代理店借の増加額		78	△ 36
再保険借の増加額		34	44
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		36	135
その他		0	0
小 計		33,524	41,810
利息及び配当金等の受取額		4,754	5,547
利息の支払額		△ 1	△ 2
契約者配当金の支払額		△ 911	△ 1,077
その他		△ 0	△ 2
法人税等の支払額		△ 267	△ 265
営業活動によるキャッシュ・フロー		37,098	46,009
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 41,706	△ 42,019
有価証券の売却・償還による収入		3,418	3,153
貸付けによる支出		△ 4,376	△ 4,916
貸付金の回収による収入		3,047	3,907
II① 小 計		△ 39,617	△ 39,874
(I + II①)		(△ 2,518)	(6,134)
有形固定資産の取得による支出		△ 165	△ 125
有形固定資産の売却による収入		19	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 39,763	△ 40,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増加額		△ 2,664	6,009
VI 現金及び現金同等物期首残高		9,194	6,530
VII 現金及び現金同等物期末残高		6,530	12,539

- (注) 1. II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローであります。
2. (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フロー の合計であります。
3. 現金及び現金同等物の範囲は、つぎのとおりであります。
・現金には、郵便振替、郵便貯金、通知預金、普通預金、当座預金及び別段預金を含めております。
・現金同等物の範囲は、取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー及びコールローンとしております。

V. 財産の状況

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
前事業年度末残高	25,000	559	559	25,559	1,485	1,485	27,044
当事業年度変動額							
当期純利益		4	4	4			4
株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額)					153	153	153
当事業年度変動額合計	—	4	4	4	153	153	158
当事業年度末残高	25,000	564	564	25,564	1,638	1,638	27,203

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	(—)	(—)
正常債権	6,764	7,785
合計	6,764	7,785

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

—該当ありません—

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

—該当ありません—

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成17年度末	平成18年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	42,979	48,449
純資産の部合計	25,559	25,564
価格変動準備金	253	314
危険準備金	4,314	5,040
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	2,095	2,311
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	10,755	15,218
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	4,957	5,586
保険リスク相当額 R_1	3,653	4,142
予定利率リスク相当額 R_2	228	251
資産運用リスク相当額 R_3	2,917	3,264
経営管理リスク相当額 R_4	135	153
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,733.9%	1,734.6%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 当社には、最低保証リスクに係る保険契約はありません。

3. 保険業法施行規則の改正により、平成18年度末からソルベンシー・マージン総額の算出基準が一部変更されています。なお、この変更に伴う当期末数値への影響はありません。

4. 「純資産の部の合計」については、以下の金額を記載しています。

① 平成17年度末：貸借対照表の「資本の部合計」から、株式等評価差額金を控除した額

② 平成18年度末：貸借対照表の「純資産の部合計」から、その他有価証券評価差額金を控除した額

< 参考 > 実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成17年度末	平成18年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	267,913	315,930
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	224,992	266,256
実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3)	42,920	49,674
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	438	1,813
実質資産負債差額 B (3) - (4)	42,481	47,860

（注）「実質資産負債差額 B」は、「実質資産負債差額 A」から満期保有債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除外したものであり、実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条および「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6」に基づき算出しています。

なお、当社は上記両年度末において満期保有債券は保有しておりません。また、責任準備金対応債券の残高は P.127「Ⅵ-5-(1) 有価証券の時価情報」に記載しております。

V. 財産の状況

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

－該当ありません－

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成 17 年 度 末					平成 18 年 度 末					
	帳簿 価額	時 価	差 損 益			帳簿 価額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損		
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	221,649	222,088	438	4,306	3,868	245,739	247,553	1,813	4,747	2,933	
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	22,439	24,767	2,327	2,658	330	37,021	39,590	2,568	2,772	203	
公 社 債	19,128	19,098	△ 30	257	288	34,282	34,635	353	549	196	
株 式	723	2,444	1,721	1,721	-	723	2,320	1,597	1,597	-	
外 国 証 券	1,403	1,383	△ 20	19	40	882	905	23	29	6	
公 社 債	1,403	1,383	△ 20	19	40	882	905	23	29	6	
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	1,183	1,841	657	660	2	1,133	1,728	594	594	-	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	244,089	246,856	2,766	6,965	4,198	282,761	287,143	4,382	7,519	3,137	
公 社 債	239,139	239,548	409	4,541	4,131	277,442	279,579	2,137	5,259	3,122	
株 式	723	2,444	1,721	1,721	-	723	2,320	1,597	1,597	-	
外 国 証 券	3,042	3,021	△ 21	43	64	3,461	3,514	52	67	15	
公 社 債	3,042	3,021	△ 21	43	64	3,461	3,514	52	67	15	
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	1,183	1,841	657	660	2	1,133	1,728	594	594	-	
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」については、該当ありません。

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	62	62
その他の有価証券	—	—
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
合 計	62	62

(2) 金銭の信託の時価情報

—該当ありません—

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)

1. 定性的情報

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。

②取組方針

当社では、デリバティブ取引を、ポートフォリオのリスクヘッジ手段と位置づけており、ヘッジ目的に利用を限定しています。

③利用目的

当社が利用している為替予約取引は、外貨建債券の購入・売却時の為替レートを事前に確定する目的、為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用します。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、運用資産の為替変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、当社は、取引の相手の契約不履行により生ずる信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関を相手としてデリバティブ取引を行っています。

⑤リスク管理体制

当社ではデリバティブ取引を含む取引全般に関する職務権限規程及び資産運用リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実行し、現物資産と合わせて一元的にリスクを管理しています。なお、デリバティブ取引の状況は定期的に経営会議等に報告されています。

V. 財産の状況

2. 定量的情報

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－
ヘッジ会計非適用分	－	△0	－	－	－	△0
合計	－	△0	－	－	－	△0

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

－該当ありません－

③通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	平成17年度末			平成18年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約 買建 米ドル	85	－	85	△0	21	－	21	△0
		85	－	85	△0	21	－	21	△0
	合計				△0				△0

（注）為替予約取引における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。

④株式関連

－該当ありません－

⑤債券関連

－該当ありません－

⑥その他

－該当ありません－

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成17年度	平成18年度
基礎利益 A	1,980	2,604
キャピタル収益	52	78
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	21	0
有価証券売却益	17	59
金融派生商品収益	—	0
為替差益	13	19
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	25	24
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	7	8
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	0	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	17	16
キャピタル損益 B	27	54
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	2,007	2,658
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	696	725
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	696	725
個別貸倒引当金繰入額	—	0
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 696	△ 725
経常利益 A+B+C	1,311	1,933

（注）平成17年度及び平成18年度のその他キャピタル費用は、責任準備金繰入額のうち外貨建保険商品に係る責任準備金の為替変動による増加額であります。

V. 財産の状況

11. 利源別損益

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度
危険差損益(注1)	①	6,673	8,427
費差損益(注1)	②	▲2,065	▲994
利差損益(注1)	③	5	207
3利源合計	④=①+②+③	4,613	7,640
その他損益(注2)	⑤	▲2,633	▲5,036
基礎利益	⑥=④+⑤	1,980	2,604

(注1) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「保険料設定の際に予定した保険金・給付金の支払額」と「実際に発生した保険金・給付金の支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「保険料設定の際に予定した経費」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「保険料設定の際に予定した運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益

(注2) その他損益は主として、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けての責任準備金積増し額です(下表参照)。

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
標準責任準備金積立の達成に向けての 責任準備金積増し額	▲2,040	▲4,430

12. 会社法による会計監査人の監査

会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けています。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

平成18年度決算の主要業績は以下の通りとなりました。

<新契約高>

個人保険は8,049億円（対前年度1,550億円減）、個人年金保険は407億円（同149億円減）、団体保険は289億円（同420億円減）となりました。

<減少契約高（保険金支払等による契約消滅・解約・失効等）>

個人保険は5,996億円（同773億円減）、個人年金保険は145億円（同17億円増）となりました。

<保有契約高>

個人保険は4兆4,414億円（同3,151億円増）、個人年金保険は2,156億円（同282億円増）、団体保険は1兆5,764億円（同3,051億円増）となりました。

<資産>

総資産が3,141億16百万円（同466億42百万円増）となりましたが、そのうち運用資産の主なものは、有価証券が2,853億92百万円、貸付金77億01百万円であります。

<経常収益>

保険料等収入が829億63百万円（同104億96百万円増）、資産運用収益が54億94百万円（同9億13百万円増）、その他経常収益が5億90百万円（同2億8百万円増）となり、経常収益は890億48百万円（同116億18百万円増）となりました。

<経常費用>

保険関係費用として、保険金・年金・給付金が96億77百万円（同8億円増）、解約返戻金が141億15百万円（同7億76百万円増）、再保険料が9億23百万円（同2億74百万円増）で、保険金等支払金の合計は251億41百万円（同20億82百万円増）となりました。

また、責任準備金等繰入額は455億54百万円（同85億32百万円増）、資産運用費用が11百万円（同2百万円増）、事業費が154億77百万円（同3億31百万円増）、その他経常費用が9億29百万円（同47百万円増）となった結果、経常費用は871億14百万円（同109億96百万円増）となりました。

<経常利益・当期純利益>

経常利益は19億33百万円（同6億22百万円増）となりました。

これに特別損益項目、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減算した当期純利益は、4百万円（同1百万円増）となりました。

VI. 業務の状況を示す指標等

(2) 保有契約高及び新契約高

(保有契約高)

(単位：千件、百万円、%)

	平成17年度末				平成18年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	349	111.5	4,126,258	110.5	379	108.3	4,441,419	107.6
個人年金保険	50	138.0	187,347	131.4	59	118.7	215,610	115.1
団体保険	-	-	1,271,298	133.7	-	-	1,576,463	124.0
団体年金保険	-	-	616	99.6	-	-	592	96.0

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

(新契約高)

(単位：千件、百万円)

	平成17年度				平成18年度			
	件数	金額			件数	金額		
			新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加
個人保険	67	960,042	960,042	-	57	804,986	804,986	-
個人年金保険	16	55,634	55,634	-	12	40,712	40,712	-
団体保険	-	70,988	70,988	-	-	28,927	28,927	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当社では、個人保険および個人年金保険の転換制度は設けていません。

2. 個人年金保険の新契約の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

(保有契約)

(単位：百万円、%)

区分	平成17年度末		平成18年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	47,853	110.2	52,577	109.9
個人年金保険	9,756	145.9	11,676	119.7
合計	57,609	115.0	64,254	111.5
うち医療保障・生前給付保障等	6,546	102.3	6,737	102.9

(新契約)

(単位：百万円、%)

区分	平成17年度		平成18年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	9,354	116.0	9,087	97.1
個人年金保険	3,556	137.8	2,523	71.0
合計	12,910	121.3	11,610	89.9
うち医療保障・生前給付保障等	828	85.8	745	90.0

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成17年度末	平成18年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	4,108,552	4,422,832
		個人年金保険	(26,982)	(36,889)
		団体保険	1,271,296	1,576,461
		団体年金保険	—	—
	その他共計	5,379,848	5,999,293	
	災害死亡	個人保険	(330,770)	(342,284)
		個人年金保険	(364)	(346)
		団体保険	(2,716)	(5,220)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(333,851)	(347,851)		
その他の条件付死亡	個人保険	(88)	(701)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	(88)	(701)		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	17,706	18,586
		個人年金保険	185,674	213,018
		団体保険	0	0
		団体年金保険	—	—
	その他共計	203,380	231,604	
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(21,809)	(25,481)
		団体保険	(0)	(0)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(21,809)	(25,482)		
その他	個人保険	—	—	
	個人年金保険	1,673	2,592	
	団体保険	2	2	
	団体年金保険	616	592	
その他共計	2,292	3,187		
入院保障	災害入院	個人保険	(910)	(933)
		個人年金保険	(5)	(5)
		団体保険	(36)	(40)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(952)	(980)	
	疾病入院	個人保険	(951)	(972)
		個人年金保険	(6)	(6)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(958)	(979)		
その他条件付入院	個人保険	(426)	(419)	
	個人年金保険	(1)	(0)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	(427)	(420)		

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

VI. 業務の状況を示す指標等

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成17年度末	平成18年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	25,437	26,569
	個 人 年 金 保 険	55	53
	団 体 保 険	41,271	36,587
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	66,763	63,209
手 術 保 障	個 人 保 険	162,473	165,393
	個 人 年 金 保 険	1,188	1,123
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	163,661	166,516

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成17年度末	平成18年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	646,711	722,970
	定 期 保 険	1,747,745	1,970,053
	定 期 保 険 特 約	1,622,541	1,632,738
	そ の 他 共 計	4,017,458	4,326,216
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	88,733	94,471
	こ ど も 保 険	17,629	18,493
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	2,359	2,144
	そ の 他 共 計	108,723	115,110
生 存 保 険		76	93
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	187,347	215,610
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	185,346	191,877
	傷 害 特 約	132,702	137,405
	災 害 入 院 特 約	704	720
	疾 病 特 約	708	719
	成 人 病 特 約	24	26
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	357	347

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	313,772	3,735,620	349,896	4,126,258
新 契 約	67,015	960,042	57,741	804,986
更 新	917	4,431	942	5,443
復 活	5,403	99,785	5,202	101,366
転換による増加	-	-	-	-
死 亡	438	5,238	458	4,878
満 期	1,428	6,453	1,792	8,906
保 険 金 額 の 減 少	14,332	73,658	21,487	81,060
転換による減少	-	-	-	-
解 約	25,274	413,928	22,639	328,604
失 効	9,938	176,547	9,710	175,350
その他の異動による減少	136	1,132	125	825
年 末 現 在	349,896	4,126,258	379,058	4,441,419
(増 加 率)	(11.5)	(10.5)	(8.3)	(7.6)
純 増 加	36,124	390,638	29,162	315,161
(増 加 率)	(18.8)	(Δ 10.7)	(Δ 19.3)	(Δ 19.3)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	36,518	142,565	50,390	187,347
新 契 約	16,623	55,634	12,933	40,712
復 活	185	881	102	511
転換による増加	-	-	-	-
死 亡	43	117	75	247
支 払 満 了	24	559	27	476
金 額 の 減 少	36	138	47	246
転換による減少	-	-	-	-
解 約	2,493	10,072	3,345	11,629
失 効	409	1,683	338	1,433
その他の異動による減少	19	225	68	539
年 末 現 在	50,390	187,347	59,793	215,610
(増 加 率)	(38.0)	(31.4)	(18.7)	(15.1)
純 増 加	13,872	44,782	9,403	28,262
(増 加 率)	(14.2)	(24.0)	(Δ 32.2)	(Δ 36.9)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

VI. 業務の状況を示す指標等

③団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	11,937,988	950,934	16,376,555	1,271,298
新 契 約	4,528,241	70,988	20,638	28,927
更 新	521,452	462,147	519,206	494,303
中 途 加 入	1,238,476	394,181	954,275	421,848
保 険 金 額 の 増 加	3,169	49,510	2,432	29,014
死 亡	23,356	1,572	22,912	1,643
満 期	549,389	476,184	597,364	518,849
脱 退	1,273,015	113,892	1,062,891	106,652
保 険 金 額 の 減 少	1,022	63,043	1,937	56,111
解 約	3,751	12,205	8,869,602	59,986
失 効	52	285	103	456
その他の異動による減少	473	35,446	4,238	3,007
年 末 現 在 (増 加 率)	16,376,555 (37.2)	1,271,298 (33.7)	7,313,817 (△ 55.3)	1,576,463 (24.0)
純 増 加 (増 加 率)	4,438,567 (-)	320,364 (91.0)	△ 9,062,738 (△ 304.2)	305,164 (△ 4.7)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	2,311	618	1,377	616
新 契 約	-	-	-	-
年 金 支 払	230	5	62	5
一 時 金 支 払	150	31	140	42
解 約	-	-	-	-
年 末 現 在 (増 加 率)	1,377 (△ 40.4)	616 (△ 0.4)	1,520 (10.4)	592 (△ 4.0)
純 増 加 (増 加 率)	△ 934 (△ 318.7)	△ 2 (-)	143 (-)	△ 24 (-)

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

①5年ごと利差配当付商品（個人保険・個人年金）

イ 契約者配当の仕組み

5年ごと利差配当付商品は、毎年、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に契約者配当準備金を積み立て（下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。）、契約後5年ごとに契約者配当金としてお支払いします。

ロ 平成18年度決算による配当金

平成18年度決算に基づく配当基準利回りを算定し、予定利率による運用益を上回る部分を契約者配当準備金として積み立てました。

ハ 契約者配当金例示

平成18年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

<例> 5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了

男性、年払、保険金100万円

・旧大東京しあわせ生命保険株式会社において締結された契約

契約日（経過年数）	保険料	継続中の契約 （配当金）	死亡契約 （保険金 + 配当金）
平成9年10月1日（10年）	18,351円	0円	1,000,000円

・旧千代田火災エビス生命保険株式会社において締結された契約

契約日（経過年数）	保険料	継続中の契約 （配当金）	死亡契約 （保険金 + 配当金）
平成9年10月1日（10年）	18,351円	0円	1,000,000円

・あいおい生命保険株式会社において締結された契約

契約日（経過年数）	保険料	継続中の契約 （配当金）	死亡契約 （保険金 + 配当金）
平成14年10月1日（5年）	25,149円	584円	1,000,584円

（注）「継続中の契約」欄は5年ごとの契約応当日を迎えた場合の受領金額を示します。

「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示します。

経過年数とは平成19年4月1日から平成20年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

上記配当金は、責任準備金、予定利率および配当基準利回りにより計算した金額です。

VI. 業務の状況を示す指標等

< 平成18年度決算に基づく配当基準利回り >

(単位:%)

	平成17年度	平成18年度
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.00 ~ 1.65	1.25 ~ 2.00
5年ごと利差配当付養老保険 (一時払かつ平成11年4月2日以降契約の場合)	1.05 ~ 1.70	1.20 ~ 1.65
上記以外の5年ごと利差配当付契約	1.30 ~ 2.15	1.25 ~ 2.15

(注) 配当基準利回りは、契約年月に応じて異なります。

②団体保険

団体保険については、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

平成18年度決算においても、団体の規模、保険金支払実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	10.5	7.6
個 人 年 金 保 険	31.4	15.1
団 体 保 険	33.7	24.0
団 体 年 金 保 険	△0.4	△4.0

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度
新 契 約 平 均 保 険 金	14,326	13,941
保 有 契 約 平 均 保 険 金	11,793	11,717

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	25.7	19.5
個 人 年 金 保 険	39.4	21.9
団 体 保 険	7.5	2.3

(注) 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	15.0	11.6
個 人 年 金 保 険	7.8	6.9
団 体 保 険	2.7	6.9

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額または増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

VI. 業務の状況を示す指標等

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位：円）

平成17年度	平成18年度
151,753	154,485

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

件 数 率		金 額 率	
平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
1.4	1.3	1.2	1.0

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		平成17年度	平成18年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.2	0.1
	金 額	0.3	0.1
障 害 保 障 契 約	件 数	0.1	0.2
	金 額	0.0	0.0
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	4.4	5.0
	金 額	110.4	132.0
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	32.5	35.7
	金 額	583.9	660.9
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	5.1	11.9
	金 額	221.0	287.2
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	23.1	26.3

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

平成17年度	平成18年度
21.0	18.8

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成17年度	平成18年度
5	5

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成17年度	平成18年度
100%	100%

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成17年度	平成18年度
AAA	4.6%	3.3%
AA	14.7%	—
AA-	26.1%	34.9%
A+	54.6%	19.8%
A-	—	42.0%

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社(S&P社)によるものに基づいております。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

平成17年度	平成18年度
243	51

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	平成17年度	平成18年度
第三分野発生率	—	37.9
医療(疾病)	—	43.9
がん	—	—
介護	—	—
その他	—	16.3

(注) 1. 上表の割合は、(1)発生保険金額÷(2)経過保険料で算出しています。
(1) 発生保険金額は、保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額(既発生未報告分に係る支払備金を除く)+保険金・給付金等の支払いに係る事業費等です。
(2) 経過保険料は、(純保険料中の危険保険料+付加保険料中の維持費相当分)を、平成18年度の経過期間に対応する責任に相当する額に修正したものです。
2. 平成17年度については、割合を算出していません。

VI. 業務の状況を示す指標等

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,034	1,073
	災 害 保 険 金	77	61
	高 度 障 害 保 険 金	117	262
	満 期 保 険 金	28	36
	そ の 他	—	—
	小 計	1,258	1,433
年 金	—	12	
給 付 金	465	613	
解 約 返 戻 金	662	621	
保 険 金 据 置 支 払 金	0	0	
そ の 他 共 計	2,388	2,691	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	204,712	240,001
	個 人 年 金 保 険	24,400	33,652
	団 体 保 険	51	59
	団 体 年 金 保 険	616	592
	そ の 他	0	0
	小 計	229,782	274,307
危 険 準 備 金	4,314	5,040	
合 計	234,096	279,347	

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものです。

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		平成17年度末	平成18年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		95.8	96.9

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
平成8年度～平成12年度	146,632	1.65～3.10
平成13年度～平成17年度	115,050	1.00～1.75
平成18年度	11,972	1.00～1.75

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

	区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	その他の保険	合 計
平成17年度	前年度末現在	55	4	1,083	0	0	1,144
	利息による増加	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	1	0	908	0	0	911
	当年度繰入額	48	0	1,159	0	0	1,208
	当年度末現在	101	4	1,334	0	0	1,442
		(10)	(4)	(1)	(—)	(—)	(16)
平成18年度	前年度末現在	101	4	1,334	0	0	1,442
	利息による増加	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	6	0	1,070	0	0	1,077
	当年度繰入額	59	34	1,666	0	0	1,760
	当年度末現在	154	38	1,930	0	0	2,124
		(38)	(4)	(5)	(—)	(—)	(47)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

VI. 業務の状況を示す指標等

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	
	個別貸倒引当金	1	1	0	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		129	101	△28	
価額変動準備金		253	314	61	

(注) 計上の理由及び算定方法は、貸借対照表の注記に記載してあります。

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

— 該当ありません —

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		25,000	—	—	25,000	
うち既 発行株式	(普通株式)	(500千株)	—	—	(500千株)	
	計	500千株	—	—	500千株	
資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	—	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(8) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	58,892	65,716
(うち一時払)	4,345	5,176
(うち年払)	11,440	13,607
(うち半年払)	203	260
(うち月払)	42,903	46,671
個 人 年 金 保 険	9,394	11,747
(うち一時払)	1,205	1,093
(うち年払)	926	1,071
(うち半年払)	29	29
(うち月払)	7,233	9,553
団 体 保 険	3,693	5,007
団 体 年 金 保 険	35	32
そ の 他 共 計	72,018	82,506

(9) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成18年度 合 計	平成17年度 合 計
死亡保険金	3,203	—	1,788	—	—	0	4,991	5,383
災害保険金	21	—	0	—	—	—	21	84
高度障害保険金	143	—	105	—	—	—	249	298
満期保険金	1,435	—	—	—	—	—	1,435	771
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,803	—	1,894	—	—	0	6,697	6,537

(10) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	平成18年度 合 計	平成17年度 合 計
186	65	0	5	—	—	257	149

(11) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成18年度 合 計	平成17年度 合 計
死亡給付金	0	53	—	1	—	—	54	28
入院給付金	752	2	2	—	—	0	757	672
手術給付金	434	1	—	—	—	—	436	375
障害給付金	17	—	0	—	—	—	18	2
生存給付金	379	0	—	—	—	—	380	374
そ の 他	879	29	123	41	—	0	1,074	736
合 計	2,464	87	127	42	—	0	2,721	2,190

(12) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	平成18年度 合 計	平成17年度 合 計
12,730	1,384	—	—	—	—	14,115	13,348

VI. 業務の状況を示す指標等

(13) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	844	115	564	280	66.8
建物	－	－	－	－	－
その他の有形固定資産	844	115	564	280	66.8
無形固定資産	1,605	225	954	650	59.5
その他	－	－	－	－	－
合 計	2,449	340	1,519	930	62.0

(14) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
営業活動費	6,549	6,887
営業管理費	301	372
一般管理費	8,295	8,217
合 計	15,146	15,477

(15) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
国 税	44	39
消費税	18	16
印紙税	26	22
登録免許税	－	－
その他の国税	0	－
地 方 税	244	278
地方消費税	4	4
法人住民税	－	－
法人事業税	227	260
固定資産税	2	3
不動産取得税	－	－
事業所税	9	9
その他の地方税	0	0
合 計	289	317

(16) リース取引

[リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度
取 得 価 額 相 当 額	17	—
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	14	—
期 末 残 高 相 当 額	3	—

②未経過リース料期末残高相当額 (単位：百万円)

区 分	平成17年度			平成18年度		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料 期末残高相当額	3	—	3	—	—	—

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
支 払 リ ー ス 料	18	3
減 価 償 却 費 相 当 額	11	3
支 払 利 息 相 当 額	2	0

④減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっている。
支払利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

VI. 業務の状況を示す指標等

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

①平成18年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成18年度のがわが国経済は、海外経済の拡大を背景に輸出や生産が増加を続け、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加し、又、雇用面の回復を背景に個人消費も底堅く推移するなど、内外需がともに増加を続け、緩やかな拡大傾向となりました。

こうした中、資産運用環境は、日本銀行がゼロ金利解除を行いました。長期金利は物価伸び率の鈍化を受け概ね低下、株価は日米欧の金融引き締め懸念の強まりによって大きく下落した後、緩やかに回復、為替もドル安を経て反転するなど、大きく変動する展開となりました。

ロ. 当社の運用方針

生命保険事業の公共性、資産の健全性の維持、長期的な保障確保に配慮し、かつ収益性、安全性、流動性に留意した資産運用を行っていくことを基本としております。

こうした方針に基づき、信用度の高い国内公社債を中心に運用を行っています。また、運用資産、運用対象の拡大に合わせ、ALM及びリスク管理体制の強化・充実を進めております。

ハ. 運用実績の概況

平成19年3月末の一般勘定資産は、平成18年3月末比46,642百万円増加し、314,116百万円となりました。増加資産は年度運用方針通り、国内公社債中心に配分しました。

その結果、運用資産の主な内訳は、国内公社債277,795百万円、国内株式2,383百万円、外国証券3,485百万円、その他の証券1,728百万円、買現先勘定9,391百万円、現預金・コールローン3,147百万円となっております。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年 度 末		平成 18 年 度 末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	6,530	2.4	3,147	1.0
買 現 先 勘 定	-	-	9,391	3.0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	246,479	92.2	285,392	90.9
公 社 債	239,108	89.4	277,795	88.4
株 式	2,507	0.9	2,383	0.8
外 国 証 券	3,022	1.1	3,485	1.1
公 社 債	3,022	1.1	3,485	1.1
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	1,841	0.7	1,728	0.6
貸 付 金	6,692	2.5	7,701	2.5
保 険 約 款 貸 付	6,692	2.5	7,701	2.5
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	-	-	-	-
繰 延 税 金 資 産	478	0.2	623	0.2
そ の 他	7,294	2.7	7,861	2.5
貸 倒 引 当 金	△ 1	△ 0.0	△ 1	△ 0.0
合 計	267,474	100.0	314,116	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	2,229	0.8	2,687	0.9

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△ 2,664	△ 3,382
買 現 先 勘 定	-	9,391
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	39,102	38,912
公 社 債	36,356	38,686
株 式	951	△ 123
外 国 証 券	1,070	462
公 社 債	1,070	462
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	723	△ 112
貸 付 金	1,329	1,008
保 険 約 款 貸 付	1,329	1,008
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-
繰 延 税 金 資 産	△ 203	145
そ の 他	663	566
貸 倒 引 当 金	3	△ 0
合 計	38,230	46,642
う ち 外 貨 建 資 産	1,070	458

VI. 業務の状況を示す指標等

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	-	0.39
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.94	1.98
うち 公 社 債	1.91	1.92
う ち 株 式	2.41	5.04
う ち 外 国 証 券	3.60	4.31
貸 付 金	3.12	3.11
う ち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-
一 般 勘 定 計	1.86	1.91

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益－資産運用費用」として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
現預金・コールローン	7,872	4,717
買 現 先 勘 定	-	4,679
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	226,219	265,263
うち 公 社 債	221,586	259,809
う ち 株 式	786	786
う ち 外 国 証 券	2,595	3,482
貸 付 金	6,034	7,151
う ち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-
一 般 勘 定 計	245,342	287,612
うち 海 外 投 融 資	2,595	3,482

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
利息及び配当金等収入	4,521	5,415
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	21	0
有価証券売却益	17	59
有価証券償還益	6	-
金融派生商品収益	-	0
為替差益	13	19
その他運用収益	-	0
合 計	4,580	5,494

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
支 払 利 息	1	2
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	7	8
有価証券評価損	-	-
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	0	-
為替差損	-	-
貸倒引当金繰入額	-	0
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	0	0
合 計	9	11

VI. 業務の状況を示す指標等

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	4,333	5,174
公 社 債 利 息	4,216	4,966
株 式 配 当 金	18	39
外国証券利息配当金	79	139
貸 付 金 利 息	188	222
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	4,521	5,415

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
国 債 等 債 券	17	9
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	17	59

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年 度	平成 18 年 度
国 債 等 債 券	0	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	7	8
そ の 他 共 計	7	8

(9) 有価証券評価損明細表

－該当ありません－

(10) 商品有価証券明細表

－該当ありません－

(11) 商品有価証券売買高

－該当ありません－

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年度 末		平成 18 年度 末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	153,084	62.1	181,803	63.7
地 方 債	－	－	8,242	2.9
社 債	86,024	34.9	87,749	30.7
うち 公 社 ・ 公 団 債	3,692	1.5	3,712	1.3
株 式	2,507	1.0	2,383	0.8
外 国 証 券	3,022	1.2	3,485	1.2
公 社 債	3,022	1.2	3,485	1.2
株 式 等	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	1,841	0.7	1,728	0.6
合 計	246,479	100.0	285,392	100.0

VI. 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平 成 17 年 度 末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合 計
国 債	300	3,698	7,209	3,037	25,872	112,965	153,084
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	910	10,861	16,764	11,331	15,123	31,032	86,024
株 式						2,507	2,507
外 国 証 券	—	910	1,116	748	246	—	3,022
公 社 債	—	910	1,116	748	246	—	3,022
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	1,841	1,841
合 計	1,210	15,470	25,090	15,118	41,243	148,347	246,479

(単位：百万円)

区 分	平 成 18 年 度 末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合 計
国 債	221	6,559	5,758	1,981	35,882	131,399	181,803
地 方 債	—	—	—	—	—	8,242	8,242
社 債	3,001	17,375	10,331	13,753	15,369	27,918	87,749
株 式						2,383	2,383
外 国 証 券	232	524	1,035	1,322	371	—	3,485
公 社 債	232	524	1,035	1,322	371	—	3,485
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	1,728	1,728
合 計	3,454	24,458	17,126	17,057	51,623	171,672	285,392

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平 成 17 年 度 末	平 成 18 年 度 末
公 社 債	2.05	2.06
外 国 公 社 債	3.69	4.47

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		平成17年度末		平成18年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	410	16.4	472	19.8
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	6	0.2	4	0.2
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	917	36.6	805	33.8
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	1,110	44.3	1,038	43.6
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		62	2.5	62	2.6
合 計		2,507	100.0	2,383	100.0

VI. 業務の状況を示す指標等

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末残高	平成18年度末残高
保 険 約 款 貸 付	6,692	7,701
契 約 者 貸 付	5,063	6,017
保 険 料 振 替 貸 付	1,628	1,683
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 □ — ン	—	—
消 費 者 □ — ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	6,692	7,701

(17) 貸付金残存期間別残高

—該当ありません—

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

—該当ありません—

(19) 貸付金業種別内訳

—該当ありません—

(20) 貸付金使途別内訳

—該当ありません—

(21) 貸付金地域別内訳

—該当ありません—

(22) 貸付金担保別内訳

—該当ありません—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 17 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	動 産	231	165	20	103	272	471	63.3
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	231	165	20	103	272	471	63.3
平成 18 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	272	125	2	115	280	564	66.8
	合 計	272	125	2	115	280	564	66.8

※償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

—該当ありません—

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度
不 動 産	—	—
動 産	0	—
有 形 固 定 資 産	—	—
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	—	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度
不 動 産	—	—
動 産	1	—
有 形 固 定 資 産	—	2
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	—	2
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1	2

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

—該当ありません—

VI. 業務の状況を示す指標等

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	2,222	73.5	2,685	77.1
株 式	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	2,222	73.5	2,685	77.1

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債 (円建外債) ・ その他	799	26.5	799	22.9
小 計	799	26.5	799	22.9

二. 合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	3,022	100.0	3,485	100.0
-----------	-------	-------	-------	-------

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年 度 末								平成 18 年 度 末							
	外国証券				非居住者 貸付				外国証券				非居住者 貸付			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	3,022	100.0	3,022	100.0	—	—	—	—	3,485	100.0	3,485	100.0	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,022	100.0	3,022	100.0	—	—	—	—	3,485	100.0	3,485	100.0	—	—	—	—

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年 度 末		平成 18 年 度 末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	2,222	100.0	2,685	100.0
ユ ー ロ	—	—	—	—
カ ナ ダ ド ル	—	—	—	—
オーストラリアドル	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	2,222	100.0	2,685	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成 17 年 度	平成 18 年 度
3.60	4.31

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

—該当ありません—

(30) 各種ローン金利

—該当ありません—

(31) その他の資産明細表

—該当ありません—

VI. 業務の状況を示す指標等

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
－該当ありません－

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成17年度末					平成18年度末				
	帳簿 価 額	時 価	差 損 益			帳簿 価 額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	221,649	222,088	438	4,306	3,868	245,739	247,553	1,813	4,747	2,933
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	22,439	24,767	2,327	2,658	330	37,021	39,590	2,568	2,772	203
公 社 債	19,128	19,098	△30	257	288	34,282	34,635	353	549	196
株 式	723	2,444	1,721	1,721	-	723	2,320	1,597	1,597	-
外 国 証 券	1,403	1,383	△20	19	40	882	905	23	29	6
公 社 債	1,403	1,383	△20	19	40	882	905	23	29	6
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,183	1,841	657	660	2	1,133	1,728	594	594	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	244,089	246,856	2,766	6,965	4,198	282,761	287,143	4,382	7,519	3,137
公 社 債	239,139	239,548	409	4,541	4,131	277,442	279,579	2,137	5,259	3,122
株 式	723	2,444	1,721	1,721	-	723	2,320	1,597	1,597	-
外 国 証 券	3,042	3,021	△21	43	64	3,461	3,514	52	67	15
公 社 債	3,042	3,021	△21	43	64	3,461	3,514	52	67	15
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,183	1,841	657	660	2	1,133	1,728	594	594	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注） 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」については、該当ありません。

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	62	62
その他の有価証券	—	—
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
合 計	62	62

(2) 金銭の信託の時価情報

—該当ありません—

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△0	—	—	—	△0
合 計	—	△0	—	—	—	△0

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

—該当ありません—

③通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成17年度末			平成18年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	為替予約 買建	85	—	85	△0	21	—	21	△0
	米ドル	85	—	85	△0	21	—	21	△0
合 計					△0				△0

(注) 為替予約取引における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。

④株式関連

—該当ありません—

⑤債券関連

—該当ありません—

⑥その他

—該当ありません—

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.13～P.14をご覧ください。

2. 法令等遵守の体制

P.12をご覧ください。

3. 個人データ保護について

P.16～P.19をご覧ください。

4. 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する確認書

この確認書は、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について」（金融庁要請：平成17年10月7日、金監第2835号）により、本誌に記載するものであります。

確認書

平成19年5月23日

あいおい生命保険株式会社

取締役社長

戸不田智秀 

私は、「あいおい生命の現状－ビジネスレポート 2007」の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを、下記の通り確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成にあたり、社内体制・手続を充実させ、有効に機能する環境を整備しておりますが、以下の通り、これが適正に機能していることを確認致しました。

- ① 財務諸表の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務が行われる体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、財務諸表作成に係る各部門の業務の遂行状況の適切性・有効性が検証され、監査結果について経営者に報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人から監査報告書に基づき当期の監査結果の報告を受け、財務諸表に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

以上

VIII. 特別勘定の状況

— 該当ありません —

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

子会社等は有していますが、重要性が乏しいため連結財務諸表は作成していません。

**あいおい生命の現状
ビジネスレポート2007**

平成19年7月

あいおい生命保険株式会社

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL.(03)5420-0101(大代表)

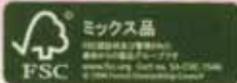


あいおい生命保険株式会社

本店 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 TEL 03-5420-0101 (大代表)

あいおい生命ホームページアドレス <http://www.aioi-life.co.jp>

(0707K)



この印刷物は、EPAのリサイクルプラス基準に適合した
地球環境にやさしい印刷方式で作成されています
EPA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.eppa.com>



(BB-606)